

令和三年第十三回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年七月十三日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第十三回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和三年第一回臨時会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。宮田委員と亀田委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案二件と事務局からの報告が六件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第二十九号 令和四年度使用の世田谷区立中学校教科用図書

の採択

○渡部教育長 議案第二十九号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いします。

○粟井教育監 それでは、議案第二十九号、令和四年度使用の世田谷区立中学校教科用図書の採択について御説明いたします。

本件につきましては、提案説明の欄にもございますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律並びに、教科書の発行に関する臨時措置法の規定等に基づきまして、令和四年度使用の世田谷区立中学校教科用図書の採択事務処理を適正かつ公平に行うため、採択の実施について提案をさせていただきます。

一枚おめぐりいただきますと、文部科学省教科書課長名の令和四年度使用教

科書の採択事務処理についての通知がございます。二枚目の1(2)中学校用教科書の採択についてのところを御覧いただければと思います。(2)令和三年度におきましては、無償措置法第十四条の規定に基づき、無償措置法施行規則第六条各号に掲げる場合を除いて、令和二年度と同一の教科書を採択することとなりますが、自由社の「新しい歴史教科書」について、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和二年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第六条第三号により採択替えを行うことも可能であることが記載されております。

下のほうにあります(ア)と(イ)には、採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであること、そして、採択替えを行うか否かは採択権者の判断によるべきものであること、都教育委員会において新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和二年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられるということが記載されているところでございます。

これらのことを踏まえまして、世田谷区教育委員会といたしまして、中学校歴史教科書の採択の実施についてお諮りをしたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 それでは、中学校教科用図書社会科（歴史的分野）について、採択替えの手続を実施するか、令和二年度と同一の教科書を採択するか、皆様の御意見を伺います。いかがでしょうか。

○澁澤委員 今までは令和二年度と同一の教科書をずっと慣例としては使ってきましたし、子どもたちが教科書が変わることによって受ける不利益も十分に考慮しなければいけないと思っております。また、新しい自由社の教科書に関

しては、もう既に関連ができる状態になっておりましたので、拝見して中を精査させていただこうとも思いますが、いずれにしても、時間がなく、できれば、その判断を次回まで持ち越しにさせていただけるとありがたいなど個人的には思っております。

○亀田委員 学校の状況も勘案して、ある程度の継続性を重視すべきと考えますけれども、一方で、手続きの公正さを確保する必要があると考えます。

そこで、大変申し訳ありませんけれども、慎重に判断するためにも、もう少し時間をいただいて、できれば、次回に再度、議案としていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○宮田委員 学校現場、生徒が学びやすく使いやすい教科書、よりよい教科書を採用するということは大変重要なことです。もちろん学習指導要領にも沿った形でございます。

今回、対象の自由社の教科書については、さらにじっくりと拝見させていただきたいと思えます。公平性といった点からは再採択の実施の必要も考えますが、今回は、昨年、教科書を採用し、本年度から四年間使用することが決定した中での再採択が行われるという場合には、やはり教育現場が混乱しないか懸念がございます。

○中村委員 私も皆さんと同様で、やはり一年ちよつとで教科書が変わるということは学校にとっては非常に大変なことなので、本来であれば、やはり採択の時期のいわゆる締め切りといえますか、残念ながらそれに間に合わなかったものをまた改めてというのは違和感があるなどというのが正直なところです。例えば、学術的に明らかに今までの定説がひっくり返るようなことがあって、教科書の記述内容を変えざるを得ないような事態が生じた場合は考えることができるのですが、そうでない場合は、やはり現場の混乱というものを少し考えてみたいと思っておりますけれども、どちらにしても、やはりもう少し考える

時間をいただければ幸いです。私の意見です。

○渡部教育長　今、皆さんの御意見を伺うと、慎重に判断をするために少し時間がほしいということでしたので、これを次回の議題とさせていただければと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長　それでは、次回の議題とさせていただきたいと思えます。

それでは、次に行かせていただきます。

日程第二を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第二　議案第三十号　世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

○渡部教育長　議案第三十号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いします。

○粟井教育監　それでは、議案第三十号、世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本件は、未婚のひとり親に対する税制上の措置について規定の整備を行うものでございます。また、幼児教育・保育の無償化によりまして、世帯の所得の状況にかかわらず保育料がゼロ円となったため、これまでの保育料額決定通知書の様式の削除を併せて行うものでございます。

新旧対照表がございますので、二枚ほどめくっていただければと思います。ここから新旧対照表になっておりまして、新旧対照表の二一分の三ページ目の右側の改正前の欄を御覧いただければと思います。これまで区立認定こども園・幼稚園卒の給食費の算定におきましては、未婚のひとり親を対象にして、地方税法上の寡婦とみなして、寡婦控除を適用した税額を用いることとしておりました。しかしながら、令和二年度税制改正におきまして、婚姻歴や性別に

かわらずひとり親控除が新たに適用されることとなったことを踏まえまして、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用に係る所得割課税額の計算方法についての規定を削除することとしております。

その次の二二分の四ページを御覧いただければと思います。真ん中ほどに第六条がございますが、第六条につきまして、これまで保育料額の決定の通知は、保育料額決定通知書、または入園（転園）承諾書により行っておりますが、幼児教育・保育の無償化により、保育料は全てゼロ円となりましたので、保育料額決定通知書による通知に係る規定を削除してございます。

また、後ろになりますが、ページが飛びまして、二二分の一三ページを御覧いただければと思います。二二分の一三ページは、先ほど御説明を申し上げましたとおり、保育料額決定通知書の様式を削除しているところでございます。これによりまして、様式の号数については、それ以降のものは順次繰り上げを行うこととしております。

本件は、令和三年九月一日より施行する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十号、世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1) 令和三年第二回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に

関して、安藤教育総務課長より口頭説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 口頭での説明で恐縮ですが、令和三年第二回区議会定例会における教育に関する議案の審査結果について報告させていただきます。

令和三年第二回区議会定例会における議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、財産（世田谷区立教育総合センター用一般什器、備品等）の取得から、世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例までの四件でございます。五月十日と二十六日の教育委員会定例会で意見聴取をさせていただいた本四件につきましては、六月十四日に開催された本会議に上程、付託、決議され、翌十七日の企画総務と文教の常任委員会、また、その翌日の十八日に開催された福祉保健常任委員会で審査されました。最終的には、六月二十三日の本会議におきまして、本四件とも全会一致で可決されました。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和四年度指定校変更の制限について、本件に関して、田中学務課長より説明をお願いします。

○田中学務課長 それでは、令和四年度指定校変更の制限について御説明いたします。

資料を御覧ください。1の主旨です。地域とともに子どもを育てる教育を推進する観点から、小・中学校において、各学校の通学区域を定め、就学すべき学校を指定しております。一方で、法令により相当の理由があると認められる場合は、指定校以外の学校への変更の申請ができることとされており、区で

は、申請の理由が相当と認められ、かつ受け入れる学校においても支障がない場合には指定校の変更を許可しております。しかしながら、通学区域内の児童・生徒の著しい増加などにより、ほかからの受入れが困難であると見込まれる場合には、指定校変更を制限することにより対応しております。

2の令和四年度の指定校変更の制限校です。こちらにつきましては、新たな制限校及び制限の解除校はございません。小学校は十校、中学校は二校、記載のとおりでございます。

3のスケジュールでございます。十五日に区のホームページに掲載し、その後、「区のおしらせ」などで周知をしていきます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)令和二年度東京都体罰等実態把握調査結果と世田谷区の状況について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 では、私からは、令和二年度東京都体罰等実態把握調査結果と世田谷区の状況について御報告いたします。

まず、1の主旨を御覧ください。このたび東京都教育委員会が都内の全公立学校を対象に実施した令和二年度に発生した体罰等実態把握調査結果が六月二十四日に公表されましたので、調査の結果及び世田谷区の状況について御報告をいたすものです。

2、調査結果の概要につきましては、二枚目を御覧ください。本調査の概要ですが、表の右側、令和二年度の欄を御覧いただきたいと思います。令和二年

度の本調査への体罰等の報告があった学校数は、都内全公立学校二千五百五十校のうち二百十四校でございました。このうち体罰として取り扱われましたものは、下の表になりますが、七人でございます。また、体罰という取扱いにはありませんが、不適切な指導、行き過ぎた指導や暴言等を含めた不適切な行為と判断されたものが百三十九人となっております。また、指導の範囲内とされたものは七十五人となっております。なお、全ての項目において、令和元年度、平成三十年度より減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応による休校や制限された教育活動の影響も考えられます。

これらの体罰等の分類や内容につきましては、その後ろにあります横判資料の三ページ、4、体罰の内容以降に詳細が掲載されておりますので、御確認ください。

最後に、東京都の資料にはございませんが、本区の体罰以外の状況については、不適切な行為が小・中学校のうち一件ございました。こちらは小学校です。内容は、不適切な指導です。

教育委員会といたしましては、不適切な指導等が引き続き発生していることについて重く受け止めております。体罰や不適切な指導の禁止につきましては、これまで定例の校長会、副校長会などを通して繰り返し注意喚起を行って危機意識を高め、また、各学校においては職員会議や校内研修において定期的な扱い、指導の徹底を図ってきたところでございます。加えて、区教育委員会主催の研修で、子どもの人権を大切にした指導についてとして、体罰等についての自己点検や効果的な指導を話し合う場面を設けるとともに、資料として、世田谷区子ども条例や子どもの権利条約を示すなど、教員に直接指導して理解を深めております。さらに、スクールカウンセラーによる教職員への指導、助言や面談なども一層充実させるよう各学校には伝えているところであります。

教育委員会といたしましては、今後もあらゆる機会を通じ、体罰の根絶に向

けて取り組んでまいりたいと思います。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)不登校特例校（分教室型）の開設について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、私から、不登校特例校（分教室型）の開設について、資料に基づき説明申し上げます。

まず、1の主旨でございます。社会的に自立することを目指し、本格的な学習支援を必要としている不登校生徒の新たな支援の場として、不登校特例校（分教室型）の令和四年四月の開設に向けた準備を進めているところでございます。今回、改めて概要を御説明するとともに、このたび開設に向けて、入室に係る対象者、手続きについてまとめたので、報告するものでございます。

続いて、2、不登校特例校についてを御覧ください。不登校特例校について、まず簡単に御説明申し上げます。不登校特例校は、学校教育法上の学校であり、不登校児童・生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成し、不登校児童・生徒の状況を踏まえた特色ある教育活動や指導を行うものでございます。参考に、不登校特例校とほととスクールの違いについて表にしたので、後ほど御確認いただければと思います。

続いて、3の概要について御説明申し上げます。まず、(1)開設年月日でございますが、令和四年四月一日に世田谷中学校の分教室として開設いたします。ここで分教室について簡単に補足させていただきます。不登校特例校を学

校として設置する場合、法令で定める様々な設置基準を満たす必要があること、また、関係省庁との様々な調整等が必要になることから、新規設置には相
当の期間を要することとなります。そのため、東京都教育委員会では、国と協
議の上、不登校特例校の整備に当たり、まず、暫定的に公共施設などを学校の
分教室と位置づけ、次の段階として、学校の校舎としての設置基準を満たす施
設に移行する二段階の仕組みを構築しております。区といたしましても、この
仕組みを利用し、第一段階として分教室を設置するものでございます。

それでは、引き続き資料の説明をさせていただきます。(2)、分教室の設置
場所につきましては、区立教育センターの一部を活用し、(3)に記載の主要室
を整備してまいります。利用人数につきましては、(4)に記載のとおり、中学
生三十名から五十名の利用を想定しております。

資料の裏面を御覧ください。(5)特別な教育課程でございます。不登校特例
校では、生徒の状況に配慮した特別な教育課程を編成することとなりますが、
その際には、①から③に記載の視点から教育課程を組み、柔軟かつ特色ある学
校運営を行っていくこととなります。今後、東京都と国と協議を行いながら教
育課程の詳細を決めていく予定となっております。

次に、4以降でございますが、ここからが入室に関しての御説明となりま
す。まずは、4の入室対象者でございますが、区内在住の不登校、または不登
校傾向が見られる生徒のうち、入退室検討委員会が入室を認めた生徒となりま
す。

次に、入室に係る手続きでございますが、まずは、不登校特例校（分教室
型）の開設後の基本となる手続きについて御説明申し上げます。本編の資料と
合わせて、三枚目入室までの流れというものがついております。ホッチキス
留めをしておりまして、ちょっと見づらいのですけれども、併せて見ていただ
ければと思います。

こちらは、別紙に入室までの流れを簡単な図にしております。まず、入室を希望する方は、教育総合センター内に設置される不登校支援窓口に申込みを行います。その後、見学、三、四週間の体験入室を経て、入室申請書を提出することとなります。その後、入退室検討委員会を経て入室の可否が決定し、入室するという流れとなっております。受付につきましては、分教室の開設後につきましては随時受付を行い、入室までにおおむね三か月程度となります。

次に、資料の6、令和四年四月入室の取り扱いについて御説明申し上げます。基本の入室の流れは、先ほど申し上げた内容のとおりとなりますが、令和四年四月に入室される方につきましては、今年度中に一連の手続きを行う必要があるため、先ほどと申込先や申込期間が異なります。まず、申込先につきましては、教育総合センターの開設前となるため、現教育センター内にある不登校相談窓口となります。また、入室相談の申込受付期間につきましては、九月一日から九月三十日までとなっております。こちらにつきましては、入室申請に至らなかった場合や、入退室検討委員会で入室と決定されなかった場合であっても、引き続き就学相談等の相談支援に確実につなげていくために申込期日を設定したものでございます。また、一方で、申込者の人数によっては、この期日についても柔軟に対応していく予定でございます。

また、四月入室に係る見学と体験入室につきましては、別紙図の下部に書いてある米印のとおり、不登校特例校の開設前になりますので、世田谷中学校に設置する自閉症・情緒障害特別支援学級、旧ひなぎく学級で行うこととなります。

資料の6の(3)、旧「ひなぎく学級」に通う生徒の入室についてでございます。昨年度まで不登校生徒の通級学級として運用していた世田谷中学校の旧ひなぎく学級の生徒につきましては、説明会を開催の上、生徒本人、保護者の意向を確認した上で、四月より不登校特例校へ入室することとなります。

続いて、資料三ページを御覧ください。7の周知方法でございます。不登校特例校の開設及び入室の周知につきましては、区内小・中学校へのチラシの配付、「区のおしらせ」八月一日号、区ホームページに掲載して周知するほか、八月に記載の二回、保護者向け説明会を開催し、周知を行ってまいります。

また、8の今後のスケジュールでございますが、こちらは記載のとおりとなっておりますが、一月に改修工事を予定しているほか、開設直前の二月に改めて本委員会にも開設前の御報告をさせていただく予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。これまでも様々御準備いただいているかと思しますので、こんなことを申し上げて申し訳ないのですけれども、この資料で一番大事なポイントは、二ページ、3の(5)の教育課程、教育内容の部分だと思えます。ここで書かれている内容は適切と考えますが、一方で、この記述を見る限り、軌道修正が必要ではないかと私は考えております。恐縮ですが、言葉を選ばずにあえて申し上げますと、新しい学校をつくるという夢が見えないかなど。事務局としてはいろいろお考えいただいていると思うのですが、教育内容が見えないのではないかと思います。というのは、小・中学校はあまりそういうことをしないと思えますけれども、例えば高校を新設するといったときには、二年ぐらい準備室で考えて、学校のコンセプトや教育内容を考えるわけです。特例校の場合には、高校以上に自由度が高いので、教育内容や学校のコンセプトを区独自で考える必要があると思えます。世田谷のお子さんの実態はこうだと、だから、こういうコンセプトで、そのためのカリキュラムとか、教材とか、学校運営はこうするということを区でつくっていく必要があると思えます。お子さんたちにどういった教育を提供したいか、どうなっ

しいかという教育委員会としての思いがなければ、箱だけつくってもこの特例校はうまくいかないと思います。そうした学校への思いとか、あるいはこの学校に来てもらったらこうなりますという希望をお子さんや保護者の方と共有することが、高校や、私立学校と同じかそれ以上に求められると思います。もちろんそうした点も含めて、これまで御準備いただいていると思うのですけれども、この資料からはそれが見えにくいと思います。

したがって、私は、このまま説明会を開催する、あるいは入学相談の受付をするというのは、中身はよく見えないけれども学校に来てくださいというようなものなので、再検討すべきではないか、このまま進めるということには、私は消極というか、反対でございます。中身を考えて、お子さんにどうい教育を提供したいか、そのためにこういう学校をつくります、ですからぜひ学校に来てくださいということを、教育委員会としての思いを語れる段階になってから保護者の方に説明すべきと考えます。

○柏原教育相談・支援課長 御意見ありがとうございます。教育課程につきましては、確かに内容については今後詳細を決めていくことになっております。保護者の説明会を開催させていただくところにつきましては、開設に向けた手続きのところ、申込みの期間につきましても周知させていただき、具体的な手続きについての御案内ということで、まずは手続きのことについて周知をさせていただきたいと思っております。どのような学校にしていくかということころにつきましては、時間的にはあまり余裕のないところでございますけれども、今後詳細を決めていき、区教育委員会としても、こういった学校にしているところを、しっかりコンセプトを伝えられるような中身を詰めていきたいと考えております。

○亀田委員 詳細は確におっしゃるとおりだと思いますのですが、詳細の前に、コンセプトとか、こういう学校にしたいという方向性を定めた上で保護

者の方に御説明する必要がある、やはり私はそう思っております。

○柏原教育相談・支援課長 八月の後半に保護者説明会を開催します。その間に区教育委員会としましても内容のほうをしっかりと詰めさせていただきまして、説明会の際にこういう学校にするのだというコンセプトをしっかりとお伝えできるような形で準備を進めていきたいと思っております。

○亀田委員 日程を必ずしも後ろ倒しにするのがどうしても必要というよりは、今、課長がおっしゃったように、保護者の方に説明する内容をしっかりと固めて説明をしていただきたいという趣旨ですので、今、それまでに時間がなかなかない中で、教育委員会としての方向性をお考えになるということですので、保護者への御説明をする前に教育委員会としてそれをまたできれば議論したいと思しますので、保護者への御説明の前にこの会議で御報告いただければと思います。

○柏原教育相談・支援課長 いただいた御意見を基に、保護者の説明会の前には何らかの形で報告できるような形をしっかりと取っていききたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 それでは、また次にでもお知らせができるような形をつくっていきたいと思います。今、鋭意努力をしているところですので、それがお見せしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5)令和二年度指定管理施設に係る事業報告について（文教常任委員会所管分）、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 令和二年度指定管理施設に係る事業報告について（文教常任委員会所管分）について御説明いたします。

1の主旨でございます。区では、ガイドラインに基づき、指定管理者制度の透明性をより一層高めるために、指定管理者より区に提出されている事業報告

の内容を整理し、公表しているところです。今回、令和二年度の事業報告が提出されておりますので、別紙のとおり報告するものです。

2の対象施設、3の内容につきましては、裏面以降で説明させていただきます。

4、公表方法については、区ホームページ等に掲載させていただきたいと考えてございます。

それでは、裏面を御覧ください。対象施設でございます。こちらにつきましては経堂図書館でございます。指定管理者は、世田谷TRCグループでございます。

その次のページ、別紙からが事業報告でございます。1につきましては、指定管理施設の概要ということで、記載のとおりです。

2の業務実績、利用状況に関する事項につきましては、令和二年度は新型コロナウイルス感染症拡大の防止ということもありまして閉館等がございましたので、マイナスというような数字になってございますが、そのような中、予約受付数については減少が少ない状況、そういった数字になってございます。

(2)意見・要望、事故等でございます。記載のような内容になってございますが、例えばでございますが、サービス・利用方法等に関する意見・要望としましては、ホームページの情報をもっと多くの手段で知らせてもらいたい、利用者対応等に関する意見・要望では、声を出している利用者に対してもっとスタッフから注意のほうを早くしてほしいとか、利用環境等に関する意見・要望については、閲覧席の時間について考えてもらいたい等々の意見・要望等をいただいております。事故等については記載のとおりでございます。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みでございます。記載のとおり、令和二年四月十一日から五月三十一日は休館、その後、段階的に再開してまいりました。また、開館終了時の時間短縮を行っております。

次ページの裏面でございますが、3、指定管理に関する業務の収支でございます。収入、支出、こちらは計画と結果の収支報告を頂きますので、今回、人件費等の増がございまして支出が多いということで、三百六十八万七千十六円支出のほうが多かったという報告でございました。

4の事業計画書で提案した事業等の実施状況でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で様々な講座やイベント等の中止もございましたが、その中で、東京農大との連携講座でありますとか、区内障害者施設自主生産品の販売や、その他の利用者向けサービスということで、座席管理システムの運用等を行ってまいりました。

5、事業実績の評価と改善の取組み（指定管理者による評価）は、いわゆるセルフ評価ということになります。平成二十九年度からの行いを書いておりますが、真ん中辺、その上で令和二年度では、可能な範囲で事業を展開してきたこと、また、次年度につきましては、さらなる図書館サービスの充実を図っていくというような内容になってございます。

次ページの事業実績の評価は、区による評価ということになります。①として、おおむねきちんとした取組みが行われているというところでございますけれども、②項目別の評価結果で、2の要求水準を満たしているというところの評価に全体的になっているところでございます。

裏面は、いわゆる総合評価でございます。総合評価としてはAで、管理運営は良好であるということで評価しているところでございます。

④年度評価所見で、令和二年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響がございましたが、パスファインダーの作成や東京農大との連携講座等について評価できるという内容、⑤評価結果に対する今後の対応では、一層のサービス充実を期待する、また、今年度行う指定管理者選定の結果により事業者が交代する場合に備えて事業引継ぎ等を行えるよう調整するということでございます。

す。

次ページ以降は参考資料で、いわゆる教育委員会以外の様々な指定管理者の施設についての一覧を参考としてつけております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について御説明いたします。

1、緊急事態宣言等を踏まえた対応について、(1)区立小中学校及び幼稚園・認定こども園についての中心、三つ目、校外での活動は、基本的に延期または中止とする。不特定多数の人が参加する活動は、基本的にオンラインでの実施または延期とする。部活動は、基本的に校内において平日のみ、十七時までとする。各種行事等は、感染状況等によって内容や方法を工夫し、柔軟に対応する。宿泊を伴う行事は、緊急事態宣言期間中は実施せず、延期または中止とする。日光林間学園は可能な限り延期とする。夏季休業中の活動（水泳・補習など）を実施する場合は、教育委員会の基準を基に、学校の実態に合わせて内容や方法を工夫する。

(2)新BOP、(3)学校施設開放、(4)図書館・図書室・図書館カウンターについては、記載のとおりです。

2、教職員等を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種について、六

月二十三日付で東京都教育委員会より、教育関係者を対象として、大規模接種会場においてワクチン接種を実施する旨の通知がありました内容です。(1)実施主体は東京都、(2)ワクチン接種対象者は、園児・児童・生徒と接する機会のある教職員等、(3)接種会場は、都庁の南展望室でございます。(4)接種時期は、七月十二日から八月下旬までとなっております。

3、区立小中学校での感染発生状況（直近三か月の推移）については、記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(7)その他の連絡事項等はございませんか。

○北村新教育センター整備担当課長 資料配付の教育総合センターだよりについて御説明させていただきます。

教育総合センターにつきましては、十二月の開設を目指しまして現在準備を進めておりますが、開設後、多くの方々に御利用いただきたいと考えまして、今回、区民向けに情報紙を作成してございます。今後、開設までに定期的に発行いたしましたして、近隣町会、学校等に配付するほか、区のホームページへの掲載、また、学校緊急連絡情報配信サービスのすぐるも活用しまして周知に努めてまいります。

私からは以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長　ほかに連絡事項等はありませんか。

本日は資料配付が三件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、次回の教育委員会は、七月二十七日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第十三回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十一分閉会

令和三年第十四回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年七月二十七日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第十四回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和三年第十三回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。亀田委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、採択一件と事務局からの報告が六件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 採択第一号 令和四年度使用世田谷区立中学校教科用図書（社会

科 歴史的分野）の採択

○渡部教育長 採択第一号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いします。

○粟井教育監 それでは、採択第一号、令和四年度使用世田谷区立中学校教科用図書（社会科 歴史的分野）の採択について御説明をいたします。

本件は、前回の教育委員会定例会におきまして、採択の手続き等について提案をさせていただいたものでございます。

提案説明の欄にもございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律並びに、教科書の発行に関する臨時措置法の規定等に基づきまして、令和四年度使用の世田谷区立中学校教科用図書の採択事務処理を適正かつ公平に行うため、採択替えの

実施について提案をさせていただきます。

今年度の教科書採択につきましては、無償措置法第十四条の規定に基づき、無償措置法施行規則第六条各号に掲げる場合を除いて、昨年度と同一の教科書を採択することとなりますが、中学校歴史の教科書につきましては、自由社の発行する教科書が再申請により、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第六条第三号により採択替えを行うことも可能となっているところでございます。

なお、採択替えを行うか否かは採択権者の判断によるべきものであること、採択替えを実施する際は、都教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和二年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられることなどが文部科学省の通知に記載されているところでございます。

前回の教育委員会定例会におきましては、委員の皆様方から御意見をいただきました。採択替えを実施するかどうかの判断について、教科書の内容を確認する時間をいただきたいということで御要望いただきました。これらのことを踏まえまして、中学校歴史教科書の採択についてお諮りをしたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 委員の皆様には、新しく発行されることになりました自由社の「新しい歴史教科書」を御覧になっていただいたことと思っております。そちらも踏まえまして、委員の皆様様の御意見を伺います。

ただいまの説明に対して、御質問、御意見をお願いいたします。

○澁澤委員 自由社の教科書も拝見いたしました。現行の東京書籍が私どもの区では採択をされているわけですが、教育現場での問題点、あるいは教育現場での評価、そういうことと、今回、自由社が出された教科書を比較しま

して、新たにここで議論をする、それほど大きな特色は自由社の教科書には、見られなかったと思っております。同時に教育現場の混乱や、生徒たち、あるいは学習指導要領に沿った教育内容ということ考えたときには、私は、現行の教科書をこのまま利用するのがよいと思っております。

○中村委員 現行の教科書と自由社の教科書を見ましたけれども、現在の教科書は、今、非常に重要視されている課題解決的な学習の流れをよく踏まえております。それから、今、世田谷区が力を入れている探究的な学習にもやはり非常にふさわしい内容となっている。さらに、やはりデジタル教材が大変充実しているという大きな特色もあります。そういったことを踏まえると、採択替えをするにふさわしい理由を見出すのは難しいと思いますので、現行の教科書でよいかと思われまます。

○宮田委員 教科書採択に当たりましては、歴史的分野の目標にあるように、歴史的な見方、考え方を働かせる場面設定や学習指導要領の目標に合わせた課題解決的な学習の中身になっているか、また、生徒が主体的に学ぶことができ、そして、学びを広げる、今、中村委員がおっしゃっていた多彩なデジタルコンテンツの提供があるか等を見させていただき、現行の東京書籍出版を選ばさせていただきたいと思えます。

○亀田委員 学校の状況に鑑みますと、原則として継続性を重視することが適切と考えます。

○渡部教育長 それでは、最後に私からです。「新しい歴史教科書」を読みました。ほかの教科書も再度見て、総合的に様々な観点から検討いたしました。東京書籍の「新しい社会 歴史」が適当であると考えます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、採択第一号、令和四年度使用世田谷区立中学校教科用図書（社会 科 歴史的分野）の採択を行います。

委員の皆様からいただきました先ほどの御意見を踏まえ、現在、使用しております東京書籍の「新しい社会 歴史」を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を現在使用しております東京書籍の「新しい社会 歴史」を採択いたします。

それでは次に、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1) 令和三年六月一日現在の障害者雇用率について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、世田谷区が任用する職員における障害者雇用率について御報告申し上げます。

2、六月一日現在の障害者雇用率、法定雇用率は二・六〇%です。

(1) 区全体の状況は、令和三年度、障害者数百七十五・五人、実数は百四十九人です。雇用率二・六一%、前年度は百五十三人、実数百二十四人、雇用率二・三一%です。(2) 区長部局の障害者数、雇用率については、記載のとおりです。(3) 区教育委員会の状況です。令和三年度、障害者数二十六人、実数二十三人、雇用率二・五六%、前年度二十八人、実数二十四人、雇用率二・七八%です。

3、今後の取組みについてでございますが、今後も障害のある職員の定着支援を行うとともに、さらなる雇用率の向上に向け、全庁を挙げて取り組んでまいります。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。二点なのですが、教育委員

会は法定雇用率に達していないということでしょうか。もしそうであれば、達成するためにどういうことをされるのかというのを教えていただけますでしょうか。

○安藤教育総務課長 法定雇用率が二・六〇%に対し、令和三年度の雇用率は、教育委員会は二・五六%ということで、法定雇用率を若干下回っております。今後でございますが、まず個々の障害のある職員の障害特性や職務適性等を踏まえた職場配置、また、障害のある職員の定着支援を行うとともに取り組んでいくということ。それから、さらなる障害者雇用の促進を図っていくという取組みを世田谷区全体で進めていく、そういう考えでございます。

○亀田委員 雇用率達成に向けて、採用についても取り組まれるということですので、速やかに雇用率が達成されるよう努めていただきたいと思います。

もう一点は、今も御説明がありましたけれども、障害のある職員の方の定着支援というのは具体的にどのようなことが考えられるかとか、今どのようなことをされているのか、もしお分かりであれば教えていただけますでしょうか。

○安藤教育総務課長 それぞれの障害者が職場に配置されるに当たり、人事課が主催する雇用に当たったの職場としての受入れについての障害者理解であったり、受入れに当たったの心構え、そういった研修等も実施しております。定期的に何か困った場合が生じた場合の相談体制も整備され、定着支援を図っているというふうに理解しております。

○亀田委員 採用とともに定着支援もとても重要かと思えますので、事務局全体で引き続き取り組んでいただくようお願い申し上げます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(2)通学路における合同点検の実施について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 私からは、通学路における合同点検の実施について

御報告申し上げます。

資料を御覧ください。1の主旨にありますとおり、本年六月に千葉県八街市で発生した交通事故を受けまして、国から通学路の合同点検の実施依頼がございました。本件は、国からの依頼を踏まえた区の取組みを報告するものでございます。

2の実施内容を御覧ください。まず、国からの依頼内容でございますが、国からは、今回の事故を踏まえて、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所など、三つの観点から、学校、PTA、道路管理者、警察、教育委員会による合同点検の実施を求められております。なお、今回は、全ての通学路を一斉に再点検するものではなく、これまでに各自治体で実施してきた合同点検を補完する点検であるとされておりまして、必ずしも全校での合同点検の実施を求められていたものではないです。

次に、国からの依頼を踏まえた区の対応について御説明いたします。今後、学校とPTAとの協議の上、点検箇所を抽出していただきますが、その際、国から示されている三つの観点到限らず、対策が必要な点検箇所が様々抽出されることを想定しております。したがって、国からは、全校での合同点検の実施までは求められておりませんが、区としましては、原則として小学校全六十一校を対象に十月から十一月に集中して合同点検を実施してまいります。

次に、3の今後のスケジュールを御覧ください。今月七月ですけれども、既に各小学校へは合同点検を実施する旨を通知しており、点検箇所の抽出と点検希望日の提出を依頼したところでございます。

続きまして、裏面の二ページ目を御覧ください。九月までに警察や道路管理者と調整の上、点検実施日を決定し、十月から十一月にかけて集中して合同点検を実施する予定でございます。その後、十二月に点検結果を踏まえた安全対

策を検討し、翌一月以降に対応できるものから順次安全対策を実施してまいります。また、点検結果、また、それを踏まえた安全対策の検討がまとまりましたら、教育委員会において報告をさせていただきます。

次に、4のその他でございますが、区のこれまでの通学路の安全対策への取組みを別紙のとおりまとめしております。平成二十九年度から四年間の合同点検の結果などは別紙に記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)ほっとスクールにおける運営評価の実施について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、私からは、ほっとスクールにおける運営評価の実施について、資料に沿って御説明させていただきます。

まず、1の主旨でございます。ほっとスクールでは、平成七年度よりその事業を開始し、現在、区内三か所で不登校児童・生徒が安心して過ごせる心の居場所として子どもの支援に取り組んでいるところでございます。また、三か所のうち、平成三十一年二月に開設しましたほっとスクール「希望丘」では、運営を民間事業者に委託し、民間のノウハウや人的ネットワークの活用により支援の一層の充実を図っているとところでございます。このたび民間委託開始後三年目を迎えますして、次年度以降の事業者を改めて選定する必要があることから、この間における民間委託の導入効果等を分析し、その結果を踏まえ、次期事業者選定に向けた検討を行うとともに、併せて各ほっとスクールにおける運

営評価を実施し、運営体制や支援内容等の比較検証を行い、ほっとスクールにおける支援の一層の充実に向けた検討も行うものでございます。

続いて、2の実施方法でございます。実施方法につきましては、大きく三つの流れで行ってまいります。まず、一点目が民間の評価機関による調査・分析でございます。こちらにつきましては、一部六月より実施しているものもございしますが、民間の評価機関への委託により、利用者、保護者へのアンケート調査、ほっとスクール職員による自己評価、施設への訪問調査を行い、利用者満足度、運営体制、コスト等を比較、分析いたします。

次に、(2)、「ほっとスクール運営評価委員会」における評価の実施でございます。別紙にございます学識経験者二名を含めたほっとスクール運営評価委員会を新たに設置し、ほっとスクールにおける居場所機能、学習支援機能、適応支援機能等のより具体的な支援機能についても評価を行うとともに、一点目で御説明した民間の評価機関による分析結果も含めて、ほっとスクールにおける運営評価の総括を行います。次に、(3)評価結果を踏まえた検討でございます。運営評価委員会により提示された民間委託の導入効果等の評価結果を踏まえ、ほっとスクール「希望丘」における今後の委託内容等、事業者選定に向けた検討を行ってまいります。また、各ほっとスクールの運営状況や支援内容に係る評価結果につきましても、その内容を踏まえ、運営体制や支援内容等の改善や充実に向けた検討も進めていくとともに、具体的な取組み内容は、今年度策定予定の次期不登校アクションプランに反映させ、令和四年度以降の事業を効果的に行ってまいります。

最後に、3の今後のスケジュールでございます。八月に第一回運営評価委員会を開催し、具体的な評価方法や内容等の検討を行い、九月に訪問調査を実施いたします。その後、第二回運営評価委員会を開催しまして、民間評価機関の調査結果も踏まえ、ほっとスクールにおける運営評価の総括を行います。その

後、事務局で評価結果を踏まえた検討を行い、十一月の教育委員会にて結果を報告する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)地位確認等請求事件の判決について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 私からは、地位確認等請求事件の判決について御報告いたします。

1の主旨でございます。本件訴訟は、世田谷区立桜丘幼稚園にて事務補助の職員として勤務をしていた区民より、任用の終了に係る手続きなどについて、平成三十一年二月二十日に訴訟が提起され、これまで審理が行われてきたものでございます。このたび、令和三年六月二十四日に東京地方裁判所より判決の言い渡しがあったことから、報告をいたします。

なお、本件につきましては、平成二十九年七月までに、事務補助の臨時職員 の制度上の勤務形態は一月置きに任用する形態となっていたところ、実際上の勤務は一月置きではなく、任用月に当たらない月においても勤務していた という事実がございました。こういった事実を関係者への事情聴取により確認 しているところでございます。

現時点では、会計年度任用職員制度が導入されており、勤務形態と勤務実態 の不一致といった問題は解決していることを申し添えさせていただきます。

2の事件の概要について御説明をいたします。事件名、訴状到達日、原告、

被告については、(1)から(4)に記載のとおりでございます。(5)請求の趣旨でございですが、①に書かれておりますとおり、原告が被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めています。そして、それが認められない場合について、②でございますが、職員としての権利を有する地位にあることの確認を求めています。また、③として、期間の定めのない雇用契約、また、任用関係に基づき賃金の支払いを、④として、本件労働契約、または任用関係に基づく未払い残業代の支払いを、また、⑤としまして、精神的損害に対する慰謝料の支払いなど、こういったことを求め、請求金額は合計で三百六十八万二千二百五十円となっております。

次に、3の本件訴訟の主な争点でございますが、大きく分けて、以下の四つの点が挙げられます。①原告と被告との法律関係について、期間の定めのない雇用契約が成立していると言えるか、仮に雇用契約関係が認められない場合に、原告と被告との間に期間の定めのない任用関係が成立していると言えるか。

②としまして、原告と被告との法律関係が期間の定めのない雇用契約関係、または任用関係であることを前提としまして、原告に対する解雇、または任用打切りが無効または違法で原告と被告との間の雇用契約、または任用関係は継続しており、原告は賃金を受ける権利を有すると言えるかという点が問題となっております。

③としまして、原告と被告との法律関係が雇用契約関係、または任用関係であることを前提として、原告から被告に対する未払い残業代の支払い請求が認められるか。

また、④としまして、原告と被告との法律関係が雇用契約関係、または任用関係であることを前提としまして、労働者災害補償保険の保護も与えられず、年次休暇も付与されないまま労働を余儀なくされたことや、突然の解雇、また

は任用の打切りないし再任用拒否により精神的苦痛を受けたことなどを根拠に、民法七百九条または国家賠償法第一条第一項に基づく損害賠償請求が認められるか、仮に任用期間の定めのない任用関係が認められないとしても、原告は任用の継続に関して法的保護に値する期待権が侵害されたとして損害賠償請求が認められるかといった点でございます。

4の判決内容及び理由（要旨）について御説明いたします。(1)、先ほども申し上げましたとおり、判決は令和三年六月二十四日に東京地方裁判所にて言い渡されました。(2)、判決の主文でございますが、記載のとおり、①被告は、原告に対し、精神的損害に対する慰謝料及び弁護士費用として二十二万円及びこれに対する平成三十一年三月十二日から支払い済みまで年五分の割合による金員を支払え。②としまして、原告のその余の請求をいずれも棄却する、また、③、④という形となっております。

(3)、判決の理由について、以下、あくまでも要旨でございますが、まとめて記載しておりますので、御説明をいたします。①といたしまして、期間の定めのない雇用契約に基づき労働契約上の権利を有する地位にあることの確認につきましては、地方公務員法の趣旨などを踏まえて、原告と被告との間に私法上の雇用関係が成立する余地はないと判断をし、原告の主張は採用されておられません。

②期間の定めのない任用関係に基づく職員としての権利を有する地位にあることの確認につきましては、記載されている様々な事情を考慮した上で、原告は奇数月について任用期間を一か月間とする臨時職員として任用処分を受けていたと認め、原告の主張は採用をされておられません。

③賃金の支払い請求について、①、②に記載しておりますとおり、原告と被告との間には雇用契約関係も、任用期間の定めのない任用関係も成立していないこと、また、その他の事情から任用を継続していたとも認められないとし

て、原告の主張は採用されておりません。

④未払残業代の支払請求について、雇用契約関係が成立していないので、労働契約に基づく未払い残業代金の支払い請求については前提を欠くという点で、また、任用関係に基づく未払い残業代の請求につきましては、これを裏づける証拠がないといった事情などを考慮しまして、原告の主張は採用されてございません。

最後に、⑤慰謝料請求についてですが、安全配慮義務違反といった主張などがあったのですが、それは慰謝しななければならないほどの精神的苦痛が生じたとは認められないと裁判所のほうでは判断をしております。これに対しまして、原告の再任用に対する期待は法的保護に値するというべきで、被告は原告の期待権を違法に侵害したというべきであることから、精神的損害に対する慰謝料として二十万円が、また、期待権の侵害と相当因果関係のある弁護士費用として二十万円を認めるのが相当であると東京地方裁判所は判断をしております。

5、判決に対する区の方針でございますが、本件につきましては、被告、原告双方ともに、控訴提起期間内に控訴を提起しなかったことから、判決が確定しております。本判決では、先ほど説明をさせていただいたとおりですが、区の主張の大部分が判決の中で認められたものと理解をしておりますが、期待権の侵害による精神的損害を賠償すべき責任を負うとされた部分につきましては、今回の裁判所の判決の結果を真摯に受け止め、今後、適切に対処していく所存でございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。一点だけ質問なのですけれども、

一ページの1の主旨のところ、なおというので、なおの記載があるのですけれども、これをここに記載している意味というか、これは何かそこが問題だということ、書かれているのか。2以降の説明の中には特にこれに関する説明もなかったようなのですけれども、このなおの部分をここに記載している趣旨を教えてくださいませんか。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 この点につきましては、裁判の中でも、ある意味、前提事実として原告側が主張しておりました。期待権の侵害につきましても、継続的に任用されていたということが一つ大きな事実として認定されたものですから、そういった部分も参考になるかと思いついて記入させていただきましたのと、この訴訟の報告につきましては、令和元年三月ですか、まだ平成三十一年ですか、教育委員会のほうで報告をさせていただいたのですが、そのときからかなり時間がたっておりますので、そのときにやはりこれが争点になっていたということも説明していたというふうに記録で確認しておりますので、参考までに記入をさせていただきました。

私からは以上でございます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5) 魅力ある区立図書館づくりに向けた今後の取組みについて、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 魅力ある区立図書館づくりに向けた今後の取組みについて御説明いたします。

1の主旨でございます。世田谷区立図書館運営体制あり方検討委員会の報告書を踏まえまして、この五月には取組みの方針ということで、三つの方針を示しております。中央図書館のマネジメント機能の強化、二点目として、民間の活用、三番目として、ガバナンスの仕組みである（仮称）図書館運営協議会を設置することです。これら三つの取組みを柱として魅力ある図書館づくりを進

めていくに当たり、今後の取組みについて取りまとめたので、報告するものです。

2、世田谷区立図書館がめざす方向性でございます。こちらにつきましては再掲のような形になりますが、第二次世田谷区立図書館ビジョンでは「知と学びと文化の情報拠点」を基本理念に掲げてございます。こちらに基づいて取組みを進めているところでございますが、令和四年度から令和五年度までの図書館ビジョン第三期行動計画を今策定中でございますが、こちらで具体的な方策を定め、魅力ある図書館づくりに向けて、公立図書館として持続可能な安定した図書館運営、サービス提供を目指してまいります。

3の今後の取組みでございます。取組みの柱①、②、③にそれぞれ記載してございます。まず、中央図書館のマネジメント機能の強化についてでございます。区立図書館の公共性・専門性を維持し、安定的な図書館運営やサービス水準を継続していくために、図書館全体のサービス目標の進捗管理や、地域図書館、地域図書室、図書館カウンターの支援、統合調整といったマネジメント機能が重要となるというところで、そちらの強化ということでございます。①人材育成計画の策定から、⑤中央図書館のレファレンスまで五つについて記載してございます。特に⑤中央図書館のレファレンスにつきましては、レファレンスの強化というところで、具体的な取組みにつきまして、図書館職員主体のプロジェクトチームを中心に、令和四年度からどのように取り組んでいくかというところについて具体例を記載しているところでございます。

二ページの下の方に参りまして、(2)民間活用【取組みの柱②】でございます。地域図書館への民間活用の導入につきましては、図書館ビジョンが掲げる魅力ある図書館実現のためにというところで検討委員会からも提案を受けてございましたが、こちらについて検討してまいるところでございます。

三ページの七行目からでございますが、平成二十九年から、経堂図書館に

おきましては指定管理者制度を導入してまいっております。ちょうど五年目ということもございまして、別紙1に選定委員会による評価をつけさせていただいております。こちらの別紙につきましては後ほど御確認いただければと考えてございますが、民間事業者の創意工夫によるおおむね良好な取組みが行われたという中、これ以上やっていたきたいというような課題のほうを指摘いただいたところでございます。

民間活用の手法につきましては、業務委託と指定管理が大きくございますが、より柔軟な対応等を考えまして、また、施設全体の維持管理等を考えますと、指定管理者制度の導入ということを選択したいと考えてございまして、令和四年度から、経堂図書館に加えて、モデル的に地域図書館二館に指定管理者制度を導入するとともに、業務委託している世田谷、梅丘も含め、魅力ある図書館づくりの検証を行っていくところでございます。

②指定管理者制度導入の理由でございます。指定管理者自らが創意工夫し、最大の効果を上げる事業・管理運営を実施することによって、様々なサービスの向上が期待できるということで、こちらにつきましては、別紙2で地域図書館十五館の比較表のようなものをつけさせていただきまして、その中で比較しながら二館を選定していただいたところもございしますが、別紙2についても後ほど御確認いただければと思います。

(ア)世田谷区立経堂図書館でございます。経堂図書館につきましては、先ほどお話しいたしましたとおり、平成二十九年度から導入しているところもございします。そして、四ページ目でございますが、今回、おおむね良好な運用をなされた中で、さらなるサービスの充実を図りつつ、外部への情報発信や地域連携をさらに強化していったらどうかという指摘をいただいております。そういった形で指定管理者制度を継続し、施設運営を行ってまいりたいと考えています。

(イ)世田谷区立烏山図書館でございます。烏山図書館は、京王線千歳烏山駅前に立地し、年間来館者数も多く、開館時間の延長による利用者の利便性向上の効果が期待できる図書館であること、また、図書館としての動線等が考慮された施設とは言えないところもございまして、民間のノウハウ、アイデアを取り入れて何か改善もしていきたいということ、また、烏山総合支所とともに地域で様々に行われているコミュニティ活動と連携するというような効果を期待して選定しているところです。

(ウ)世田谷区立下馬図書館です。こちらにつきましては、小規模公園に隣接した単独施設で、単独施設は少のうございしますので、単独施設として、施設管理も含めた運営というところで、民間ならではのアイデアやノウハウを期待したいと考えています。また、近くにございます昭和女子大学との大学連携、また、世田谷ものづくり学校、世田谷公園といった近接施設との連携の可能性、また、児童書の貸出割合が高い図書館である特性などに着目して、子ども関連事業の充実といった提案を期待して選定しているところでございます。

③指定管理者制度を適用する施設は、今、御説明いたしました三館でございます。

④指定期間、⑤選定方法等、⑥選定体制については、記載のとおりでございます。

五ページに参りまして、取組みの柱三番目の(3)（仮称）図書館運営協議会の設置でございます。こちらにつきましては、区立図書館の運営に利用者の視点を取り入れて、図書館利用者やボランティア活動等で図書館に関わる区民、また学識経験者の方々を構成メンバーとして、恒常的に、よりよい図書館運営やサービス水準をチェックしていくガバナンス機能を持つものと考えてございます。直営の図書館も、民間活用を行う図書館も双方において、様々な形で区立図書館全館の運営状況の確認や利用者目線の新たな図書館サービス導入の提

案などを行って、区民目線のチェックをとという形で評価、検証ということで行ってまいりたいと考えてございます。

①設置目的につきましては、記載のとおりです。

②構成員として、想定ではございますが、このような形で十六名程度の会議体を考えているところです。

③活動内容ですが、年四回程度ということに記載しているところです。六ページに行っていたいただきまして、こういった形で一月、三月まで考えてございます。

4、今後のスケジュールにつきましては、この三つの柱につきましてはそれぞれごとのスケジュールを記載しているところでございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)各課行事予定について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年八月の各課行事予定について御報告いたします。

予定といたしましたしましては、十日に第十五回教育委員会定例会がございます。十三日から十七日までが学校休業日でございます。そして、二十四日に第十六回教育委員会定例会が予定されています。次ページ以降に、各課の詳細な行事予定をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

なお、八月十日の第十五回定例会につきましては、後ほど教育長より御提案

がございますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 (7)その他の連絡事項等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 本日は資料配付が三件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います。が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際に、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましたは、関係職員として、粟井教育監、知久教育総務部長、内田生涯学習部長、安藤教育総務課長、前島学校職員課長、毛利教育指導課長、柏原教育相談・支援課長、谷澤生涯学習・地域学校連携課長、書記の堤教育総務課調整係長に御出席いただきます。

ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。傍聴人におかれましても、世田谷区教育委員会会議規則第十二条の規定に基づき、御退席いただくこととなります。それでは、御退席をお願いいたします。

午前十時四十二分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時四十八分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

それでは、各課行事予定で報告がありました八月十日火曜日の第十五回教育委員会定例会につきまして、世田谷区教育委員会会議規則第四条の規定に基づき、休会といたく、各委員の方にお諮りしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしということですので、八月十日火曜日の教育委員会休会とし、第十五回教育委員会定例会を八月二十四日火曜日に開催することといたします。それでは、議事日程につきましては、記載の日時を変更して、八月二十四日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第十四回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十九分閉会

令和三年第十五回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年八月二十四日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時一分開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第十五回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和三年第十四回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、採択三件と事務局からの報告が八件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 採択第二号 令和四年度使用世田谷区立小学校教科用図書の採択

○渡部教育長 採択第二号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○粟井教育監 それでは、採択第二号、令和四年度使用世田谷区立小学校教科用図書の採択について御説明いたします。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和四年度に区立小学校で使用する教科用図書を採択していただくものがございます。

添付してございます資料、令和四年度使用教科書の採択事務処理についてという文科省の通知の二ページをお開きいただければと思います。ここの上のおうになります。1(1)の小学校用教科書の採択についてを御確認いただければと思います。今年度の区立小学校で使用している教科書採択につきまして、

昨年度に採択いただいた教科書と同一の教科書を採択しなければならないという通知になってございます。

今年度、区立小学校で使用している教科書は、最後に添付しております参考の資料のとおりでございます。

以上を踏まえまして、令和四年度使用世田谷区立小学校教科用図書の採択をお願いいたします。

以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 確認ですけれども、今御説明いただいたところで、採択の手続きは毎年度するということでしょうか。

○粟井教育監 そうです。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、採択第二号、令和四年度使用世田谷区立小学校教科用図書の採択について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第二 採択第三号 令和四年度使用世田谷区立中学校教科用図書の採択

○渡部教育長 採択第三号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○粟井教育監 それでは、採択第三号、令和四年度使用世田谷区立中学校教科用図書の採択について御説明いたします。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和四年度に区立中学校で使用する教科用図書を採択していただくものでございます。

添付しております資料、教科書課長の通知の二ページをお開きいただければと思います。1(2)でございますけれども、今年度の区立中学校用の教科書の採択につきましては、昨年度に採択いただいた教科書と同一の教科書を採択しなければならぬという通知でございます。

なお、今年度におきましては、中学校社会科（歴史的分野）において採択替えを行うことも可能となっていることから、別途、七月二十七日の教育委員会において審議を行い、同一の教科書を採択することを決定いたしております。今年度、区立中学校で使用している教科書は、最後に添付しております参考資料のとおりでございます。

以上を踏まえまして、令和四年度使用世田谷区立中学校教科用図書の採択をお願いいたします。

以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、採択第三号、令和四年度使用世田谷区立中学校教科用図書の採択について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第三 採択第四号 令和四年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書採択

○渡部教育長 採択第四号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○粟井教育監 それでは、採択第四号、令和四年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について御説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和四年度に区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択していただくものでございます。

添付しております資料の最後の一枚になりますが、世田谷区立小・中学校特別支援学級で使用する教科書を採択するための要綱を御覧いただければと思います。

学校教育法附則第九条の規定によりまして、特別支援学級では、入級する児童・生徒の障害の状況が毎年異なることから、毎年度異なる図書を採択すること、そして、特別支援学級で使用する教科書は、通常の学級で使用する教科書目録に記載されている教科書以外の一般の図書を教科用図書として扱うことができます。

令和四年度の採択に向けまして、各特別支援学級設置校からは、各学級の実態を踏まえ、教科書として使用したい一般図書について申請があり、これを受けまして、八月三日に検討委員会を開催いたしました。検討委員会では各学校からの申請について、特別支援学級の児童・生徒にふさわしい内容であるか、教科の目標に沿うものであるかなどの視点で検討を行ったところでございます。

本年度検討の結果、申請された一般図書はほとんどが東京都教育委員会が作

成した調査研究資料において、使用が適切であるとリストアップされているものでございました。

なお、都教委の調査研究資料になかった図書は四冊ございます。一枚戻っていただきまして、添付の一覧表を御覧いただければと思います。まず、No. 19でございます。「ゆっくり学ぶ子のための「国語」⑤」同成社と、No. 31の「わかるさんすう 4」むぎ書房の二冊でございますが、これまでも区の採択で認められているものでございます。次に、裏になりますけれども、No. 62「ひとりだちするための社会」日本教育研究出版ですが、こちらのシリーズは算数、国語で都調査研究資料にリストアップされているところでございます。最後に、一番下になりますが、No. 120「まなびのずかん 基礎からしつかりわかるカンペキ！小学理科」技術評論社でございますが、こちらは小学校学習内容が絵や図を用いて分かりやすく整理されておりまして、まとめられているところでございます。この四冊につきましても、検討委員会から適切と報告を受けているところでございます。

以上を踏まえまして、令和四年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択をお願いいたします。

以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、採択第四号、令和四年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1) 令和三年第二回区議会定例会（代表・一般）における主な質問について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年第二回区議会定例会（代表・一般）における主な質問について御報告いたします。

1、議会日程等を御覧ください。令和三年第二回区議会定例会ですが、代表質問は六月十四日、一般質問は六月十五日から十六日にかけて行われました。全ての質問及び答弁については、区のホームページ上で閲覧が可能になっております。

参考までに、第二回区議会定例会における教育領域の主な質問・答弁の要旨を別紙にまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、今回ホームページ上での閲覧が可能となるのは、九月上旬予定となっております。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2) 令和三年度世田谷区総合教育会議（第一回）及び世田谷教育推進会議（第二回）の実施結果について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 令和三年度世田谷区総合教育会議（第一回）及び世田谷教育推進会議（第二回）の実施結果について御報告いたします。

1の主旨でございます。区長と教育委員会の協議の場である総合教育会議と、教育委員会による教育推進会議を同日に連続して開催しましたので、その実施結果について御報告するものです。

2の日時でございます。七月二十一日十三時より第一部として世田谷区総合教育会議を、その後、世田谷教育推進会議を実施いたしました。

なお、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場での区民傍聴は行わず、会議の様子はビデオ会議ツールを使用して、インターネットライブ配信で御覧いただく取扱いいたしました。また、当日の会議の様子については、七月二十七日火曜日より、区公式ユーチューブチャンネルにおいて動画配信しております。

3の視聴数でございます。当日の視聴者数は百四十七名、ユーチューブの区公式チャンネルの視聴回数は、八月十九日現在、八百四十一回となっております。

4の総合教育会議についてです。テーマ、構成員はそれぞれ記載のとおりです。テーマを基に教育総合センターの目指すべき将来像やICT教育をはじめ、新しい学びへの転換期を迎える学校教育の支援について、区長及び教育委員会による意見交換を行いました。主な意見等は、こちらに記載のとおりです。

裏面を御覧ください。5の教育推進会議についてです。テーマ、参加者は記載のとおりです。小・中学校の教員より、ICTを活用した教育の実践例の報告を受けた後に、その実践例と本会議のテーマを踏まえた意見交換を行いました。また、Q&A機能を使って、視聴者からの御質問をいただき、パネリストから回答も行っております。主な意見等は記載のとおりです。

なお、議事録については、八月二十日にホームページで公開しております。報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)第二次世田谷区教育ビジョン・調整計画（素案）について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 第二次世田谷区教育ビジョン・調整計画（素案）について御説明いたします。

主旨を御覧ください。平成二十六年度から十年間の目指すべき教育の姿を明らかにした第二次世田谷区教育ビジョンに関し、平成三十年度から令和三年度までの四年間の具体的な方向性を定めた第二期行動計画が最終年度を迎えることから、調整計画を今年度策定いたしますが、このたび素案を取りまとめたので御報告するものです。

計画期間は令和四年度、五年度の二年間で、ビジョンの最終年度となる計画となります。

別紙1の概要版を使い、要点を絞って御説明いたします。

リード文の二段落目にございますとおり、今回の調整計画は、ビジョンの計画期間の最終二か年における個別の計画として策定し、また、この間の振り返りの徹底と、教育を取り巻く将来に向けた諸課題を的確に反映させることで、次期ビジョンにつなげ、視点を取り入れた計画として取りまとめております。

資料下段の左側に記載のとおり、教育ビジョン、調整計画の構成を表にまとめております。平成二十六年に策定した教育ビジョンは、上から教育目標、基本的な考え方、三つの基本方針と、そこにぶら下がる施策の柱から構成されております。ビジョンの施策の柱は、第二期行動計画策定時、平成二十九年にお

いても、社会情勢、施策の進捗状況に応じ、語句の修正等を行ってきけておりますが、今回の調整計画策定に当たっては、八つの柱から九つの柱に見直しを行うことといたします。変更された柱は2、3、4、8の四つで、星印をつけておりますが、これまで「世田谷9年教育」としていたものを、No.2、3、4については「乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進」に修正しております。これは、乳幼児教育の重要性の高まり、この十二月に教育総合センターに設置される乳幼児教育支援センターを設置することから変更を行うものでございます。また、8教育DXの推進を新たに設定することといたしました。

下段にございます調整計画の構成でございますが、概要版裏面をおめくりください。具体的に説明していきたいと思っております。

冒頭の「第二期行動計画を振り返って」とございますとおり、この四年間の主な取組みの成果に関する評価と検証を行っております。主なところでは、(1)ICTを活用した学びの推進。国のGIGAスクール構想にも基づくタブレットの区立小・中学校の全児童・生徒への配付を実施し、タブレット等を活用した探究的な学び、協働的な学び、個別最適な学びに重点を置きだした点と。(2)教育総合センターの開設では、センター機能として、①学校・教員の支援、②保護者や子どもへの相談・教育支援、③乳幼児教育・保育の支援、④地域・社会との連携強化、⑤教育課題の研究体制の強化といった点を整備計画に位置づけ、今後取り組んでいくことなどを整理しております。

続いて、中段にございます「調整計画における視点」では、計画策定に当たって留意し、反映すべき事項を整理いたしました。(1)近年の主な動向では、SDGsの推進、新型コロナウイルス感染症、デジタル・トランスフォーメーションの推進の三つの視点を盛り込んでいます。(2)では、国、都の動きとして、①新たな学びの展開から⑤少人数教育の推進まで、五つの項目についての

導入の背景や内容、区としての取組みの方向性を整理いたしました。

お手数ですが、本編一三ページを御覧ください。一三ページにはコラムとして、現在行っております総合教育会議、教育推進会議の内容を紹介しております。記載内容については、現在調整中とさせていただきます。

本編の二二ページを御覧ください。次期教育ビジョンの目指すべき方向性として、本節は現在調整中としておりますが、二段落目以降を御覧ください。次期教育ビジョンでは、近年頻発する大規模な自然災害や新型コロナウイルスといった未知の感染症の発生などに見られるように、子どもたちにはこうした想定外の事態と向き合い、不透明な未来を切り開く力をどのように育てていくか、また、子どもの学びに新たな可能性を開く教育DXの取組みといったことなどが、次期ビジョンの大きなテーマであることを想定し、こうした社会のうねりや今後の教育を取り巻く環境の変化を捉えつつ、次期ビジョンの方向性を整理、記載する予定としております。

今後、教育委員会委員の皆様からも御意見をいただきつつ、詰めてまいります。次期ビジョンにつながる部分でございますので、丁寧に整理していきたいと考えております。

概要版にお戻りいただき、ペーパー二枚目の調整計画リーディング事業でございます。九つのリーディング事業は、調整計画の二年間で特に重点を置いて横断的に取り組む事業として設定したものです。主なものを御紹介いたします。

リーディング事業2、乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進では、主な取組みとして、キャリア・未来デザイン教育の推進、丸の下から二つ目、質の高い乳幼児教育・保育の実践に向けた指針の共有化及び研究活動の推進など、六つの項目を取り上げております。リーディングの3、教育デジタル・トランスフォーメーションの推進の主な取組みでは、ICTを活用した学

びの推進、ICT環境整備の充実、教職員の支援・人材育成の推進の三つ、リーディングの8では、教育総合センターを拠点とした質の高い教育の推進、センター機能を活用した主な取組みを整理していく予定です。

かがみ文にお戻りください。3、今後のスケジュールですが、九月十五日にパブリックコメントを実施後、来年一月には区議会に報告を、来年三月には調整計画策定のスケジュールで進めてまいります。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 この本文の四一ページ、最後のところに取組み項目（個別の取組み）とありますけれども、これは今後検討するという理解でよろしいでしょうか。

○安藤教育総務課長 委員お話しのとおり、今後、素案から案にしていく段階の中で、こちらの取組み項目（個別の取組み）について記載し、御意見をいただいてまいりたいと考えております。

○亀田委員 そうしたら、現段階で三点だけ申し上げたいと思います。

一点目が、ICTの関係ですけれども、この本文の二七ページと二九ページ、両方にまたがって、ICTを活用した教育について記述があると思います。意見は、ここをもう少し詳しく書いたほうがいいんじゃないかということです。ICTを活用した教育内容については、取組みの方向のところ、二七ページだと一行書いてあって、二九ページだと二行だけあるのですが、二九ページはその後、ハード面について書いてあるかと思えます。やはり大事なのは、ICTを活用してどういう学習をお子さんにさせていただくか、これまでの学習とどう変えるのかということのほうがむしろ重要かと思えますので、この二九ページもむしろそっちの分量を多く、学習内容のほうを詳しく記述いただ

いたほうがいいんじゃないかなというのが一点目です。

二点目が、いじめと不登校の関連が三四ページにあると思いますけれども、ちよつと用語の使い方ですが、これも以前から申し上げているように、不登校対策と言うと、不登校が問題行動のように受け止められかねないので、例えば不登校支援とか、対策という言葉は三四、三五ページ全体において修正いただければと思います。

三点目は、いじめの部分で、三四ページの取組みの方向で、いじめの防止対策で数行記述があるかと思うのですが、今回、事務局のほうでもいじめ対応については検討会を設けて御検討されたかと思しますので、その検討結果もここに記述されたほうがいいんじゃないかなという点です。

○安藤教育総務課長 いただいた御意見をしっかり受け止め、今後検討してまいりますと存じます。

○中村委員 三七ページのところですけれども、部活動支援員制度の充実という記載があるのですが、その前の三六ページを見ても、具体的にどのようなにするのかが分からない、この間、国のほうで、文科省は休日の外部委託、さらに経産省はさらに突っ込んで、平日もというような動きがもう起こっている中で、今後区として部活動の支援の在り方をどうするのか、もうちよつと具体的な記載をお願いいたします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 部活動のマッチングなど、今取り組んでいるものもありますので、ほかの手段も考えながら、部活動の先生の御負担を減らしていくというところも、今後どのように記述していくか、具体的に考えていきたいと思っております。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(4)不登校特例校の保護者説明会の実施について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、私から、不登校特例校の保護者説明会の実施について御説明申し上げます。

資料1の主旨でございます。令和四年四月の不登校特例校（分教室型）の開設に当たりまして、先般保護者説明会を開催したので、御報告申し上げるものでございます。

2の開催日時及び参加人数を御覧ください。保護者説明会につきましては、二回に分けて実施しております。まず一回目、(1)でございます。第一回説明会につきましては、八月二十二日の日曜日午後二時から、区役所第三庁舎三階のブライトホールで実施しております。参加申込み人数は四十名で、実際に参加されたのは二十四組三十三名となっております。

続いて、(2)第二回説明会でございます。一回目の翌日、二十三日月曜日午後六時三十分から、会場は成城ホールで、参加申込み人数五十七名、実際に参加されたのは三十九組四十九名となっております。

二日間合計で、六十三組八十二名の参加がございました。
続きまして、3、保護者説明会の概要でございますが、別紙に緑色の、保護者説明会で実際にお配りしたチラシを添付しております。このほかに、当日はパワーポイントを使った資料、こちら二つを合わせて御説明申し上げます。

緑のチラシにあるとおり、まず冒頭で、表面上段に記載のとおり、教育課程の概要について御説明しております。その後、施設の運営面について御説明申し上げます、続いて裏面を御覧ください。最後、三点目として、入室の対象者、入室までの流れということで、大きく三点の流れに沿って御説明をさせていただいたところでございます。

最後に、実際に保護者説明会後半に質疑応答の時間を設けておりますが、二日間を通じて上がった主な意見について御報告させていただきます。

保護者の方からの質疑の中で上がった意見としましては、まず一点目が、特例校における教職の数について。また、特例校におけるクラス編制や指導方法について。三点目、特例校での評価・評定について。主に特例校の内容としては、その三点がございました。

次に、入室に係る質問としましては、入室前に見学、体験がございましたが、その体験について、何日通うのか、決まった日数通わなければいけないのかという質問や、体験時の出席、在籍校での出席の取扱いについての質問がございました。

最後、その他として、分教室の本校となる世田谷中学校での部活動や行事の参加も可能かどうかといった質問もございました。事務局のほうからこれらの質問に対して丁寧の説明をさせていただいたところでございますが、まだ検討中の部分もございましたので、今後、詳細が決まりましたら区のホームページ等で情報を周知していくということで御案内をさせていただいた次第でございます。

私からの報告は以上となります。

○渡部教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員　保護者の方への説明会や質疑応答を丁寧に行っていたくださり、ありがとうございます。

二点申し上げさせていただければと思います。一つは、新しい学校をつくるに当たって、不登校のお子さんや保護者の方が何を望んでいらっしゃるかと、どうお考えかという点は聞いてみないと、伺ってみないと分からない部分が大きいと思います。そうした意味でぜひ、保護者の方々と一緒に新しい学校をつくっていくというスタンスで、継続的にコミュニケーションを取っていただければと思います。それが一点目です。

二点目は、この二枚目のチラシに関連して、以前も申し上げたように、新しい学校をつくる上で基本となる学校の理念というか、コンセプトがとても大事だと思っています。このチラシを拝見すると、自分らしく生きるためにというコンセプトが書かれていて、これはとてもいいなと思っています。

一方で、このチラシの中でも不登校という言葉とか、あるいは不登校はこういうものという、やや固定観念に近いような表現もちよつと散見されますので、これを読んだお子さん、保護者の方がどういう受け止めをするかということも含めて、記述内容については御配慮いただければと思います。

○柏原教育相談・支援課長 実際に、我々も保護者説明会を開催して、保護者の方からの直接の意見というのは大変貴重なものと捉えております。今後も機会を捉えながら、我々のほうからも情報発信をしていきたいと思っておりますし、また、いただいた情報も、今後の学校を運営していく中でどのような形で反映させていくかというところをしっかりと検討を進めていきたいと思っております。

また、不登校に関する表記等につきましては、委員のおっしゃるとおりという部分がございますので、今後、様々な部分で表記の点については配慮していきたいと考えております。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5)令和四年度自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校）の開設について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、続いて私から、令和四年度自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校）の開設について、御報告申し上げます。

まず、1の主旨でございます。自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、昨年度末に策定しました世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画に基づきまして、小学校においては今年度、多聞小学校一学級、船橋小学校二学級

の計三学級、定員二十四名を整備し、現在二十二名が入級している状況でございます。

一方で、今年度の就学相談の状況を見ますと、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級への入級希望は引き続き多い状態にございます。こうした現在の入級状況を考慮しますと、来年度の受入れ体制を強化する必要があることから、令和四年度四月に新たに自閉症・情緒障害特別支援学級を開設するものでございます。

次に、2の設置校でございますが、旭小学校に一学級開設することを予定しております。

なお、米印にも書いてございますが、現在就学相談を随時受け付けているところでございます。入級の希望者の数等によりましては、既存設置校での増学級も検討してまいりたいと考えております。

続いて、3の必要経費でございますが、開設準備経費として約四百万円を予定しております。

続いて、4整備計画の変更についてでございます。自閉症・情緒障害特別支援学級の整備につきましては、先ほど申し上げた整備計画におきまして、当初の需要数を三十五名ということで見込んでおりましたが、開設に向けた調整、できた小学校がこの間二校であったこと、また、他区市の状況を見ますと、開設当初につきましては入級者が少なかったという状況を踏まえまして、今年度につきましては二校三学級を整備したところでございます。

整備計画におきまして、今後の整備につきましては、池之上小学校の改築に合わせ令和六年度に二学級の開設を予定しているところでございますが、冒頭申し上げたとおり、保護者からの入級希望が多く、また、今年度の入級者は六年生がいなかったことから、今後学級数の不足が見込まれること、また、資料の別紙につけてございますが、現在の整備状況を記した図を添付しております。

ます。こちらを御覧いただくと分かるのですが、地域偏在もございませぬので、こういった地域偏在の解消に向けた対応も必要なこと、こういったことを踏まえまして、整備計画の見直しを行い、今回御報告した令和四年度の新規開設のほか、令和五年度においても、新規開設に向けた調整を行ってまいります。

なお、今年度中に各学校に対して調査を行いまして、学級設置に向けた施設等の各学校の状況を把握した上で、計画的に整備を進めていきたいと考えております。

最後に、5の今後のスケジュールでございますが、記載のとおりでございます。

私からの報告は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 この自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、入級希望の方が多いという御説明が今ありましたとおり、昨年度の整備計画は不十分と、十分ではないと考えていたところから見直しをお願いしてきたところ、今回見直しを行うということで、お礼を申し上げます。

入級希望の方が多いということで、今後の整備計画を策定するに当たって、ニーズの調査が必要ではないかとも思うのですけれども、今後、入級希望の数がどれぐらいになるかという想定というか、計画は今後どのように、整備計画を策定するに当たってお考えになるかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

○柏原教育相談・支援課長 昨年度におきましては、開設前というところで、実際にどれぐらいの数があるのか、事前にニーズ調査もしたところではあったのですけれども、三十五名を想定していたところ、二十二名の入級というところで、一応、想定の中では収まっているところですが、今後の状況としてはち

よつと厳しいところで、改めて計画を見直すものでございます。

今後のニーズの見込みですけれども、実際に今年度も含めまして、この二年間で就学相談の状況、件数に対して実際に自閉症・情緒障害の所見が出た方がどれぐらいの割合なのかということと、実際に所見が出ても、そこから入級につながるケースについても、また一部の方ということもございますので、それぞれの入級割合というのですか——ごめんなさい、言葉が適切か分からないのですけれども、入級率を見まして、その部分、二年間の傾向を見ながら、令和三年度以降、当然ながら児童・生徒数も増えていくところの伸び率も勘案しながら、どれぐらいの需要数があるかというところは見込んでいきたいと考えております。

○亀田委員 理解いたしました。昨年度の段階では、学校の先生方に尋ねてニーズの調査ということだったのですけれども、今回は保護者の方からのそうした御相談も踏まえて入級希望の数を想定していくということでしたので、とてもいい方法かなと思います。保護者の方のそうした入級のニーズをできるだけ満たしていけるよう、引き続き御検討をお願いいたします。

○渡部教育長 ほかにございませんでしょうか。それでは、次に進みます。

(6)小学校「特別支援教室」の拠点校増設等について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、続きまして、小学校「特別支援教室」の拠点校増設等について、御報告申し上げます。

1の主旨でございます。平成二十七年四月に東京都から示された「特別支援教室」設置の方針を受けまして、区では平成二十八年四月より、区立小学校全校に特別支援教室、いわゆるすまいるルームを導入しまして、拠点校を中心として巡回指導を行っているところでございます。このすまいるルームを利用する児童・生徒の数は年々増加していることから、昨年度、各学校への巡回を効

率的に行い、指導を充実させるために、拠点校を五校増設し、現在は二十五の拠点校で指導を行っているところでございます。

しかしながら、依然として、利用児童・生徒数が増加していることを踏まえまして、さらなる指導体制の強化に向け、令和四年度に拠点校を新たに二校設置し、巡回グループを再編するものでございます。

次に、2の「特別支援教室」利用児童・生徒数を御覧ください。記載のとおり、平成二十八年度以降、年々利用児童・生徒数が増えている状況でございます。

続けて、3、新たな拠点校と巡回グループでございますが、まず(1)、今回整備する新たな拠点校につきましては、笹原小学校、芦花小学校の二校となっております。

次に、(2)新たな巡回グループでございますが、別紙を御覧ください。令和四年に新たに二校拠点校を設置することで、グループの変更がある小学校のみを記載しておりますが、記載のとおり、令和三年度から令和四年度、グループの変更が生じますので、後ほど御確認いただければと思います。

一枚目の資料の裏面を御覧ください。4の今後のスケジュールでございます。本委員会報告後に、保護者の皆様への周知と御相談の受付を行い、令和四年四月より新しい巡回グループでの指導を開始いたします。

なお、保護者の皆様には個別に通知を御案内し、不安が生じないように、相談については丁寧に行ってまいりたいと思っております。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 拠点校増設はとてもいい方向だなと思っております。量の拡大をするということは、同時に質の向上が必要と考えておりますので、この拠点校増

設そのものではないのですけれども、質の向上に関して、三点お願いできればと思います。

一点目は、今年度、すまいるルームの指導内容について、全ての学校の校内研修で特別支援教室の指導内容について、学校内の先生方に共有をするという方針になっているかと思いますが、この取組みが進んでいますでしょうかというのが一点目です。

二点目は、通級のガイドラインについて、文科省が昨年、初めて通級による指導を担当する教師のためのガイドという資料を作成、公表しております。このガイドは中身が分かりやすく、内容的にも充実していますので、このガイドをすまいるルームの研修材料として御活用いただいてはどうかと考えますが、いかがでしょうかというのが二点目です。

三点目は、同じく、文科省から今年の六月に個別の教育支援計画の参考様式が示されています。区内の小・中学校の個別の教育支援計画もこの様式に統一、共通化してはどうかと考えますが、いかがでしょうかというのが三点目です。

○柏原教育相談・支援課長　まず一点目の、校内研修での実施というところは、校内研修を行っているふうには伺っております。今後どういった形で質の向上ができるのかというところは、教育委員会事務局の中でも検討しながら、今の検証体制、さらに充実が図れるような形で検討を進めてまいりたいとは考えております。

続いて、御質問いただいた二点目、三点目、ガイドラインの活用や個別支援計画の活用、参考様式の活用等につきましても、こちらは教育委員会事務局内で、現状の活用方法をまず確認させていただいた上で、今後どういった活用ができ、質の向上が図れるのかということも、先ほどの一点目と併せて検討していきたいと存じております。

○亀田委員 承知いたしました。一点目は、念のため補足をする、特別支援教室、すまいるルームの質の向上というよりは、目的は校内ですまいるルームを担当されていない先生方にすまいるの内容を知っていただいて、先生、そしてすまいるに通っていないお子さんも含めて、すまいるルームの理解を深めていくというのが主旨でございますので、すまいるの質の向上はもちろん必要なのですけれども、今回お願いしているのは、すまいるの内容の共通理解ということで、校内研修でというお願いをしておりますので、その点を踏まえて御検討いただければと思います。

○柏原教育相談・支援課長 大変失礼しました。いただいた意見を踏まえて検討させていただきます。

○渡部教育長 ほかによろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(7)令和四年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集の実施について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 私からは、令和四年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集の実施について、御報告を申し上げます。

まず、1の主旨でございますが、区立幼稚園の令和四年度の新入園児（四歳児）の募集について御報告をするものでございます。

2の募集定員は記載のとおりでございます。

3の募集要件等について、記載のとおりではございますが、応募者が定員を超えた場合には抽せんいたします。また、定員に満たない園については、その後、随時入園申込みを受け付けるといふ扱いにさせていただきます。

4の日程でございます。九月一日から九月十六日まで募集案内・申込書を配布し、九月十四日から十六日まで申込みを受け付け、九月二十七日に入園予定者の決定を行います。

5の受付場所等でございます。募集案内と申込書の配布、申請書の受付等は各園で行います。ただし、申込受付について、幼稚園の臨時休園等、新型コロナウイルスに関する対応が必要な場合、乳幼児教育・保育支援課のほうで受付を行います。

6の周知方法でございますが、区の広報紙「せたがや」の九月一日号に掲載するとともに、区のホームページ、ポスター等で周知をしております。

簡単ではございますが、私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8)各課行事予定について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年九月の各課行事予定表について御報告いたします。

予定といたしましたしましては、七日に第十六回、それから二十二日に第十七回の教育委員会定例会が予定されています。次ページ以降に、各課の詳細な行事予定をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、その他の連絡事項等ございませんか。

○知久教育総務部長 事務局では現在、九月以降の区立小・中学校の運営方針の取りまとめを行っております。今週開催が予定されております世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議に諮りまして、決定次第、区民の皆様を知をさせていただきたいと考えております。

○渡部教育長 御質問、御意見等ございますか。

○澁澤委員 今回のデルタ株の状況を見ると、マスコミを通じて出てくる情報だけを見ていると、全く今までの新型コロナウイルスとは違う動きをしております。それから、子どもから大人への感染ですとか、あるいは子どもがキャリアになって家庭内感染を広めるというようなことが多く見られておりますし、それから、ワクチンを二回接種した人間もキャリアになり得るといったような報告もたくさん出てきておりますので、ぜひ今までの延長としての対策ではなくて、特に教育現場、ある意味ではICTもうまく活用しながら、なるべく子ども、あるいは子どもから広がる家庭のリスクを下げるというスタンスで、ぜひ行動計画をつくっていただきたいと思えます。よろしく願います。

○亀田委員 新型コロナの関係で、三点申し上げたいと思えます。

学校での対応については、今御説明あったように、事務局で御検討いただいているかと思えます。その検討の結果を早めに、保護者の方にはできるだけ早めにお伝えいただければと思っております。保護者の方のお仕事の関係もおありかと思えますので、その点、ぜひお願いいたします。

同時に、学校に対しては、今後いつオンライン授業になるかも分かりませんので、そのシミュレーションも含めて、事前に早めに準備を行っておくよう、各学校に促していただければというのが一点目です。

二点目は、行政における会議や研修についても、やはり政府や東京都からもテレワークの要請がありますので、オンラインで可能なものは、基本的には全

てオンラインにすべきと私は考えます。区としては、民間以上にやはり率先して、この会議も含めてなのですけれども、会議や研修のオンライン化、基本的にはオンラインで行うというのが適切かと考えますので、ぜひその点もお願いいたします。

最後、三点目は、パラリンピックの学校連携観戦については、確かに教育上の意義もあると考えますので、例えば、学校での何らかの時間で、テレビ観戦をするということを各学校に推奨してはいかがかなと思います。せっかく、東京で開催されるパラリンピックですので、例えば、総合的な学習の時間などで、テレビで見て、クラスで感想を述べ合うとか、そうしたことも教育上の意義はあるかと思えますので、各学校への推奨も含めて御検討いただければと思います。

○宮田委員 今回の新型コロナウイルス感染症対策の中で、生活環境の変化により、ストレスを感じている子どもたちが増えているということをよく耳にしております。夏休みが終わった後の子どもたちの様子等、今まで以上に、学校でも細かいところまで見ていただきたいと思っております。いつでも相談できる環境づくりも合わせて、よろしく願いいたします。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、今お伺いしたことを基に、話を続けていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに、連絡事項はございませんでしょうか。

それでは、本日は資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は人事、個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、粟井教育監、知久教育総務部長、内田生涯学習部長、安藤教育総務課長、田中学務課長、前島学校職員課長、毛利教育指導課長、谷澤生涯学習・地域学校連携課長、書記の堤教育総務課調整係長に御出席いただきます。田中学務課長につきましては、教育委員会室にお呼びいただきますようお願いいたします。

なお、議事は進行させていただきます。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。また、傍聴人におかれましても、世田谷区教育委員会議事規則第十二条の規定に基づき、御退席いただくこととなります。それでは、御退席をお願いいたします。

午前十時五十四分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十一時二十分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

今回の教育委員会は九月七日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第十五回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時二十一分閉会

令和三年第十六回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年九月七日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時二分開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第十六回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

今回は案件数が多く、三密を避けるため、休憩を一回入れさせていただき、職員の入替えを行います。御承知おきください。

また、亀田委員はオンラインで参加しております。

なお、今回は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立しておりますので、申し添えます。

まず、次第の1、令和三年第十五回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と宮田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案三件と事務局からの報告が十二件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第三十二号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和三年度

一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事

務局所管分）及び令和三年度学校給食費会計補

正予算案（第一次））

○渡部教育長 議案第三十二号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第三十二号について御説明申し上げます。

本案は、令和三年第三回世田谷区議会定例会に提出予定である令和三年度一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事務局所管分）及び令和三年度学校給食費会計補正予算案（第一次）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

補正予算案の内容は、別添、世田谷区補正予算のとおりでございますが、この内容を概要として整理しました令和三年度補正予算案（教育委員会事務局所管分）についてという参考資料を添付しておりますので、そちらを御覧ください。

まず、1、補正額（性質別）の(1)教育費でございます。今回補正額は、行政運営費が二億一千六百十五万五千円の増額となり、補正後の教育費総額は二百三十三億七千七百六十六万二千円となっております。

続きまして、2、関連歳入歳出科目の補正内容でございます。(1)区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組みを御覧ください。こちらは令和四年三月開設予定としております図書館カウンター下北沢の開設準備及び運営経費でございます。補正額は四百三十三万五千円、三百四十四万三千円の合計七百七十七万八千円を計上しております。

ページをおめくりください。(2)子どもの学びと育ちの支援を御覧ください。こちらは都の補助金を活用し、子どもの学習指導体制の確保並びにICT環境の体制整備等を行うものでございます。内容としましては、ICT支援の追加配置、画像転送機及び可搬型アクセスポイントの追加配備、ウェブ会議システムライセンスの購入費など、区立小学校日光林間学園の延期に伴う経費、不登校特例校（分教室型）の開設準備経費となっております。表の右上段、枠外を御覧ください。歳入につきましては、都の補助金を一億五千七百六十四万三千円を見込んでおりまして、歳出につきましては、二億一千八百五十三万

千円を計上しております。

(3)その他を御覧ください。こちらは教育相談室世田谷分室の教育総合センター移転に伴う賃借料の減となります。なお、移転時期は令和三年十二月を予定しております。歳出について、一千十五万四千円の減額となっております。

次に、3、債務負担行為補正でございます。こちらは中丸小学校新BOP棟の増築に伴い、建物の賃貸借契約を締結するものでございます。期間は令和三年年度から令和十二年度までで、限度額は二億六千四百九十二万三千円でございます。

以上が、一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事務局所管分）の概要でございます。

続きまして、三ページを御覧ください。学校給食費会計補正予算案（第一次）でございます。

まず、予算規模ですが、今回は四千三百二十八万二千円の補正を行い、補正後の予算額は三十一億三十万九千円となっております。

次に、歳入ですが、繰越金について、前年度繰越金の確定により、四千三百二十八万二千円の増額となっております。歳出については、学校給食費について、歳入と同額を計上するものでございます。

以上が、学校給食費会計補正予算案（第一次）の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十二号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和三年度一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事務局所管分）及び

令和三年度学校給食費会計補正予算案（第一次）について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第二を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第二 議案第三十三号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和二年度
一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び
令和二年度学校給食費会計決算）

○渡部教育長 議案第三十三号につきまして、知久教育総務部長より提案理由
の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 それでは、議案第三十三号について御説明申し上げます。

本案は、九月開催の令和三年世田谷区議会第三回定例会において提出予定で
ある令和二年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和二年度学校
給食費会計決算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九
条の規定に基づいて区長から意見を求められましたので、提案するものでござ
います。

決算の内容は、別添、令和二年度世田谷区各会計主要施策の成果のとおりで
ございますが、この内容を概要として整理いたしました令和二年度一般会計決
算（教育委員会事務局所管分）の状況、令和二年度学校給食費会計決算状況と
いう参考資料を添付しておりますので、そちらを御覧ください。

まず、一ページ目の令和二年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）状
況を御覧ください。

歳入歳出決算状況の(1)歳入でございますが、表中の収入済額(C)の欄が、そ

それぞれの科目の収入となっております。主な内容につきましては、表に記載のとおりでございます。

一枚おめくりいただき、二ページを御覧ください。歳入の表の一番下、歳入合計を御覧ください。令和二年度の歳入合計は、調定額六十九億七千二十四万四千余円に対して、収入済額六十九億五千五百四十七万三千余円で、九九・八%の収入率となっております。

歳入の概要については以上でございます。

次に、資料三ページにお進みください。歳出の決算状況でございます。科目につきましては、大きく08教育費と09職員費に分かれております。教育費は、予算の性質により六つに分かれておりますが、この支出済額は総額二百三十四億二千九百二十三万四千余円でございます。また、職員費の支出済額は六十億五千九十一万九千余円でございます。主な内容としましては、表に記載のとおりでございます。

今御覧いただいている歳出の表の一番下、歳出合計を御覧ください。予算現額三百三十三億八千八百四十七万九千余円に對しまして、支出済額二百九十四億八千十五万四千余円で、八八・三%の執行率となっております。

なお、参考といたしまして、資料三ページ下段に、区全体の一般会計の歳入歳出の決算状況を記載しております。

歳出の概要については以上でございます。

次に、四ページを御覧ください。学校給食費会計決算につきまして御説明申し上げます。

学校給食費会計は、太子堂調理場及び自校調理方式の小学校、中学校で調理、提供する給食に対する給食費の決算状況でございます。まず、歳入歳出状況の(1)歳入でございます。表の一番下、歳入合計の欄を御覧ください。調定額二十三億四千二百二十五万四千余円に對しまして、収入済額二十三億四千二百

十五万四千余円で、一〇〇%の収入率となっております。

続きまして、(2)歳出について御説明申し上げます。歳出合計は給食費二十億九千七百九十七万一千余円で、三十億二千四百四十七万九千円の予算現額に対して、七六%の執行率となっております。

以上、令和二年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和二年度学校給食費会計決算の概要について御説明いたしました。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第三十三号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和二年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和二年度学校給食費会計決算）について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第三 議案第三十四号 区議会提出議案に関する意見聴取（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第三十四号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 それでは、議案第三十四号、区議会提出議案に関する意

見聴取（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）につきまして御説明させていただきます。

本条例は、今月開催の令和三年世田谷区議会第三回定例会において提出予定であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案させていただくものでございます。

資料の三枚目、新旧対照表を御覧ください。このページの下線の部分、改正前の「一週間当たりの勤務時間を三八・七五」を、改正後にある「一か月当たりの勤務時間を一六二・七五」に改めるものでございます。

この改正の趣旨は、報酬月額額の計算方法の規定に誤りが確認されたため、行うものでございます。改正条例の施行日は、附則のとおり公布日ではございますが、適用につきましては、本条例が適用された令和二年四月一日に遡及しての適用となります。

なお、報酬の精算につきましては、制度運営上のそごがなかったため、報酬額の変動はなく、精算の必要はありませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十四号、区議会提出議案に関する意見聴取（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1) (仮称) 世田谷区未来つながるプラン(素案) について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、(仮称) 世田谷区未来つながるプラン(素案) について御報告いたします。

本件は、令和四年度から五年度の二か年を期間とし、次期実施計画として取りまとめたものでございます。

かがみ文を御覧ください。3の構成のとおり、第一章が計画の策定についてとして、計画の位置づけや期間を記載しております。本計画は、昨年度に策定した政策方針を踏まえながらも、これまでの計画の継続ではなく、コロナ禍により大きく変化した社会状況を踏まえ、令和六年度より始まる次期基本計画につながる計画として策定しております。

第二章では、策定の背景として、社会状況の変化、将来人口推計、財政見通し、次期基本計画検討の視点などを記載しております。こちらの章では、将来人口推計の補正結果を踏まえた今後の課題や展望について記載しているほか、次期基本計画の検討に向けて、引き続き協働や連携を土台として取り組みながらも、さらにその先も見据えて新たな世田谷に向けて検討を進めるといった視点や、具体的な政策や施策検討に当たっての視点をお示ししております。

第三章では、四つの政策の柱に基づく取組みとして、基本的な考え方、施策体系、個別施策などについて記載しております。こちらでは、指標設定の考え方や、四つの政策の柱に位置づけた十九の施策について、施策の目指す姿や構成する事業をお示ししております。

第四章では、DXの推進として、DX推進方針と整合を図り、「Re・Design SETAGAYA」へのステップとなる今後二年間の重点的な取組みを記載しております。

第五章では、行政経営改革の取組みとして、行政経営改革十の視点に基づく取組み、外郭団体の見直し、公共施設等総合管理計画に基づく取組みを記載しております。

4の今後のスケジュールですが、九月十五日からパブリックコメントを実施いたします。また、十一月には検討状況を、一月ないしは二月には案として御報告させていただき、年度内の策定をめざしてまいります。

説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。(2)生活保護基準の見直しに伴い影響の生じる事業への区における経過措置の取り扱いについて、本件に関して、田中学務課長より説明をお願いします。

○田中学務課長 それでは、生活保護基準の見直しに伴い影響の生じる事業への区における経過措置の取り扱いについて、御説明いたします。

1の主旨でございます。生活保護基準については、平成三十年十月から三年間かけて国において段階的に見直しが行われてきましたが、その見直し終了に伴い、併せて区において実施してきた経過措置を終了するというものです。

この間、国からの通知もあり、区では2にございますように、二つの経過措置を実施してきました。(1)、一つ目は、今回の見直しで保護廃止となった方が引き続き非課税である場合に保護受給者とみなして、各サービスの利用料や施設利用料を免除するなどの措置です。(2)、二つ目は、生活保護基準を参照して基準を適用している事業では、その基準を平成三十年十月の見直し前に据え置く措置です。

経過措置の対応実績は、3(2)のとおり、就学援助での実績がございました。この四十人について経過措置により援助の対象としたものでございます。

なお、この生活保護基準の見直しによって保護廃止となった方がいらっしゃらなかったため、(1)の実績はございません。

裏面を御覧ください。経過措置終了に伴う対応につきましては、経過措置のために附則を追加した関連条例の改正や、規則、要綱の改正をしております。また、区民周知を図ります。

なお、5のとおり就学援助事業につきましては、令和元年十月以降、区として独自の基準を設定しており、経過措置の基準よりも多くの方を援助の対象としておりますので、引き続き教育に係る保護者の負担軽減を図る観点から、経過措置終了後も現行基準といたします。

6のスケジュールについては記載のとおりでございます。
最後に、参考として、直近の生活保護の状況を載せております。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。(3)世田谷区債権管理重点プラン(平成三十年(令和三年度)推進状況について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 私のほうからは、世田谷区債権管理重点プラン(平成三十(令和三年度)推進状況について御報告申し上げます。

まず、かがみ文の1、主旨でございますけれども、区では、債権管理重点プランを策定しまして、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでおりま

す。このたび令和二年度における実績が確定しましたため、世田谷区債権管理重点プラン（平成三十〇令和三年度）推進状況として取りまとめましたので、報告するものでございます。

次に、2の内容につきまして、添付してございます冊子を御覧いただきたいと思ひます。

一枚表紙をめくつていただきまして、一ページ目、本プランの基本的な考え方を記載してございます。現年分徴収の徹底など、五つの基本的な考え方を柱に、各種の取組みを実施してまいりました。

一枚おめくりいただきまして、二ページ目でございます。令和二年度における債権の状況について記載してございます。令和二年度決算の区の保有する全債権の概況としましては、収入未済額が約百七億円で、前年度と比べ、約十億円の減少となっております。

各会計別の内訳では(2)の表に記載のとおりで、一般会計の収入未済額は前年度と比べ約二億円、国民健康保険事業会計では約六億円の減額となっております。

また、(3)には区の保有する全債権について、令和二年度の収入未済額を記載しているところでございます。教育委員会所管の債権でございますが、四ページをお開きください。中ほどの学校給食費でございます。

次に、四ページから五ページにかまして、本プランで掲げております九つの債権の収入未済額と収納率について、前年度との比較をそれぞれ記載してございますので、御覧いただきたいと思ひます。

続きまして、六ページをお開きください。本プランで掲げております九つの債権につきまして、収納率の向上の取組みなど、令和二年度に行った実績について記載してございます。令和二年度における各債権を管理する所管課では、

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、減免、徴

収猶予制度等を活用し、個々の状況に応じた丁寧な対応を行い、収納率の向上、収入未済額の縮減に努めてまいりました。具体的な取組み実績につきましては、口座振替利用促進と納付機会の拡大など、五項目について記載をしております。

続きまして、九ページをお開きください。ここから次の一〇ページにかけて、令和三年度の取組みとして、具体的な内容を七点記載してございます。

続きまして、一一ページを御覧いただきたいと思えます。債権ごとの取組みについて記載してございます。5の(1)対象の債権に掲げる①から⑨の債権については、それぞれ個票を作成しまして、債券ごとに令和二年の実績と取組みを一四ページ以降に掲載しているところでございます。

続いて、教育委員会所管分としまして、三〇ページをお開きいただきたいと思えます。学校給食費でございます。1の収納の現況、(1)の推移でございますが、現年分と滞納繰越分を合わせた収納率が、令和二年度では九八・三％であり、前年度比で〇・三ポイント減となりました。

三一ページには、令和二年度実績に対する評価と目標実現に向けた取組みについて記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

かがみ文にお戻りいただきたいと思えます。3の今後のスケジュールでございますけれども、本プランの推進状況につきましては、九月に区のホームページに掲載しまして公表する予定となっております。

最後になりますが、平成三十年度に策定しました本プランは、令和三年度を最終年度としまして計画期間を終了いたします。令和四年度以降につきましては、次期実施計画（仮称）世田谷区未来つながるプランの計画期間と合わせまして、二か年の計画期間とした次期債権管理重点プランを策定いたします。次期プランの策定をいたしましたら、改めて定例会にて御報告をさせていただきます。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。(4)松原複合施設開設の延期について、本件に関して、秋元副参事より説明をお願いします。

○秋元教育総務部副参事(教育施設担当) それでは、松原複合施設開設の延期について御報告いたします。

まず、1の主旨でございますが、松原複合施設は、松原小学校のプールや新BOP室とともに、松原まちづくりセンターやあんしんすこやかセンターなどの複合化の施設として建設をしております。この建築工事において、工事着手後に想定していなかった地中埋設物、コンクリートのガラが確認され、その撤去に時間を要しましたことから、当初予定しておりました十月の開設が一月に延期となりましたので、御報告するものです。

2の施設の概要でございますが、所在地は松原小学校の敷地内でございます。(3)に記載のとおり、地下一階にまちづくりセンター、あんしんすこやかセンターなどの事務室が入り、一階が松原小学校の新BOP室などが整備されます。二階は小学校のプールとなります。

3のスケジュールでございますが、本年十二月末に施設が竣工いたします。令和四年一月に先行して新BOPが移転する予定です。続いて、一月末に松原まちづくりセンター等が業務の開始を予定しております。三月には校庭整備を含め、全ての工事が終了する予定です。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。(5) 「いじめ防止基本方針」の改定を踏まえたいじめ対策の取組について、本件に関して、塚本副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 「いじめ防止基本方針」の改定を踏まえたいじめ対策の取組について御報告いたします。

1、主旨でございます。六月四日の本委員会で御報告いたしました世田谷区いじめ対策方針検討委員会により、いじめ防止基本方針の見直しを行い、今後のいじめ対策の取組みの方向性を取りまとめましたので御報告いたします。

2、検討内容につきましては、検討委員会で学識経験者等を構成とする検討委員により、記載のとおり検討を進めてまいりました。

3、「いじめ防止基本方針」改定（案）の主な内容でございます。この後、(1)から(4)につきましては、別紙2のいじめ防止基本方針の一部を改定する新旧対照表（案）で説明いたします。

(1)いじめの定義です。別紙2のいじめ防止基本方針の一部を改定する新旧対照表の一ページの下線を引いてある箇所を御覧ください。いじめ防止法に基づくいじめの定義の理解を深めるために、文科省の基本方針をベースに、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめを見落とすことがないように、いじめを広く捉えることを記載してございます。

続いて、(2)いじめの早期発見についてです。一一ページの上段を御覧ください。学校において実施する施策としての(4)いじめの早期発見とございますが、黒ポチ一つ目に下線の引いてある箇所がございますが、ささいな兆候であっても、いじめでないのかと疑いを持って、いじめを軽視することなく積極的

に認知することを明示いたしました。

続いて、(3)教育委員会が実施する施策として、六ページの中段から下、(2)関係機関等との連携した取り組みの推進を御覧ください。黒ポチ下から二つ目に、世田谷区いじめ問題対策専門委員会を設置することを追記いたしました。こちらの専門委員会については後ほど説明いたします。

続いて、(4)重大事態への対処についてですが、一四ページを御覧ください。 (2)区と教育委員会又は学校による調査等で、これまでのいじめ防止基本方針では、重大事態調査をせたホッと子どもサポートが担うとしておりましたが、せたホッと子どもサポートは、子どもに寄り添って福祉的視点で子どもを後押ししており、法に基づく重大事態調査がいじめの事実関係を明らかにし、再発を防止することが目的であることから、今回の検討委員会での議論を踏まえ、重大事態調査については一四ページ、黒ポチ上から三つ目に記載があります。教育委員会では、先ほど説明した世田谷区いじめ問題対策専門委員会が行い、区長の調査では、そこから黒ポチ三つ下に記載があります外部の第三者による調査機関を置くこと、また、公表の在り方についても明示いたしました。

別紙1を御覧ください。いじめ防止に関する組織について、少し説明させていただきます。

右上、学校には学校いじめ対策委員会が既に設置されております。これは学校でのいじめ防止対策の中核となる組織で、いじめ防止に当たっては教育指導課と連携して対応しております。教育指導課の下にあります世田谷区いじめ問題対策専門委員会が今回新たに設置されるものとなり、今後はいじめ防止策等について審議、助言し、学校主体で調査できない重大事態についての調査も行ってまいります。

また、教育委員会では、この専門委員会の右側にございます世田谷区いじめ

防止等対策連絡会もございます。こちらは法に基づき既に設置されているものですが、いじめ防止に関係する子どもを取り巻く機関や団体などで構成され、情報交換などの連絡会の場となっております。また、その下にありますせたがやホッと子どもサポートは、子どもの権利侵害を取り除くことを目的に、子どもや保護者からの相談や、必要に応じて調査等も実施しております。

最後に、その下にあります世田谷区いじめ問題再調査委員会については、区長が必要と認めたときに、学校または専門委員会が実施した調査の結果について調査を実施するもので、外部の第三者による委員会を設置して調査するとうものになります。今回、色をつけたところが新たに設置されるものです。

かがみ文にお戻りください。下のほうにございます4、改定を踏まえた取り組みの方向性でございます。

(1)いじめ防止に向けた手引きの内容の充実についてです。教職員のいじめへの理解を深めるために、教員向けに作成している手引に具体的な取組みなどを明示し、いじめの対応力を高めてまいります。

裏面も御覧ください。(2)世田谷区いじめ問題対策専門委員会の設置、(3)重大事態調査の調査機関の設置については、先ほど御説明したとおりです。

5、今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 この基本方針というよりは、まず総論としての意見になりますけれども、いじめは学校という構造から発生する現象と考えますので、児童・生徒の意識の問題というよりは、学校において多様性を認める構造になっているかどうかより重要と考えます。したがって、いじめをなくそうという意識の教育よりも、学校の構造をより多様化していくことが必要と考えています。

その上で、この基本方針を改定して終わりではなくて、これを具体化していくことが必要と考えます。そこで、例えばですけれども、いじめの件数が少ない学校、問題行動調査でいじめの件数を調べていますので、その件数が少ない学校に対しては、どのような基準でどう把握しているかを個別にヒアリングして、必要な指導を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

あと二点ありまして、先ほどの御説明で、二ページの今後のスケジュールで、十一月に改定となっておりますが、改定はこの場でもう決定してもよいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

それと、先ほどの別紙で、組織についての御説明がありました。この世田谷区いじめ防止等対策連絡会はどのような内容の会議でしょうか。個別のケースではなくて、抽象的な情報交換であれば、あまり開催する必要性が乏しいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当）　まず一番初めに御質問のあった件数についてですけれども、月一回の月例の報告もしておりますので、そちらのほうで認知数について、実際の事案等についても指導主事が話を聞いていくことは今後もやっていきたいと思っております。

二番目の、十一月でいいのではないかということですが、こちらについても、内容についてもうちよつと精査した上で、できるだけ早くこちらの基本方針について固めていきたいと思っております。

それから、最後の内容であります。対策連絡会のほうですけれども、こちらも現在、子どもを取り巻く多くの方たちの御意見を聴取する場として今現在機能しているところでもありますので、そちらについても今後、問題対策専門委員会ができますけれども、そちらとどのような話し合いのすみ分けをするかということも考えながら、必要であれば対策連絡会のほうをどのような形で進めていくかということも検討していきたいと思っております。

○知久教育総務部長 二つ目の十一月に設定した理由ですけれども、まずこの方針、区長部局との共管になってまいりますので、議会にも御報告させていただいて、第三回定例会や決算特別委員会等の議論を踏まえた上で、十一月に策定しようという流れになっております。

○亀田委員 一点目のいじめの件数については、今の御説明だと、学校から報告が上がってきたことを聴取するというお話だと思うのですが、私が申し上げたのは、むしろ上がってこない学校のほうに見直すべき点があるのではないかということなので、むしろ上がってこない学校、あるいは年間を通して件数の少ない学校に対してヒアリングをする必要があると考えます。

二点目のスケジュールについては、今御説明あったとおりなのですが、できればもっと早目に、早目に改定していただければと思います。

三点目の会議については、今御説明あったように、すみ分けを検討されるということなので、同じような会議が二つあるというのが、あまりうまく機能しないのではないかと思いますので、できれば統合に向けて検討していただければと思います。

○渡部教育長 一点目の、上がってこない学校へのというところに関してはいかがでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 現在、いじめの件数が年間ゼロという学校もある状況ではありますので、そちらについては今後、学校等にヒアリングをしながら、いじめの対策の現状も聞いていきたいと思っております。

○渡部教育長 今後、ヒアリング等を行うということですね。

○澁澤委員 先ほど亀田委員からお話があったのですが、この一番基本的な部分というのは、いじめの芽を摘んでいくという活動では決してなくて、やはりどうしたらいじめが起きない風土をつくっていくかということを最初のところ

ろにきちんと明記して、また、各学校にもやはり徹底をしていただきたいと思うのです。そのためには、亀田委員から発言があったように、教育の多様性だとか、暮らしの多様性だとか、あるいはそれぞれの人間のそもそもの多様性みたいなものをどうみんなが許容しながらお互いが共存していくか、あるいは共感をしていくかということはどうやって育んでいくかということが一方にないと、単なる表現として現れたいじめを幾ら芽を摘んでいっても、いじめはなくなると思いますので、その辺のそもそもの考え方、あるいは今後その大きな流れの中で、これは教育ビジョンの中で進めていくことかもしれません。が、進めていくということは明記をしていただきたいというふうに思っています。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 今委員のおっしゃるとおりでございます。いじめという一つの観点ではなくて、これは不登校とか、いろいろなところに関わってくると思っておりますので、今おっしゃったような、多様性を認めるとか、互いを認めるみたいなことも含めて、教育を推進していきたいと思えます。

○渡部教育長 ほかによろしいでしょうか。それでは、ここで管理職の入替えを行いますので、三分ほど休憩を取らせていただきます。

午前十時四十六分休憩

午前十時四十八分再開

○渡部教育長 それでは、再開いたします。

(6) ICTを活用した新たな学びの取組み状況について（その二）、本件に関して、齊藤教育ICT推進課長より説明をお願いします。

○齊藤教育ICT推進課長 ICTを活用した新たな学びの取組み状況について（その二）について御説明いたします。

まず、1の主旨ですが、タブレット端末等のICT環境を活用した学びの進

捗状況を五月の教育委員会で一度御報告しておりますが、今回はそこからの進捗状況の御報告となりますので、件名を（その二）としております。

2、タブレット型情報端末及び周辺機器の追加配備でございますが、(1)、タブレット型情報端末を教員用の不足分及び今後の児童・生徒増対応のため追加配備いたします。配備台数、納入事業者等は記載のとおりです。

(2)周辺機器の追加配備でございます。タブレット型情報端末を学校内で利用できる場所を広げるため、可搬型の無線アクセスポイントを追加配備するとともに、画面を教室内のモニターに映し出すことのできる画像転送機を全学級に配備し、授業での活用の効率化を図ります。本件は、記載のとおり、第三回定例会に補正予算を提案させていただく予定です。

3、ソフトウェアを活用した学びの取組み状況でございます。

(1)学習支援アプリによる新たな学びの状況についてです。①ロイロノート・スクールは、児童・生徒が個別に学び、さらに学び合うためのツールであり、教員にとっても効果的に指導に生かすことができるアプリです。夏季休業中には自由研究をまとめたり、課題を提出したりするなど、様々な事例が見られています。

おめくりいただきました。二ページでございます。②Qubenaは、AIによって出題される問題に自分のペースで取り組むことができるアプリであり、夏季休業中においても個別最適化された学びが行われております。なお、研究協力校においては、一人一人の課題に応じた指導を行う研究に取り組んでおります。

(2)その他、①ICTインフルエンサーによるICT活用の理解促進でございます。ICTインフルエンサーが作成した端末やアプリの活用動画などを全ての教員に配信しております。さらに、ICTを活用した新たな学びの動画を保護者にも配信しております。

②特別支援学級におけるアプリ活用でございます。研究協力校において児童・生徒に有用なアプリを選定し、効果検証を行い、今後の学習に活用してまいります。

③アプリの追加導入でございます。各学校の児童・生徒の実態に応じて、授業や自主学習に活用できる各種アプリを学校ごとに順次導入しております。

④マイクロソフト365の活用についてでございます。全ての児童・生徒及び教員がワードなどの関連アプリを利用できる環境を整備しており、授業でも様々な組み合わせの中でアプリが活用されております。

4、教員支援・人材育成の推進について、(1)ICT支援員による学校・教員支援でございます。

初めに、①ICT支援員の追加配置でございます。全ての学校で教員のICT活用指導スキルを高め、児童・生徒が端末を活用した新たな学びができるように、ICT支援員の学校訪問回数をこれまでの月一、二回から週一回に増加させます。このことにより、ICT活用が活発な学校についてはさらなる向上を図ります。また、ICT活用に課題がある学校については、週二回の訪問支援を行い、底上げを図ります。これらについて、別紙としてイメージ図を添付しておりますので御覧ください。

ICT支援員の追加配置により、教員のICT活用指導力の向上及び底上げを図るとともに、それを下支えするためのハードウェアの追加を行うことで、ICTを活用した新たな学びの推進体制を強化してまいります。

本文にお戻りいただきまして、②児童・生徒及び教員向けアンケートによるPDCAサイクルの確立でございます。児童・生徒の情報活用能力の高まりや、教員の指導スキル等の達成度を確認するため、定期的にアンケートを実施し、適切に支援を行う仕組みを構築してまいります。

③ICT支援員の追加配置は、第三回定例会に補正予算を提案させていただきました。

く予定です。補正予算要求額は記載のとおりです。

三ページに参りまして、(2)教員のICT活用指導力の向上でございます。記載の①から⑥の研修を行い、教員のICT活用指導力の向上を図っております。職層や年次研修では、今回の端末配備による子どもたちの学びが変わっていくことの理解を、推進リーダーやインフルエンサーによる研修や活用スキルの向上に資する研修を行っております。また、今後は学習支援アプリの次の段階の活用研修を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 ある最近の記事で、豊福先生が、三年後の更新時期には、その辺から保護者の負担が増えてくるという発言をされていたのですが、今後の見通しとして、どこかのタイミングで公費負担から、ICTに関しては保護者負担、家庭の負担ということに段々切り替わっていくのでしょうか。

○齊藤教育ICT推進課長 タブレット端末につきましては、大体耐用年数が三年と言われていまして、基本的に、今回購入したものはそこまでは使っていない。その先に関しましては、壊れない限りはそのまま使っていただくという事はできるのですが、基本的には、いわゆるBYODと言いますが、保護者負担で文具として調達いただくようなことを考えているところでございます。

○亀田委員 たしか、以前に学校の授業においてどのぐらいの学校がどう活用しているかの御報告をお願いしたかと思えますけれども、その点は、今は各学校もお忙しいかもしれませんので、確認後、御報告があるということでもよろしいでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 今回、ICT支援員の増加のところにもお示しし

たように、ICTの活用が状況が学校によって活発な学校、または課題がある学校というような形で、実際に状況が分かっている、そのあたりを我々のほうもロイロノートの活用状況などを含めて、学校ごとの状況を把握しての支援というような形を取らせていただいているというふうに考えております。

○渡部教育長 報告についてはいかがでしょうかということですが、いかがですか。今、分散登校が始まっていますので、どの学校も多分、全員ぶつかっているとと思うのですが、それも合わせて報告ということでもよろしいでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 分かりました。

○渡部教育長 報告をするということでもよろしいですか。

○隅田教育研究・研修課長 はい。

○渡部教育長 亀田委員、よろしいでしょうか。

○亀田委員 はい。

○宮田委員 この資料にも記載がございますが、二ページの4の②のところに、定期的なアンケート、児童・生徒及び職員向けアンケートを実施されるということですが、こちらは年に何回ほど、実施されるのか、またその結果というのは拝見できるのでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 年間に、二回程度の実施を想定しております、それをICT支援員の活用状況の支援状況であったり、また、教員の活用指導力に反映していくということでございます。また、こちらの実態の把握につきましては、御報告させていただきたいと考えております。

○渡部教育長 御報告があるということでもよろしいでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 はい。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(7)世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）素案について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは私から、世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）素案について御報告いたします。

資料は三点になります。かがみ文と別紙1、概要版、別紙2、本編の三点となっております。

まずは、かがみ文、1の主旨を御覧ください。本件につきましては、令和四年度からの二年間にわたる区立小・中学校、幼稚園における具体的な事業活動について規定した特別支援教育推進計画（調整計画）の素案の報告となります。

2の計画の内容につきましては別紙1、A3資料の概要版で御説明させていただきます。と思います。

別紙1、A3の資料を御確認ください。それでは、概要版に沿って説明させていただきます。まず、左上の部分でございます。第一章でございます。特別支援教育をめぐる動きでございます。平成十九年の特別支援教育の開始から、この間までの国と区をめぐる動きを掲載しております。詳細は記載のとおりとなっております。

次に、その下、第二章では、第二期計画の振り返りを記載してございます。このうち主な取組みや成果について御報告申し上げます。まず、(1)特別支援教育の推進体制でございます。三つ目の丸、校外から学校を支援する体制として、令和二年度から特別支援教育巡回グループによる支援を新たに開始しまして、学校からの相談に対応し、様々な支援策の助言を行っており、今後も支援の充実を図ってまいります。

次に、その下でございます。医療的ケア児への支援です。区では、平成三十三年度より医療的ケア児の支援として看護師を試行的に配置し、昨年度より本格実施しております。今後も医療的ケア児の支援に向け、看護師の安定的な確保に向けた対応が必要と考えております。

続いて、真ん中の列の一番上の(2)、個に応じた教育環境の充実でございます。こちら三つ目の丸、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）につきましては、区としては初めての開設となりまして、現在は小学校二校、中学校一校で運営しております。さきの委員会でも御報告申し上げましたが、今後も地域偏在の解消も含め、新たな学級の開設により支援の充実を図ってまいります。

次に、その下、「GIGAスクール構想」に基づくタブレット整備でございます。今後につきましては、ICTの活用により、それぞれの特性に応じた指導等の充実を図っていく必要があります。

(3)、(4)につきましては記載のとおりでございますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、(5)総合的な評価につきましては、総合的な取組みを通じまして、インクルーシブ教育が一步前進し、学校の包摂性を高めることができたものと捉えております。

続いて、(6)の第二期計画から調整計画へ引き継ぐ内容でございますが、これまでの取組みや評価を踏まえまして、記載の①から⑤の内容を今回の計画に引き継いでまいります。

次に、その下、第三章、教育総合センターを拠点とした取組みです。こちらにつきましては本編の一二ページの図も合わせて御確認いただければと思います。

本編一二ページにインクルーシブ教育推進の拠点としての取組みを図式化したものがございます。今後、特別支援教育の推進に当たりましては、教育総合センターの果たす機能は大変大きなものと捉えております。そのため、教育総合センターをインクルーシブ教育推進の拠点と位置づけ、大学や企業、政策研究部門と連携した教育課題の研究を実施し、また、それらの成果、普及を通じて

てインクルーシブ教育を実践する知識やスキルを有する教職員の育成を図ってまいります。

また、様々な相談に総合的に対応する切れ目ない支援や、専門チームによる支援の充実を図りまして、子ども一人一人の特性に応じた支援の強化に向けて取り組んでまいります。

教育総合センターの活動を通じて得られる専門的な知識や情報を十分に生かすとともに、研究・研修部門と子ども・保護者支援を行う部門が相互に連携し、一体となって取り組むことでインクルーシブ教育を推進してまいります。

概要版にお戻りいただけますでしょうか。次に、右側、第四章の計画の位置づけ及び計画期間でございます。記載のとおり、令和四年度からの二年間にわたる計画となっております。

次に、その下、第五章、調整計画の内容でございます。(2)に記載のとおり、誰一人置き去りにされることなく、全ての子どもたちが生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、本計画に基づく取組みを着実に進め、インクルーシブ教育を推進してまいります。

裏面を御覧ください。左側、(3)調整計画の体系でございます。左下に凡例がございますが、重点事業、新規事業、拡充事業、加えて、教育総合センターの機能といった表記を小項目に記載しております。なお、重点事業につきましては、背景に色を入れて太字にしております。

続いて右側、(4)具体的な取組み内容でございます。こちらには、(3)の調整計画の体系の中項目ごとに主な取組みをまとめております。内容は記載のとおりでございますが、主なものを御説明申し上げますと、二個目の四角でございます。1-1「2」切れ目のない一貫した支援におきましては、特別支援教育巡回グループなど専門チームの運営を通じて学校や児童・生徒、保護者に対する支援の充実を図ってまいります。また、その下の医療的ケア児及びその家族に

対する支援につきましたは、医療的ケア児に対する看護師の配置や保護者、関係機関と密接に連携し、切れ目ない相談・支援体制の充実に取り組んでまいります。

その二つ下、ロ「5」多様な学びの場や機会の充実におきましては、特別支援学級等におけるタブレット端末やアプリを活用した授業事例のデータベース化、共有によりまして、教員のICTを活用した指導力の向上を図ってまいります。また、教育データの活用やタブレット端末やアプリの活用により、児童・生徒一人一人の個性や特性に応じた指導に取り組んでまいります。

以上が計画の概要でございます。なお、詳細につきましては別紙2の本編で後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

それではお手数ですが、再度、一枚目のがみ文にお戻りください。3の計画の検討体制でございます。これまで小・中学校の校長会の代表、学識経験者による検討会を設置しまして素案の取りまとめを行いました。今後も検討会は継続しますが、区民の方からの御意見につきましては、今後実施する教育ビジョンのパブリックコメントの内容を反映してまいります。

最後、4、今後のスケジュールでございますが、記載のとおりでございます。

長くなりましたが、私からの報告は以上でございます。よろしく願います。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 ここに書いてあることに対しての質問というよりも、ぜひ今後これを進めていく上で頭に置いておいていただきたいことなのですが、本当に、インクルーシブ教育という意味を私たちが理解しているのかということをもう一回考えなければいけないと思います。というのは、そのインクルーシブ社会

とはどういう社会であるのかということです。

どちらかというと、今回のパラリンピックを見て、とても私自身も考えさせられたのですけれども、今までのインクルーシブ社会の考え方というのは、今のこの社会が普通だとするならば、そこに入ってこられるような方に対して、支援をしながら、今の私たちの行っているこの日常の社会を基盤にして、そこにいろいろな障害を持った人たちが気楽に入ってこられる、あるいはその役目を果たしていけるような社会をつくるのがインクルーシブ社会だというふうに、私たちは当たり前のように考えていたのですが、やはりパラリンピックを見てとても思ったのは、この社会が逆に、彼ら、障害を持った人たちの中にどう適応していけるか、私たち自身の社会の在り方をもう一回変えていくということのスタンスが必要なのではないかなというふうに思いました。

というのは、私たちの今のこの社会は、絶えず発展することを求められますし、その中でその発展ということを実現しようと思ったら、経済性ですとか、効率性ですとか、合理性、それが教育の中でも非常に大きなウエートを占めて、子どもたちに伝えていくことになっています。ですけれども、ある意味では、絶えず発展を求められた右肩上がりの社会というのが、今後私たち人類がめざしていく社会なのかというと、やはり非常に今疑問に思う。それは、このコロナの状況においても非常に疑問に思うわけです。

そうすると、もう一方は、私たちの寿命というのはある程度決められていて、あるいは、その春夏秋冬という季節が絶えず繰り返し行われていき、発展していかない循環するもう一つの時間の経緯、あるいは社会の在り方というのは当然あるわけです。私たちは明治以降、特にこの発展していく社会が社会の発展だというふうにならずにずっと思って、教育もそこに合わせてきたのですが、やはりもう一回考えて、両方の時間をどうこれからバランスを取るか。要するに、定常化した社会に向けて、私たちはどうそのインクルーシブというものを

考えていくのか、あるいは社会の在り方を考えていくのかということをもう一回多分見直す時期なのだというふうには、つくづく私は感じました。

ですから、今後これを進めていく上で、例えば哲学者の人だとか、芸術家の人だとか、つまり新しい社会の在り方に対して発言をできるような人たちを、やはりこの議論を論じていく中に取り込んでいっていただきたい。特別支援の専門的な知識を持った方々も当然重要ですが、一方で、これからの社会がどういう社会をめざすべきなのかということのある程度専門的な知識というか、見識を持たれた方々をぜひ取り込みながら、この教育の大綱全体を考えていくような方向に持っていていただきたいなというふうにお願いをします。

漠然とした言い方ですけども、お分かりいただけただけでしょうか。

○柏原教育相談・支援課長 我々もこの特別支援教育推進計画を推進するに当たって、インクルーシブ教育を推進するということを掲げております。このインクルーシブ教育の推進に当たり、インクルーシブ教育がどういったものか、何をめざしていくのかというのは、いま一度この教育委員会全体の中で考えていきたいと思えます。

委員の御意見にございましたとおり、考えていく中で、いろいろな方々の意見というのを当然ながら取り入れていく必要があるかと思えます。今後、教育総合センターができる中で、当然ながらそういった、有識者というのですか、学識経験者、様々な方から意見をいただく機会も、総合センターができることによつて機会も広がっていくと捉えております。単純に特別支援教育に見識のある方ということに限らず、広い見識からその部分を分析、確認をしながら、こういった取組みをするかというところは、今後丁寧に進めてまいりたいと思えます。

○亀田委員 学校全体の指導力について三点と、保護者支援について一点、地域について一点で、計五点、長くなつてすみませんが、申し上げます。

一点目は、申し上げるまでもなく、特別支援教育は学校全体で行うものと考えます。他方、この計画を拝見すると、特別支援学級、特別支援教室が似合うという色合いがやや強いように思いました。めざすべき構造としては、まず特別支援学級や特別支援教室の専門性を高めて、そしてそれを通常の学級にも共有することで、学校全体の指導力を高めていくという構造と考えますので、計画全体がそういう構造になるよう、特に第五章の報告も含めて再検討いただいてはどうかというのが一点目です。

二点目は、したがって、施策の中心となるのは、特別支援学級や特別支援教室の専門性向上と考えます。その点、この素案の二九ページくらいから三〇ページで、専門性向上という記載がされているところ、重要なのは、その専門性とは具体的に何ができるようになることなのかと。世田谷の学校の先生方の現状はどうかと。専門性向上のために何をやる必要があるのかという点と考えます。

そこで、この二年間で、例えば専門性の定義と、その段階別の指導スキルの設定、そして、世田谷の先生方がそれぞれの段階にいるのかという実態の把握を、この二年間ではすべきと考えますが、いかがでしょうか。

三点目、通常の学級については、二四ページにも記載もありますが、その内容が学校包括支援員や学校生活サポーターの記述となっています。そうではなくて、通常の学級の担任の先生方の指導力の向上こそ、ここで記載する中心にすべきではないかと考えます。この点で、まずクラスのお子さんたちの状況の把握が第一ステップと考えますので、この二年間で実施することとして、お子さんたちの実態の把握、具体的には、例えば富山県では、お子さんの特性把握のためのチェックリストを作成したりしておりますので、そうしたチェックリストの活用を検討して、この二年間で導入をめざしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

四点目は、保護者支援について、項目が立っておりませんので、できれば保護者支援についての記述と、特にその中で、特別支援教室すまいるルームの保護者会を各学校で実施することを明記いただきたいと考えます。

最後、五点目ですけれども、地域について、一五ページで、世田谷型インクルーシブ教育という記載はありますけれども、その中身の記述がちよつと見当たりませんでした。地域における社会資源としては、福祉の施設が重要な社会資源と考えます。福祉との連携に関して、一九ページで、放課後等デイサービースとの連携という記述が二行ほど記載されているのですけれども、これも具体的な内容が書かれていません。そこで、例えば個別の支援計画の共有、あるいはケース会議の開催など、福祉の施設との連携の具体的な方策について、この二年間で実践的に施行をすることを記載いただくとともに、世田谷区の施設で「げんき」というのがありますけれども、この「げんき」との連携も記載いただければと考えます。

以上、長くなりましたけれども、五点、いかがでしょうか。

○柏原教育相談・支援課長 委員おっしゃるとおり、特別支援教育を推進するに当たっては、やはり学校全体で行うものということで、特に教員の指導力の向上というところは大変重要なものと捉えております。

まず、専門性の部分につきましては、第五章の部分について、学校全体で取り組むというところにつきましては、次の案までの間に少し内容を充実できるような形で、一歩進んで検討していきたいと思っております。

続いて、二点目に御質問ございました、専門性の向上とは何かというところにございましては、確かに現状、専門性の向上というところで計画、取組みを記載しておりますが、具体的な部分が確かに抜けているところもございます。

こちらにつきましても、現在の、教員の方々の現状というところも把握しながら、こういった形でやっていくのか、何を専門性として、何を向上に向けて具

体的に取り組むのかということについても、次の案の段階に含めて検討をしていきたいと思っております。

続いて、三番目の、担任の先生の指導力の向上で、二四ページの部分かと思われまます。通常の学級における人的支援ということで、学校包括支援員や学校生活サポーター、まさに人的支援に当たるところの記載が中心になっているというところで、委員のおっしゃっているとおり、担任の先生の指導力の向上というところも重要なものと捉えております。

お話にございました富山県のケースにつきましては、ちよつとこちらのほうでも内容がどういったものかというのを確認させていただいて、どういった形ができるのかということとは、こちらでちよつと検討ということとさせていたければと思っております。

続いて、四番目の保護者の支援で、すまいるルームの保護者会の開催等につきましても、次の案のタイミングで、保護者の支援のところ、確かにこの内容について見えないところもございますので、表記も含めて、どういった視点で支援をしていくかというところを次の課題として捉えさせていただきたいと思っております。

続いて、五点目の地域の部分で、世田谷型インクルーシブについてということとで、確かに世田谷型インクルーシブの定義につきましては、一五ページのところについて、若干記載が足りないところは確かにございますので、世田谷型インクルーシブの定義というか、考え方についてはこちらに内容を盛り込んでいきたいと思っております。

併せて、福祉との連携につきましても、ほかの、先ほどの専門性の部分とかと合わせながら、次の案のタイミングで、より具体的に何ができるかということも含めて、内容の再検討をさせていただければと思っております。

私からは以上でございます。

○渡部教育長　ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(8)今後の区立幼稚園のあり方の検討について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長　私からは、今後の区立幼稚園のあり方の検討について御報告いたします。

1、主旨でございます。区立幼稚園につきましては、平成二十六年八月に策定した区立幼稚園用途転換等計画に基づき、区立または公私連携幼保連携型認定こども園に用途転換することとなっております。しかしながら、用途転換等計画の策定時とは区立幼稚園などをめぐる社会的状況は大きく変化していることから、区立幼稚園の今後の在り方について検討に着手するので御報告させていただきます。

次に、2、区立幼稚園をめぐる状況について御説明をいたします。

まず、(1)用途転換等計画の進捗状況について。学校改築等に合わせて複合化し、整備する方針でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響による区の財政状況の悪化により延期となっている計画がございます。下にお示した一覧表の中で、松丘幼稚園と砧幼稚園は延期または見直しを行っている状況でございます。

次のページにお進みいただいてよろしいでしょうか。(2)就学前人口の動向についてでございますが、世田谷区内の就学前人口は平成三十年から減少に転じ、令和三年にはピーク時の平成二十九年と比較すると約二千七百名の減少となっております。また、最新の人口推計によりますと、各年齢において当面の間は緩やかな人口減少が続くのですが、その後また緩やかに増加に転じるといふ推計も出されております。

(3)区立幼稚園の在園児数でございますが、幼児教育の無償化や未就学児人口の減少傾向等の影響により、在園児数が急激に減少している状況でございます。

す。詳しくは、表の区立幼稚園在園児数の推移を御覧ください。

(4) 保育待機児の解消についてでございますが、公私立の保育施設の整備の進展などにより、令和二年度より保育待機児はゼロとなっております。また、令和三年度も保育待機児はゼロという状況になってございます。

次のページに進んでいただきまして、(5) 配慮を要する子ども及び医療的ケア児への対応でございます。区立幼稚園につきましては、従前から配慮を要する子どもの受皿としての役割を担ってまいりましたが、いわゆる医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定に伴い、今後、医療的ケア児への対応の充実がますます求められるところでございます。

そういった状況を踏まえまして、3、検討の方向性・体制等でございますが、用途転換等計画の見直しも含めて、今後の区立幼稚園の方向性について検討を進めてまいりたいと考えております。検討体制につきましては、学識経験者や庁内関連所管管理職で構成する区立幼稚園・認定こども園のあり方検討委員会を設置します。検討内容につきましては、(2) に書いてございますように、区立幼稚園用途転換等計画の見直しと、区立幼稚園、認定こども園の今後の在り方、方向性の検討を予定してございます。

次のページに進んでいただきまして、4の今後のスケジュールについてでございますが、令和三年九月から検討委員会を開始し、第二回終了の段階で、できればと考えているのが、中間のまとめを行い、その後、第四回まで検討委員会における討議を重ねて、今年度中をめどに用途転換計画の調整計画のようなものを策定して、一定の結論を出したいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○ 渡部教育長 ただいまの説明に対して御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○ 亀田委員 先ほど御説明のあった配慮を要するお子さんの幼児教育の機会の

確保をどうしていくのかという点について、公立、私立も含めて区全体として機会の確保を図っていく必要があると思いますので、その点、御検討を今後よろしくお願いいたします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 私立の幼稚園や保育園も含めて、配慮を要する児童をどのように受け入れていただくかというのは、非常に大きな課題だと思っております。

もちろん、機運を醸成するということも大事なのですが、受け入れていただけるような仕組み、体制、これは非常に重要だと思っております。今後の検討課題として受け止めさせていただきたいと思えます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(9)乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会の検討状況について、本件に関して、本田課長より説明をお願いします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 続きまして、私から乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会の検討状況について御報告いたします。

まず、かがみ文を御覧ください。世田谷区では、世田谷区保育の質ガイドラインや、世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンの策定、また幼稚園教育要領や保育所保育指針などの改定を踏まえて、乳幼児期における教育・保育のより一層の充実をめざしているところでございます。

このような状況を踏まえて、令和二年十一月に乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会を設置し、公私立の幼稚園、保育所等がそれぞれの理念や個性を生かしながら質の高い教育、保育を実践できるよう、共有すべき基本的な方向性やスタンスを示す文書の策定に取り組んでまいりました。このたび、その基本的な方向性やスタンスについて素案を取りまとめましたこととございますので、検討委員会の検討状況も含めて、御報告をいたします。

2、検討状況でございますが、(1)に記載のとおり、今回の素案につきまし

ては学識経験者、公立幼稚園・保育所等の代表、区立小学校の代表、区の間連所管の管理職で構成する乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会で議論を進めてまいりました。検討委員会のメンバーにつきましては、別紙1にお示ししております。後で御覧いただければと思います。

次に、(2)検討の経緯でございますが、別紙2に記載してございます。別紙2を御覧いただいてよろしいでしょうか。これまでに六回の検討委員会を開催するとともに、六月にワークショップを二回実施いたしました。検討委員会におきましては、教育・保育現場の教員や保育士が教育・保育を行うに当たって大切にしたいポイントなどについて学識経験者からプレゼンテーションを行っていたかとともに、委員の皆様方に毎回様々な論点について、それぞれのお立場から精力的に御議論をいただきました。

また、裏面に書いてあるかと思うのですが、六月に二回ほど行ったワークショップにつきましても、公立・私立幼稚園、保育所等の園長、副園長、また、保育士、幼稚園教諭を対象としたもので、コロナ禍の中ということもあり、参加人数を絞っての実施となりましたが、素案の作成に向けて活発な意見交換を行っていただきました。

次に、素案の内容について簡単にですが御説明いたします。別紙3、世田谷区教育・保育実践コンパスを御覧ください。

まず、タイトルでございますが、「〽私たちの教育・保育をもっと楽しく！〽世田谷区教育・保育実践コンパス」とさせていただきます。ちなみに、コンパスというのは羅針盤という意味でございます。名称につきましては、今まで乳幼児教育・保育スタンダードカリキュラムとか、(仮称)指針・基本方針などといった呼称を使用しておりましたが、このたび検討委員会での議論や、六月のワークショップでいただいた名称案を踏まえながら、乳幼児期の教育、保育の実践に当たっての基本的な考え方や方向性を示す内容であるこ

と、また、指針、ガイドラインという言葉を使うと、既存の保育の質ガイドラインや保育所保育指針との混同が生じる可能性があることから、この世田谷区教育・保育実践コンパスという名称にさせていただきました。また、サブタイトルの「〜私たちの教育・保育をもっと楽しく!〜」には、保育者自身が保育がもっと楽しくなるようにという意味が込められてございます。

表紙をめくっていただきますと、裏面は白紙になっておりますが、こちらが目次になる予定でございます。

次のページでは、世田谷区教育・保育実践コンパスとはということで、区内の教育、保育の関係者が、施設の種別を問わず共有すべき基本的な方針を明確にし、実践の充実を図っていくためのツールというコンパスの性格を示すとともに、世田谷区における乳幼児期の教育・保育の取組みの中でのコンパスの位置づけをイメージ図化してございます。また、各園における保育の振り返り等の参考や、教育、保育の評価の視点など、区として想定しているコンパスの活用方法についても下段に例示してございます。

ページをめくっていただきまして、ここからページが振られております。一ページ目が1、私たちがめざす乳幼児期の教育・保育の基本についてでございます。ここでは教育、保育を実践する全ての過程で基本となる原則として五項目をお示ししています。具体的には、子どもを権利の主体（一人の人間）として捉える、子ども一人ひとりに対する理解を基盤とする、環境を通じた教育・保育、育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、保育者の主体性の発揮の五項目でございます。

続きまして、ページをめくっていただき、三ページ目、四ページ目にコラム、発達の過程をとらえる基本的な視点を記載してございます。ここでは各園で教育、保育の実践や評価を進めていく上で子どもの発達を捉え、見通しを持つために参考となる視点を示してございます。この点は、五ページ以降に実践

の視点という項目があるのですが、そこにもつながる内容となっております。

三ページでは、最初に発達の定義をお示しし、次に乳幼児期の発達と学びの概要、そういった点を記載してございます。

続く四ページでは、ゼロ、一歳児期、二、三歳児期、幼児期、幼児期後半の発達の特徴などについて記載をしております。

ページをめくっていただき、五ページ目からでございますが、先ほどの発達に関するコラムの内容も踏まえた2、実践の視点(例)となっております。ここでは子どもの発達を理解し、その過程を捉えた上で実践に取り組む際の視点を例示しております。

(1)大切にしたい子どもの経験では、ゼロ歳児から三歳以上児など、乳幼児期の各時期の保育について記載をしております。

構成としましては、最初に保育所保育指針、幼稚園教育要領などを踏まえた基本的な関わり方、次に各時期に育みたい力、そして、その力を育むために各時期の保育で大切にしたい経験というような形になってございます。

続きまして、八ページを御覧ください。五歳児後半の子どもの姿から、小学校の教師と子どもの育ちを共有する視点というふうな項目を設けておりますが、こちらは要領、指針等に記載されています幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を参考に、小学校以降の育ちを見据えながら、指導の参考とし、その際に保育者と小学校の教師との視点の共有に活用するものとして記載をしております。

次に、一〇ページ目を御覧ください。一〇ページからの、(2)子どもの力を育む保育のプロセスでは、私たちがめざす乳幼児期の教育・保育の基本を心に留めながら、日々の保育を進めるに当たって意識しながら繰り返すべき①から④にお示しした保育のプロセスを端的に示すとともに、具体的なねらいと内容の明確化、環境の構成と保育者の援助、子どもの理解に基づく振り返りを通じ

て明日の保育を考えるとという項目、また、次のページに進んでいただいて、園全体で質の高い教育・保育を実現していく、また次のページに進みまして、全ての子ども一人ひとりに応じた適切な配慮の五つの項目をお示ししております。

ページをめくっていただきまして、一三ページ、(3)教育・保育をつないでいくでございますが、ここでは幼児教育と小学校教育との円滑な接続、家庭との連携、地域に開かれた教育・保育の三項目をお示ししております。

最後ですが、一四ページに3、教育・保育の質の向上に向けた取組みの充実と題したところでは、この世田谷区教育・保育実践コンパスの策定や、本年十二月に開設する教育総合センターの中の乳幼児教育・保育支援センターの機能などを踏まえ、今後区が乳幼児期の教育・保育の質の向上に向けて取り組んでいく研修や交流連携の促進、支援の充実などの事柄について例示をしております。

世田谷区教育・保育実践コンパス(素案)の内容についての説明は以上でございます。

それでは、最初のA4一枚のかがみ文の資料にお戻りください。最後に、裏面になります。4、今後のスケジュールについて御説明いたします。十月から十一月頃に、第七回の乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会を開催しまして、今回御報告したものに修正を加えたものについて御議論いただき、世田谷区教育・保育実践コンパス(案)といたします。その後、議会等に報告し、成案とし、十二月の教育総合センター開設以降、試行や研修等を行い、区内の公立・私立幼稚園、保育所等において、施設の種別を超えて共有化を図っていくこと、それによって世田谷区全体の乳幼児教育・保育の質の向上を図っていくことを予定しております。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○宮田委員 乳幼児期の教育、それから保育というのは、今、取り上げられる機会も多く、とても大切なことと考えております。その中で、家庭との連携なのですが、この話題と少し外れるかもしれないのですが、コロナ禍で、子どもが家庭で過ごす時間が多くなる中で、家庭での教育だったり子育てのことに悩む保護者の方も多くいらっしゃると思います。ですので、園や保育園での取組み等、園では今こういうことをめざしています、また、こういうことを行っていますというようなことも含めて、保護者の皆様にも連携をしていただくと、保護者も子育てのヒントを得られるのではと思いますので、ぜひそのあたりのこともよろしくお願いいたします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 今委員からいただいたお話はとても重要なことだと受け止めております。実際に、コロナ禍で保護者の方がどのように子どもたちを育てればいいのかということを相談を受けているというふうにも聞いていますし、今後、乳幼児教育支援センターでもそういった保護者の相談を受けることなど、いろいろと取組みを進めていきたいと思っております。

また、この教育実践コンパスは、今回は保育者、幼稚園教員向けのものでございますが、今後、もうちょっと簡素化したというか、簡潔な分かりやすい形で、保護者向けにまた別途リーフレット等をつくっていききたいと思っておりますので、そういった取組みで保護者の支援も進めていききたいと思っております。

○宮田委員 よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

時間の都合上、説明は簡潔に願います。

それでは、(10)教育総合センターの開設に向けた取組み状況について、本件

に関して、北村新教育センター整備担当課長より説明をお願いします。

○北村新教育センター整備担当課長 では、教育総合センターの開設に向けた取組み状況について御説明させていただきます。

1の主旨でございます。現在整備を進めております教育総合センターの十二月開設に向けた取組み状況について御報告させていただきます。

2の教育総合センター運営協議会についてでございます。こちら、教育総合センター運営協議会第一回の開催結果を報告するものでございます。大きな2番のほか、ホチキス留めの別紙1に開催結果資料等を添付してございます。後ほど確認していただければと思います。

3の開設式等についてでございます。現時点での予定を記載してございますが、(1)の開設式及び内覧会につきましては、令和三年十二月五日、日曜日を予定してございます。また、(2)でございます。開設イベントといたしまして、施設全体を利用した教育研究、乳幼児教育・保育、特別支援教育等の教育総合センターの事業のPRイベントを予定してございます。令和四年一月二十二日、土曜日を予定させていただきます。また、新型コロナウイルスの感染状況によりましては内容の見直しも行ってまいります。

裏面を御覧ください。視聴覚ライブラリーについてでございます。現在の弦巻の教育センターにおきまして、視聴覚ライブラリー事業といたしまして、映像媒体及び機器類の貸出しを行っておりますが、インターネットの普及などによりまして、動画視聴が身近なものとなっていることなどから、利用が減少傾向となっております。このような状況であることから、教育総合センター移転に伴いまして事業の見直しを行いまして、物品につきまして次のように整理をさせていただきます。

(1)学習用等のDVD・ビデオテープでございます。教育総合センターで教材として使用するほか、区立学校、幼稚園、保育園等の区立施設へのあつせ

んを行ってまいります。

(2) 映画等の十六ミリフィルム及び映像機器でございます。こちらは内容を精査いたしまして、現在も区民に貸出し利用されているものにつきましては、引き続き図書館で貸出しを続けてまいります。また、文化財等として必要なものにつきましては、生涯学習・地域学校連携課の資料として保管をしております。

(3) 視聴覚機器類でございます。こちらは区内行事等のイベント用といたしまして貸出し可能な機材につきましては、区長部局の生活文化政策部で所管いたします。行事事務用貸出し物品として引き継いでまいります。

5の今後のスケジュールでございます。こちらは記載のとおり、工事の竣工や開設予定、また、教育総合センター開設までに行う取組みといたしまして、区職員の研修へ教職員の参加などを記載してございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは次に進みます。(11)第二次世田谷区立図書館ビジョン第三期行動計画（素案）について、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 第二次世田谷区立図書館ビジョン第三期行動計画（素案）について御説明いたします。資料は、かがみ文とA3判の概要版、そしてホチキス留めの本編でございます。

かがみ文を御覧ください。1、主旨でございます。こちらについては記載のとおりでございます。

2、第二次世田谷区立図書館ビジョン第三期行動計画（素案）の概要でございます。

(1)計画期間でございますが、こちらは第二次教育ビジョン調整計画及び（仮称）世田谷区未来つながるプランとの整合を図るために、計画期間は令和四年度から五年度までの二か年といたします。

(2)の計画内容、(3)の重点プロジェクトにつきまして、別紙、A3判の概要版のほうで御説明をさせていただきたいと思えます。概要版を御覧ください。左上におおまかな内容をまとめてございます。

第二次図書館ビジョンの基本理念であります知と学びと文化の情報拠点を実現するために、取組みや達成状況等を行っているところですが、これらの状況を踏まえるとともに、読書バリアフリー法でございますとか、また、新型コロナウイルス感染症の拡大などの社会状況の変化、また、世田谷区立図書館運営体制あり方検討委員会報告書を踏まえた方針等に基づいて、六十一の事業項目を定めました。四つの重点プロジェクトと一つの視点を定めて、第三期行動計画の二か年に力点を置いて横断的に取り組んでまいります。

下に、第二次世田谷区立図書館ビジョンについての基本理念や基本方針、施策の方向性をまとめてございます。基本理念、知と学びと文化の情報拠点、そして、基本方針として六つの柱、そして、施策の方向性について記載してございます。

右側に、第三期行動計画の重点プロジェクトでございます。

1として、誰もが安心して利用し続けられる図書館として、コロナ禍での臨時休館等の経験を踏まえた図書館サービスの継続手法について検討、また、誰もが安心して利用できる図書館をめざしてまいります。非来館型のサービス及び交流や場としての図書館を安心して利用できるような対策も検討、実施してまいります。そして、非来館型サービスの充実から、記載のとおり記述してご

ございます。

2、図書館の公共性の維持と基本的機能の拡充でございます。こちら教育委員会でも御報告させていただいた三本の柱でございます。中央図書館のマネジメント機能の強化、そして民間の活用、そして（仮称）図書館運営協議会の設置運用を進め、図書館運営の区民参画を図るといふ、この三本の柱を中心に二年間で確実に進めてまいります。レファレンスサービスの充実から、（仮称）図書館運営協議会による事業の実施状況や運営状況の評価、公表につきまして記載させていただいております。

3として、子どもの発達段階に応じた読書機会の提供による読書習慣の継続でございます。乳幼児から小学生、中高生までのそれぞれの発達段階に応じた読書に興味、関心を引く事業、取組み、こちらのほうを継続的に行ってまいります。

4として、ICTの活用によるサービス向上とDX、デジタルトランスフォーメーションの検討でございます。こちらにつきましては、この二年間からさらにその次の計画につながるものといふところで、具体的に、ICTの活用による利便性の向上や業務の効率化を図るとともに、こういったDXの進展にも備えた検討を進めてまいります。非来館型サービスの充実から、記載のとおりでございます。

また、一番下に視点ということで、SDGsの支援について記載させていただいております。「誰一人取り残さない」、またゴール四の「質の高い教育をみんなに」といふところで、一つの事業に係ることではなくて、この計画全体に係る視点ということでSDGsについて記載させていただいております。

裏面を御覧ください。こちら、事業項目一覧ということで、素案段階ではございますが、六十一の事業項目について記載させていただいております。

恐れ入りますが、本編につきましては、後ほど確認いただければと思います。

す。

それでは、かがみ文にお戻りください。3、今後のスケジュールでございますが、一月までに案のほうをまとめさせていただいて、今委員会で御報告させていただきたいと考えてございます。今年度中に策定ということで取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。(12)新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について御説明いたします。

1、小・中学校における運営方針についてです。(1)の主旨は記載のとおりです。運営方針の内容、資料の二枚目、別紙を御覧ください。3、九月以降の対応の中から主なものを御説明いたします。

3の⑧部活動は、大会やコンクール等の参加に向けた練習のみ可とし、原則的に校内において平日のみ、十七時までとする。⑩宿泊を伴う行事は、緊急事態宣言期間中は実施せず、延期または中止とする。

(2)検査体制の強化、②今後の検査体制として、ア)目的として、小・中学校等においていち早く陽性者を発見し、感染拡大を抑えるため、二学期が始まる九月から十二月末までは社会的検査の臨時的な対応として、抗原定性検査を実施する。ウ)検査するケースとしては、社会的検査の補完的实施、それから、

宿泊行事、大会等参加に向けて行われる部活動への参加に当たって安心して参加できるよう行う検査です。

4、感染拡大抑止に向けた分散登校等の実施について。(1)短縮授業として、①、令和三年九月一日、二日の両日です。③実施方法は、授業は午前中までとし、給食の提供は可としています。

(2)分散登校として、期間は九月三日から十二日までです。実施方法は、各学級で登校する人数を半分に分割して、一日置きに登校。(4)共通事項の④分散登校の間、新BOP学童クラブは一日育成等の対応を行う、です。

かがみ文にお戻りください。2、緊急事態宣言期間中におけるその他の事業は記載のとおりです。

3、区立小中学校での感染発生状況についても記載のとおりです。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 緊急事態宣言が延長されるという報道がされておりますが、その場合、どのような対応を今お考えになっているのでしょうか。

○安藤教育総務課長 現行ではまだ確定ではございませんが、分散登校については、九月十二日までとし、それ以降については、感染を心配するお子さん、御家庭については、自宅でのオンライン学習が選択できる、また、登校を希望するお子さんについては登校できる、選択制にしたいと考えております。

○渡部教育長 よろしいでしょうか。

それでは、その他の連絡事項等はいかがでしょうか。

本日は資料配付が四件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、次回の教育委員会は九月二十二日水曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第十六回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時四十六分閉会

令和三年第十七回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年九月二十二日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第十七回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

亀田委員はオンラインで参加しております。

なお、今回は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していますので、申し添えます。

まず、次第の1、令和三年第十六回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。宮田委員と中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事務局からの報告が四件ございます。

それでは次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年度全国学力・学習状況調査の結果について（速報）、本件に関して、隅田教育研究・研修課長より説明をお願いします。

○隅田教育研究・研修課長 全国学力・学習状況調査は、昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策の中、実施が見送られましたので、二年ぶりの実施となりました。このたび、国より調査結果の公表がございましたので、取り急ぎ、速報値として、平均正答率の結果の御報告と今後の取組みについて御説明するものです。

調査の概要でございます。(1)実施日は、記載のとおりです。(2)対象は、小学校在六年生、中学校が三年生、例年どおりでございます。(3)参加児童・生徒数、(4)調査目的については記載のとおりでございます。(5)調査内容は、国語と算数、数学の教科の調査と質問紙調査となります。

2、調査結果、今回は速報値として平均正答率の結果でございます。小学校の国語、算数、中学校の国語、数学について、世田谷区、東京都、国、それぞれの平均正答率を一覧で示したものとあります。参考までに、令和元年度の調査結果も掲載しております。前回同様、今年度も全ての教科で区の数値は国や都を上回っております。

3、調査結果の活用については、記載のとおりでございます。

4、今後のスケジュールでございます。学校では児童・生徒に結果を返却します。また、教育委員会では、区全体の状況や課題などについて分析した結果を報告書としてまとめ、十二月の文教常任委員会、教育委員会において改めて御報告させていただく予定です。

説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。(2)図書館カウンター下北沢業務委託事業者選定のプロポーザルの実施について、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 図書館カウンター下北沢業務委託事業者選定のプロポーザルの実施について御説明いたします。

1の主旨でございます。図書館カウンター下北沢につきましては、本年二月の当委員会において整備について御報告いたしました。二子玉川、三軒茶屋に続いて、三番目に下北沢に設置する準備を進めているところです。令和四年三月の開設に向け、公募型プロポーザルにより、業務委託事業者を選定してまいります。

2、施設の概要です。(1)所在地等につきましては、記載のとおりでございます。(2)開館時間・休館日でございますが、開館時間は午前九時から午後九時まで、休館日は月一回の館内整理日と年末年始でございます。(3)開設予定時期ですが、令和四年三月下旬を予定してございます。(4)主な機能(業務内容)ですが、図書館窓口業務、区政情報等の発信、区内障害者施設自主生産品の展示、販売でございます。

3、プロポーザルの概要ですが、事業者選定委員会を設置し、選定を行います。(1)として、第一次審査で書類審査を、(2)第二次審査として、プレゼンテーション及び質疑応答を行って、総合的に審査し、事業者を選定してまいります。(3)の提案上限額は二百四十四万六千円、これは一か月分を予定しております。(4)選定スケジュールでございますが、九月二十四日に事業者の募集公告を行いまして、十一月中旬に一次審査、十二月中旬に第二次審査で行いまして、事業者を選定してまいります予定でございます。

裏面を御覧ください。(5)その他でございますが、委託事業者は、区内在住の障害者を雇用し、受託業務に従事させる予定でございます。

4、全体のスケジュールでございますが、この運営事業者選定と並行しまして、十月から令和四年二月にかけて内装工事を、そして、また二月頃に教育委員会にも御報告させていただきまして、三月下旬に開設を目指してまいります。

参考として、案内図として地図をつけています。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。(3)新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について御説明いたします。

1、新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について(その二)について、九月十三日以降の運営方針を取りまとめたものです。方針内容は、資料二枚目別紙を御覧ください。

3、新学期の学校の状況です。九月十二日まで分散登校を実施してまいりました。(2)、感染不安により登校を控えている児童・生徒、九月三日、六日時点の割合は、記載のとおりでございます。

裏面二ページ、(3)分散登校の効果と課題として、①感染不安が高まる中、短縮授業や分散登校を実施し、可能な限り感染を防止しつつ、オンライン学習を併用し、教育を保障してきております。③保護者が仕事を休めず、子どもだけで自宅で過ごすことができなかつたり、自宅にインターネット環境がなかつたりという場合、学校や新BOPでの受入れを行っております。④受験を控えた中学三年生の登校日が減ることによる学習の遅れを懸念する声がございます。

4、感染拡大抑止に向けた分散登校の実施について、九月三日から実施してきた分散登校は、九月十二日までで終了いたしました。その後は、自宅からのオンラインでの授業参加希望者が一定数いることから、通常授業と自宅でのオンライン参加の選択制を実施しております。

同じページの下、(2)通常授業とオンライン学習の選択制に記載のとおり、九月十三日から当分の間としております。

三ページに移りまして、(3)共通事項の④新BOP学童クラブは、分散登校

終了後の九月十三日以降は通常運営に戻し、保護者へは可能な範囲で利用日数と利用時間を控えていただくよう、引き続き自粛を求めていくこととしております。

かがみ文にお戻りください。2、その他の事業として、(1) 連合運動会についてです。大人数の移動、集合等で三密を避けて実施することが困難であること、分散登校の実施により、練習や準備等を十分に行うことが困難であったことなどから、安全性を十分に確保して実施することが困難であるため、十月に、区立総合運動場で実施予定の小学校連合運動会、小学校特別支援学級連合運動会、中学校陸上競技大会を中止といたします。

3、区立小中学校での感染発生状況は、記載のとおりです。
説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。(4) 各課行事予定について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年十月の各課行事予定表について御報告いたします。

予定といたしましたしましては、四日に第十八回、二十六日に第十九回の教育委員会定例会が予定されています。また、二十三日土曜日に総合教育会議、教育推進会議を予定しております。また改めて御案内をさせていただきたいと存じます。

また、先ほど、連合運動会の中止について御報告させていただいておりますが、十月の行事予定の中で記載が残っております。誠に申し訳ございません

が、こちらの連合運動会は中止とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次ページ以降に、各課の詳細な行事予定をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(5)その他の連絡事項はございませんか。

○亀田委員 二点ありまして、一つは、今日の報告事項の全国学力・学習状況調査についてですけれども、全国調査ではなくて、区の学力調査について、資料の3、(2)でも、区の学力調査というところがありますけれども、今、区では小学校四年生から中学三年生までのお子さんのテストだったかと思えますので、そうすると、お子さんが六年間テストを受けることになると思います。そこで、テストの作成の工夫とか、分析の工夫といった統計上の工夫を行っているだけで、一人のお子さんの学力の推移を追跡できるようなテストの設計にしたい、一人のお子さんの学力の推移を追跡できるようなテストの設計にしたい、ということだと思います。

ちようど昨日の新聞の記事でも、そうしたテストの理論ということで、I R Tという理論が紹介されていましたが、そうしたテストの設計の工夫を行うことで学力の追跡が行えるようにすると。埼玉県ではそうしたことを行っています、それを世田谷区で取り入れてはどうかと思いますが、いかがでしょうかというのが一点目です。

二点目は、今日の議題ではないのですが、不登校に関して三か月くらい前に、六月のこの会議で、不登校のお子さんの家庭学習の成果を学校の評点に反

映している事例の報告をお願いしたところなのですが、この件はその後いかがでしょうかという確認でございます。

○渡部教育長 まず一点目、区の学力調査の件に関してですが、いかがでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 まさに、区の独自の調査ということでありまして、これまでも問題の作成に教員が関わる、また、経年の変化が取れるという、小学校四年生以上全ての学年で実施をしておりますので、経年の推移を見るような形では調査を進めてきておりますが、今回、改めて来年度からの業者選定などもございますし、また、ICT活用の新たな状況も入っております。委員からもありました、先進自治体などの取組みも含めまして、区の調査の在り方、推移を生かして、子どもたちの学びに生かしていくような形の区の学力調査を進めていきたいと考えております。

○毛利教育指導課長 不登校の児童・生徒の家庭学習等における評価の扱いの部分ですけれども、中学校はこれから中間テスト等も始まってきます。また、一学期の評価等も学校は七月末に出していると思いますので、そこも含めた資料を今回用意しておりませんので、次回以降に報告できるように準備したいと思っております。

○亀田委員 よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ほかはございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次回の教育委員会は十月四日月曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第十七回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時十八分開会

令和三年第十八回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年十月四日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時一分開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第十八回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和三年第十七回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。亀田委員と中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事務局からの報告が三件ございます。

それでは次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の進捗状況について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 本件は、地教行法第二十六条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、第十二回教育委員会にて実施方針を決定し、これに基づき、令和三年度の進捗状況と今後のスケジュールを取りまとめたので、御報告させていただくものです。

(1)令和三年度「点検・評価の結果」の構成については、三つの構成となっております、①本点検・評価の実施方針、②二十一項目の点検・評価を行う項目、③学識経験者からの意見となっております。

(2)点検・評価をする項目については、別紙の六ページ、八ページを御確認いただけますでしょうか。こちらにつきましては、昨年度と様式を少し変更しておりますので、御説明させていただきます。①から⑤につきましては昨年度と変更がございません。⑥につきましては、昨年度と同様に、令和二年度の点

検・評価シートの課題・今後の取組み等の改善状況を踏まえて、P D C A サイクルの視点を踏まえて、今年度の目標を記載し、取組み実績とその成果の令和三年度末見込みを記載いたします。⑦につきましては、調整計画に反映すべき課題と方向性等として、令和三年度の取組み実績及び第二期行動計画の四年間の成果を踏まえ、調整計画に反映すべき課題や方向性を記載する形で様式を変更させていただきます。

かがみ文裏面のスケジュールについては、各課からの提出された進捗状況の報告書を基に、十月二十六日の教育委員会定例会、十一月九日の定例会において、それぞれ記載している項目について、教育委員の皆様から御意見等をいただき、御議論いただきたいと存じます。また、あわせて、第二次世田谷区教育ビジョン・調整計画（案）の検討も行っております。どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。P D C A を明確にするという方向で様式も改善をいただきました。ありがとうございます。

一点だけちょっと気づいたのが、今御説明のあった別紙の八ページの上のほうで、取組み実績があつて、成果があつて、多分、課題もここに書かれるのだと思うのですけれども、実績があつて、成果と課題がある。それを踏まえて、来年度、今後、どうするのかという記載がP D C A という観点からは必要かと思ひます。その上で、中期として調整計画につなげる視点というのはあつてもいいと思うのですけれども、成果と課題を踏まえてどうするのかというのがこの欄としては必要かと思ひますので、御検討をよろしく願ひいたします。

○安藤教育総務課長 御示唆いただきました。ありがとうございます。本日が

十月四日で、次回十月二十六日までに現在作業を進めているものをどこまで修正が可能か、検討してまいりたいと思います。加えて、次期調整計画につながる視点については、令和四年度、令和五年度の二年間の調整計画となります。その部分の反映すべき課題と方向性をここに記載するという形を考えておりますので、どういう調整が可能か、ぜひ検討してまいりたいと存じます。

○澁澤委員 そのときに、どちらかというところと今までの点検・評価では、一番最初に出てくる取組みの方向と四年後の姿というのはフィックスをして、そして、その年度ごとの評価を行っていたと思うのですが、調整計画に行くとき、あるいはその先の次の教育ビジョンを考えると、多分、そこには、今度、調整計画への課題の中に、頭の二つをどう変えていくかということも重要になってくると思うのです。これは結構大きい視点で書かれていますので、ぜひ、その辺は目先のことにとらわれずに、その先を見越した形でお考えいただけるとありがたいと思います。

○亀田委員 御回答ありがとうございます。今の課長の御指摘も踏まえ、と、多分、調整計画は令和四年と令和五年で二か年しかないという御趣旨でおっしゃったのだと思うのですが、そうだとすると、この調整計画につながる視点というのは、むしろ、この部分を来年度も含めてどうするかというふうに変えたほうがいいのかもしれないです。それも含めて御検討をいただければと思います。

○安藤教育総務課長 今、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○渡部教育長 来年度どうするかという視点と、調整計画につながる視点をどういうふうにミックスさせていくかというところも併せて検討ということでしょうか。

○安藤教育総務課長 はい。

○渡部教育長 よろしく願います。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(2)令和四年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集結果について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いいたします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 私からは、令和四年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集結果について御報告を申し上げます。

本件は、八月二十四日の教育委員会に御報告しました区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）の令和四年度の新入園児（四歳児）の募集の結果について御報告をするものでございます。

1の募集概要でございます。令和四年度の新入園児（四歳児）の募集について、九月十四日から十六日まで申込みの受付を行いました。なお、定員に満たない園につきましては、九月二十八日以降、随時申込みを受け付けしてまいります。

2の応募状況等でございます。園別の応募状況でございますが、表の中の受付数の合計欄を御覧いただければと存じます。区立幼稚園七園、六十八名、多聞幼稚園のみ幼稚園枠六十名、合計募集人員五百三十六名に對しまして、百四十八名の応募をいただき、平均の倍率は約〇・二八倍でございました。

3の今後のスケジュールでございます。十月中に健康診断を行い、十月下旬から十一月中旬にかけて就園相談を行いまして、令和四年三月上旬以降、入園承諾書の発送をする予定でございます。

4、その他でございますが、今後の区立幼稚園、区立認定こども園につきましては、今の用途転換計画、また、運営に関するることにつきまして、区立幼稚園・認定こども園のあり方検討委員会を設置いたしまして、その中で検討し、年度内に方向性について取りまとめいく予定でございます。

裏面を御覧いただいてよろしいでしょうか。裏面には、参考までに、今年度、令和四年度も含めて、過去五年間の新入園児当初受付状況について掲載してございます。後ほど御覧いただければと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。これは、前の会議でも申し上げたかもしれませんが、また、濫澤委員からも前お話があったかもしれませんが、若干繰り返しなのですけれども、今回の資料を見ると、令和三年度に比べて、人数でいうと一四%ぐらい減少ということになっていると思います。これが今後どういう傾向になっていくかという、それは自然にそうなっていくという部分と、あと、教育委員会としてどうやっていくかということによって、この推移というのは多分変わってくると思います。そうした中で、短期、中期で未就学のお子さんの教育と保育をどの主体がどう役割分担をしていくかということ、保育園と私立の幼稚園も含めて、全体像をどうしていくのを、教育委員会として判断していくということが必要かと思っております。この委員会のほうでも御検討はいただくのだと思うのですけれども、同時並行で、事務局、我々も含めて、未就学のお子さんの教育、保育を区全体としてどうしていくのかという検討、判断が必要かなというか、早めにやったほうがいいのかなど思っておりますので、その点をどう進めていくのかということの御検討をお願いできればと思います。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 御意見ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、区立幼稚園・認定こども園のあり方検討委員会を開催いたしました、検討を進めていくことになっております。その中には、学識経験者の方も含めて、区立幼稚園、または区立保育園の関係の方、保育部長や保育課長

も含めて参画をいただいで検討を進めていくことになっております。先ほど委員のおっしゃったとおり、これは区立幼稚園だけの問題ではなく、やはり私立幼稚園、私立保育園、区立保育園全体の問題として、非常に複雑な調整、また、大きないろいろな課題がある中で、いろいろな関係部署が意見を持ち寄って全体の方向性を決めていく必要があると思っております。

その中で、全体として、今現在、子どもの数が少し減少傾向にある。しかし、将来的な推計を見ると、五年後、十五年後にはまた少し増えてくるというような推計もございますので、そういった将来推計をどう読むかということも含めて、関係部署と連携をしながら検討を進めていきたいと思えますし、その検討結果につきましては、もちろん教育委員会のほうにも随時御報告をいたしまして、御意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、御説明いたします。

1、新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針（その3）について、十月一日以降の運営方針を取りまとめたものです。

方針内容は、資料二枚目、別紙を御覧ください。2、区立小・中学校等における感染状況の推移です。区内感染者数、児童・生徒の感染者数、ともにピーク時の七分の一以下になっております。

3、新学期の学校の状況です。裏面、二ページを御覧ください。(2)通常授業とオンライン学習の選択制の実施状況です。①オンライン学習を選択してい

る児童・生徒の割合として、区立小学校が六・五%、中学校が六・九%と、平均すると、クラスで二、三人がオンライン学習を選択しているという状況でございます。

4、今後の学校運営について、(1)通常授業の再開についてです。九月十三日より実施してきた通常授業とオンライン学習の選択制は、九月三十日まで終了し、十月一日からは通常登校による授業を基本としております。また、引き続き、感染症への不安等から、自宅等でのオンライン学習を希望する児童・生徒には、オンラインでの授業を保障することとしております。

(2)基本的な取り組みとして、⑨宿泊を伴う行事は、緊急事態宣言解除後は感染症防止対策を講じながら実施を可としています。⑩小・中学校、幼稚園等において、いち早く陽性者を発見し、感染拡大を抑えるため、これまでの社会的検査に加え、臨時的な対応として、下記のケースにおいて任意の抗原検査を実施しております。陽性者が発生した場合、接触状況等に鑑みて、社会的検査を補完的に実施、それから、もう一つが、宿泊行事、大会等参加に向けて行われる部活動への参加に当たって、安心して参加できるように行う検査です。

6、その他としまして、①新BOP学童クラブは通常運営とし、BOP室等が密とならないよう、保護者へは可能な範囲で利用日数と利用時間を控えていただくよう、引き続き協力を求めています。

かがみ文にお戻りください。2、その他の事業としまして、(1)学校施設開放については、感染防止対策を徹底した上で、学校施設を通常どおり二十一時まで開放いたします。

(2)図書館等については、通常どおり開館し、経堂・世田谷・梅丘図書館及び図書館カウンターの開館時間は二十一時までとしております。

3、区立小中学校での感染発生状況は記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 度々すみません。御説明ありがとうございます。お子さんの小・中学校のテスト、中間テストとか、期末テストなのですけれども、もし御存じであれば、今の御説明で、十月一日から通常登校を基本としつつ、不安のあるお子さんの場合にはオンライン授業を保障となっているのですけれども、オンラインのときは、テストというのはどういう形で機会が提供されるのか、御存じであれば教えていただけますでしょうか。

○毛利教育指導課長 今お話がありましたように、一日以降、通常登校が基本となっていますので、中間テスト、また期末テスト等に参加できると考えておりますが、コロナ不安で来られない子どもに対しまして、まず、日常的な学習については、その都度できる限り評価をするというところと、中学校特有の期間を決めてのテストについては、学校ごとに対応はしているのですが、実技などどうまくオンラインでも評価できない場合は、学校に他の子どもたちがいないときに登校して見るということもできますし、中間テスト等は、日にちをずらして実施もしていると聞いております。ただし、内容は既に他の子どもたちがやっているのです、参考として処理するというような話も聞いております。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。報道によると、第六波も来るかもしれないということなので、冬に向けて、多分、期末テストの時期も、また、ひよっとしたらオンラインになるかもしれないので、そのあたりの対応を必要であれば御検討いただければというのが一つと、あと、今おっしゃっていたように、様々な代替手段でお子さんの学習、テストの機会も含めて保障していくということであれば、ちよつと話が先かもしれませんが、不登校のお子さんについても同じような配慮ができれば、不登校のお子さんの成績評価にもつながっていくかと思えますので、そのあたりも含めて、さ

らに御検討いただければありがたいと思います。

○渡部教育長　ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に行きます。

(4)その他の連絡事項等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長　よろしいですか。

本日は資料配付が二件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長　御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議にいたしたいと思いますますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長　御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、現在臨席している事務局職員に引き続き御出席を願います。

それでは、速記者は、御退席をお願いします。

午前十時二十四分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時三十八分非公開の会議終了

○渡部教育長 それでは、次回の教育委員会は十月二十六日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第十八回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時三十九分閉会

令和三年第十九回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年十月二十六日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第十九回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

今日は、澁澤委員はオンラインで参加しております。

なお、今回は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していますので、申し添えます。

まず、次第の1、令和三年第十八回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。宮田委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、事務局からの報告が三件ございます。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年第三回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に関して、安藤教育総務課長より口頭説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 口頭での説明で恐縮ですが、令和三年第三回区議会定例会における教育に関する議案の審査結果について御報告させていただきます。

令和三年第三回区議会定例会における議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、令和三年度一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事務局所管分）及び令和三年度学校給食費会計補正予算案（第一次）から、令和二年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和二年度学校給食費会計決算までの三件でございます。九月七日に開催された第十六回教育委員会で意見聴取をさせていただきました本三件につきましては、九月十七日に開催された本会議において上程され、上の二件は九月二十一日の企画総務常任委員会に、

また、令和二年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和二年度学校給食費会計決算は九月三十日から十月十四日の決算特別委員会に付託され、審査されました。最終的には、上の二件につきましては九月二十八日開催の本会議におきまして、下の一件につきましては十月十九日開催の本会議におきまして、全会一致で可決されました。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について（第一回）、本日は十項目について御意見をいただきます。

まず初めに、地域との連携・協働による教育の三項目について、安藤教育総務課長より説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 それでは、点検、評価の御説明をさせていただきます。

まず、五ページをお開きください。地域が参画する学校づくりの目標、取組み実績、成果を御覧ください。学校運営委員会の状況や学校支援地域本部の状況について記載させていただいております。

七ページを御覧ください。地域コミュニティの核となる学校づくりについて、記載のとおりです。

九ページをお開きください。地域教育力の活用です。大学等との連携の充実、地域人材の活用についてです。

この三点について、まずは御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしく

お願いいたします。

○渡部教育長 それでは、三項目について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○中村委員 三つ、お願いいたします。

一つは、六ページ、取組み実績の③学校協議会の現状把握をされたというところで、その結果、どういう現状でどのような課題があったのかを後で教えてください。

それから、二つ目です。七ページに平成三十年度から今年度の見込みという経年変化の中で、総合型スポーツクラブが結局この四年間で新規設立は一か所となっております。世田谷区では総合型スポーツクラブの推進を行っています。新規の開設数が非常に少ないと思われま。この辺の現状と課題についてお話しいただければと思います。私の知っているところでは、後継者の問題も大分苦勞されているような話も聞いています。総合型スポーツクラブについて御説明ください。

それから、三つ目、一〇ページです。真ん中の四角の中の地域人材の活用というところで、東京都のティーマサポを紹介していますけれども、やはり世田谷区内の地域人材だけではなかなか活用が厳しい現状があるのかどうか、この辺も教えてください。

以上、三点です。

○渡部教育長 それでは、順番に説明をお願いいたします。

まず、一点目、学校協議会の現状を調査した結果についてでございます。いかがでしょうか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 学校協議会の現状把握でございますが、今年の一月に、実施状況とか、回数とか、実施内容といったことをまず把握をさせていただきました。学校協議会とか、学校支援地域本部ですとか、学校運

営委員会について、学校さん側の意見、こういった認識でいらっしゃるのか、その辺のところの御意見をお伺いしたいと思っておりますので、今後は御意見を聞きした上で課題を整理して、こういった形で三つの形を有効に運用していくのかを考えていきたいと思っております。

○渡部教育長 中村委員、よろしいですか。

○中村委員 まだ実態把握の段階ということで、方向性は出ていないということですか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 そのとおりでございます。おっしゃるとおりでございます。

○渡部教育長 この三つのものは全然別のものでして、学校運営委員会というのは地域との連携の中で地域の方も入ってやっているものでして、学校支援地域本部というのは都のシステムで、学校と地域をつなぐシステム、それと学校協議会というのは古くからあった三つの役割、健全育成とか、地域防災とか、それに関してやっているものなので、その役割をはっきりさせるということですか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 今お話しのとおり、役割を明確化した上で、その辺の周知もした上で、こういった形でやっていくのがいいか、課題整理して検討していききたいと思っております。

○渡部教育長 分かりました。よろしいでしょうか。

○中村委員 はい。

○渡部教育長 では、二点目に行きます。二点目は七ページです。総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立が一か所ということですが、これについて今後の見通しを含めてお願いいたします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 今お話しいただきました少ないのではないのかというお話ではございますが、平成二十九年度にスポーツ推進課から事務

移管されて、今回、令和三年度に船橋希望学舎に一か所、年度内に設立の方向でございます。一応、目安としては二年に一か所という形で考えておりまして、この次について記載はしていませんが、来年度以降、もう一か所設立に向けて動くところも予定している学校もあります。

○渡部教育長 二年に一か所ということで予定しているということですよ。よろしいでしょうか。

○中村委員 はい。

○渡部教育長 それでは、三点目は一〇ページです。地域人材の活用ということで、いわゆるティープロというものですが、これの使用状況とそれをやっていっての感想等がありましたらお願いします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 私どもの生涯学習・地域学校連携課といたしましては、ティープロにつきましては部活動支援の方向で活用を今後していきたいと思っております。今、部活動支援も部活動支援員を大学生の方をサポートで募集したりとか、あとはマッチングの業務をやっております。また、スポーツ振興財団でもスポ・レクネットというものがございますので、そういうものも含めて、部活動支援について今後何らかの形で支援をしていければと思っております。

○内田生涯学習部長 少し補足させていただきます。一財の東京学校支援機構のティーサポの活動についてですけれども、こちらは広くスクールサポートスタッフですとか、学校におけるいろいろな支援員さんについても、人材をこちらで確保して紹介していただくというような機能を一財のほうで持っているという形ですので、そういったところを活用して、教育総合センターにおいて人材の確保策として活用していきたいと考えております。先ほど課長のほうで申し上げた部活動支援につながるかどうか、そういったところについても、活用していきたいと思っております。

○渡部教育長 今はティイサポを使ってうまく活用できているということですね。

○内田生涯学習部長 その活用の部分が今なかなかうまくいっていないところもありますので、活用のほうはこれからも充実させていきたいと思っております。

○渡部教育長 よろしいでしょうか。

○中村委員 はい。

○渡部教育長 では、(1)から(3)までについて、ほかはいかがでしょうか。

○宮田委員 今、中村委員からお話しのありました六ページの学校協議会の件ですが、学校協議会は学校の規模や地域の特性によって運営方法も各学校に合った形で運営されていますので、各学校、地域の皆様からの御意見だったり、御要望だったり詳細をお聞きして方向性、課題に対して対応していただけたらよろしいかと思しますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それと次の七ページです。毎回申し上げて恐縮ですが、各学校のホームページの件ですが、年次別計画には各学校のホームページによる情報発信の充実と毎年記載されております。ホームページは、各学校の特色や取組みが分かり、保護者をはじめ地域の皆様が見たいときにいつでも見ることができます。各学校も大変工夫されていて、内容も充実していて、大変すばらしいです。ホームページのトップページの欄は、学校によって載せている項目が異なっております。例えばICT活用について、インターネット運用規定、それから学習支援サイト、スクールカウンセラー関係等が載っています。そのほか地域の関係では学び舎について、それから学校支援地域本部に関することがございますが、地域の項目については掲載されていない学校もありますので、やはり地域コミュニティに関わる項目というのは掲載されたほうがよろしいかと思いますが、学校の御都合もあるかと思しますので、事務局はどのようにお考えかお聞

かせいいただきたいと思います。

それと八ページの真ん中の「せたがやの教育」について書いてある項目ですが、こちらのICT活用の方は大変見やすく、ICTに詳しくない保護者の方でもこれを見て新しい教育についてお分かりになったと思います。今後も区民により分かりやすい方法で情報提供をよろしくお願いいたします。

最後に、一〇ページ真ん中の一番下の成果のところですが、地域人材の活用のところ、活用には至っていないため、さらなる検討、改善が必要と記載があります。ありますが、どのような問題があるのか、また、どういうふうに進めていかれるのかを教えてくださいたいと思います。

それと、新・才能の芽の実施ですが、これは後から出てくる項目なのですが、新・才能の芽を育てる体験学習は、子どもたちが通っている学校だったり、生活圏内で体験活動ができれば参加もしやすくなると思います。コロナ禍ではオンラインということで実施されておりましたが、例えば対面になった場合には、各学校、生活圏内の場所で運営ができるのかどうか、そこら辺のことも御検討いただければと思います。設備等で大学の方や講師の方の御都合もあるかと思いますが、そこら辺も考慮しながらになると思いますが、よろしくをお願いいたします。

あと、最後の成果のところ、大学等との連携ということで、今、区内では何校連携をされているのか教えていただけますでしょうか。

○渡部教育長 御質問のところだけにお答えすると、まず、七ページのホームページのところからでよろしいでしょうか。

○宮田委員 はい。

○渡部教育長 ホームページは地域のご掲載されていない学校があると。

これに対して、教育委員会としてはどのように考えているかということですね。

○宮田委員 はい。

○渡部教育長 まず、ここからよろしいでしょうか。

○毛利教育指導課長 学校のホームページは、特に昨年度、コロナ対応の際には学校と家庭をつなぐ有効なツールになったということで、オンライン授業であるとか、学校の課題についてかなり充実させてきたところです。今、委員御指摘のあった地域との連携の部分については確かに学校によって差があるというところがあります。一人一台端末ということも見据えて、改めて、学校のホームページの在り方について、今後、校長会とも相談しながら、どのような形がいいのか検討してまいりたいと思っております。

○渡部教育長 ホームページはこれから検討ということでもよろしいでしょうか。

その次に行きまして、一〇ページの地域人材の活用については、活用には至っていないというところですね。どのような問題があったかという御質問です。まず、ここから行きたいと思えます。いかがでしょうか。生涯学習部だと思えますが、地域人材の活用、各所管課で有する支援員等の情報を集約したが、活用には至っていないためというところですね。ここはいかがでしょうか。地域人材の活用は内田部長ですか。これは昨年の教育総合センターがそのまま残っているのですか。先ほど地域人材のことについてお話をしましたよね。ティーサポのこととか話をしましたが……。

○内田生涯学習部長 失礼しました。こちらの地域人材の活用につきましては、教育総合センターで人材確保策として、情報を集約し、いろいろな支援員さんを学校に効率的に配置したいという観点から今検討しております、これからの話もありますので、検討の余地があるといったところで考えております。これから教育総合センターの立ち上げに向けて、その点については詰めていきたいと思っております。

○渡部教育長 次に、同じ一〇ページで大学との連携のところですよ。協定を結んでいる大学ということでしたか。

○宮田委員 この協定を結んでいる大学が今現時点で何校ございますでしょうか。

○渡部教育長 協定を結んでいる大学は十一校でしたか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 現在、十三校でございます。

○渡部教育長 協定は結んでいないけれども、連携をしている大学というのはうわつと出てきます。たくさんあります。協定を結んでいるのが十三校。

最後の御質問は新・才能の芽、御質問は生活圏内のできるのかということ、大学の設備等の使用等があるけれども、新・才能の芽をどのように考えていきますかということについて、方向性についてです。いかがでしょうか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 実施場所は、区の施設であったり、あと大学さんの場所であったりいろいろありますけれども、今回、オンライン実施も内容としてなかなか難しいところがありまして、二、三回ほどオンライン実施を行ったのですけれども、どうしても内容によって対面でないといけないところがありますので、今後もオンライン実施が可能なものはできるだけ取り入れてやっていければとは思っております。

○渡部教育長 生活圏内のできるという考え方についてはどうでしょうか。

○宮田委員 オンライン以外で対面になったときに、子どもたちが実際に体験できる場所まで遠かったりすると、通い切れなかったり、参加したいけれどもできないお子さんもいらっしゃいますので、各学校であったり、生活圏の範囲内で開催が可能なかどうか、教えていただきたいと思えます。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 開催場所については、内容にもよりますが、その辺は大学さんと調整は必要になるかと思えますので、今後、検討していければと思っております。

○宮田委員 よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 今のところ申込者の人数が多いので、どうしても広い会場になってしまっていることが現状です。ただ、小さい活動についても今後は考えていく必要があるのかと思っています。人気なので、とても多くの申込みの数があります。

よろしいでしょうか。

○宮田委員 はい。

○渡部教育長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

○亀田委員 私から一点だけなのですが、まず、これまでこれを取りまとめいただきまして、ありがとうございます。毎年度改善をしていただいて、年々よくなってきたかと思っています。ただ、実際作業される方は大変だったかと思えます。お礼を申し上げます。

私からは一点だけ、全体を通じてなのですが、各項目の最後の部分について、例えば、(1)であれば六ページの最後の調整計画につながる視点という部分なのですけれども、前回、御意見を申し上げて御検討いただいて、このような形になっているかと思えます。位置づけというか、具体的にはこの表記の部分について修正をお願いできればと思っています。この括弧のところで調整計画につながる視点とあるのですけれども、中身を拝見すると、記載の内容は、視点というよりは課題とか方向性になっているというのが一つ。もう一つは、この点検、評価はもともと一年ごとの評価、改善となっていました、これまでの行動計画の振り返りの部分には記載がないのですけれども、振り返りの記載がないのにやや唐突に調整計画につながる視点というのが出てくるのが、整合性が取れないのではないかと思っています。それで具体的には、括弧の中の調整計画につながる視点というのは、やはり今後の課題と方向性というほうが整合性が取れているのではないかと。どうしても調整計画という文

言を書きたいということであれば、その後括弧して、「（調整計画にも反映）」とか、例えば、そういった形で表記するのがふさわしいのではないかと。調整計画につなげる視点のすぐ下の左のところですけども、今は調整計画に反映すべき課題と方向性等となっていますが、ここもやはりこれからの課題と方向性等というほうがいいのではないかという意見です。あと、(2)以降も同じなのでですけども、そういう形で修正、御検討いただくのがいいのではないかというのが意見です。

○安藤教育総務課長 御意見ありがとうございます。今回、調整計画につなげる視点とさせていただいた趣旨でございますが、点検、評価と教育ビジョン・調整計画を連動させる形で調整計画に生かしていくという観点から、この部分の記載を調整計画につなげる視点とさせていただきました。また、教育ビジョン・調整計画の個別の取組み策にも令和四年、令和五年の二年間で取り組む項目についての具体の記載をさせていただき、二年間の中で取り組んでいくもの、また、令和四年度、令和五年度に分けて書けるものについては分けて記載をさせていただく予定をしております。こちらは、改めて、委員の皆様へ教育ビジョン・調整計画の案というたたき台として御覧いただき、御意見をいただきたいと考えております。亀田委員に今回御示唆いただきました内容については、どういう形で反映ができるか検討してまいりたいと存じます。

○亀田委員 点検、評価と調整計画を連動させるという御趣旨はおっしゃるとおりだと思います。なので、多分、どちらかという調整計画のほうでそれを取り入れるというほうがふさわしいかと思っていて、点検、評価は毎年度、毎年度行っているのです、例えば、連動させるとすれば、そこまでやるかどうかは別にしても、四年間分の点検、評価の結果を調整計画のほうでサマリーとか要旨を書いて、その四年間分の点検、評価の結果を踏まえて調整計画はこうしますというほうが多分ストーリーとして整合性があると思いますので、繰

り返しですけれども、点検、評価は一年、一年、その四年間分を含めて調整計画のほうで四年間の行動計画の結果を踏まえて二年間の調整計画をつくると。だから、調整計画のほうで点検、評価を盛り込むというほうがいいかと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 それでは、検討をよろしくお願いいたします。

澁澤委員はありますか。

○澁澤委員 大変申し訳ないのですけれども、亀田委員ですとか、安藤課長のお話はとてもクリアにこちらに入ってきているのですが、ほかの委員の方や皆さんの声が途切れ途切れになって私がよく聞き取れていないという状況をまずお許しください。その意味では、今まで質問をされた中村委員、あるいは宮田委員の質問とダブることがあるかもしれませんが、その辺は御容赦いただきました。私と申って、私のほうから発言をさせていただきます。

私は質問というよりもお願いなのです。それは、例えば、五ページの地域が参画する学校づくり、それぞれここにあるように、学校運営委員会ですとか、学校支援地域本部ですとか、学校協議会は役割がだんだんはつきりしてきて、それぞれの融合を考える、それはあくまでも学校側から見た地域へのお願いなのです。それが往々にして、学校の負担軽減をするために地域にこの部分を助けてもらおうというスタンスでやっている、地域から見たときには学校というのをお願いだけされるのかということを考えるようになります。地域の中には、当然、学校も一つのファクターでしかなくて、そのほかにも、例えば地域での防災ですとか、あるいはいろいろな形の文化活動ですとかのネットワークが存在する、その中の一つが学校だということなので、地域の側から見たときに学校というのがどうなのか、単なる施設を提供します、スポーツクラブにお使いくださいというのではなくて、学校も積極的に地域にそれぞれ関わっていきけるような、それは学校のお忙しい現場ではとても難しいことかもしれません

が、少なくとも関わっていけるような門戸を開いておくということが重要なのかと思います。それから、特に学校の管理職の方々にはその視点を持っていたきたいと思っています。例えば、それぞれのここにある三つの仕組みにどういう属性の人たちが入っているのか、そういう属性の人たちは地域ではどういようなネットワークの中に存在するのかということをつかんでおかないと、何となく役所の縦割り行政で人を区分しているだけで、地域から見たときにはそれぞれの役割を押しつけられていると見えてしまう。やはり地域の人たちが率先して学校に関わってもらうには、学校から地域に歩み寄るといふ姿勢がどうしても私は欲しいと思っています。

随分前になるのですが、お祭りが宗教行事だという基本的な考えで、学校の校長先生や管理職の方がお祭りに参加するのが非常に難しくなったということがあったと記憶しています。例えば、そういう祭りの組織が、実は地域から見ると防災の組織にそのままつながっていたりとか、地域内の人間関係形成に非常に重要であったりという、単なる宗教行事ではない役目を果たしていますので、その辺も含めて地域のために学校がどういふスタンスで臨めるのかということ、毎年この会議で言っていることですが、皆さんにはぜひ考えていただきたいと思っています。

繰り返しになりますが、学校の負担軽減のためだけに地域が存在するわけは決してないと思っています。それは先般の教育総合会議でも話題になりました。子どもたちの自己肯定感という話が中心になって議論されたときに、やはり圧倒的に子どもたちが地域社会、あるいは実際ある社会との接点が少ないために、どうしても学校の評価基準でしか自分のことを見ることができない、あるいは、学校から外へ出たときには、自分の今習っていることはあまり役に立たないと思っっているというようなデータも見られたと思います。その意味では、地域というのは教育活動の中においても大変重要な役目を持つてくると思

いますし、子どもたちの自己肯定感を育てる、育むということを掲げるのだとするならば、地域は外せないファクターになってくると思いますので、この辺はぜひ子どもたちに地域のいろいろな人材、あるいはいろいろな組織と触れ合うチャンスをどうつくってあげるか、そのためには地域の中で学校がどういう役目を果たしていくのかという視点を、今日、御出席の各担当部署の方にも一緒にお考えをいただきたいと思っています。

その意味では、ボランティアでいろいろなことを助けていただく大学生ですとか、あるいは地域住民の方々、例えば、大学生をどう育てていくか、大学生は大学という教育機関で育てられるのだから、自分たちはボランティアとして利用するだけだという視点ですと、やはりそれは地域のファクターとうまく絡み合っていないかと思えますので、大学生もその地域の中で育てる一つの教育の対象であるというぐらいの視点を持って地域ボランティアを受け入れるというようなことを考えていただければと思っています。

長くなりましたが、私からは以上です。

○渡部教育長 学校が地域とどのように歩み寄っていけるかという学校側の姿勢の課題も今教えていただきましたので、そういうことも教育委員会から打ち出していくことも大事かと考えています。

それでは、(1)、(2)、(3)まではよろしいでしょうか。

それでは、次に進みまして、家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進というところで、(4)と(5)について、説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 一三ページが家庭教育への支援です。コロナ禍において、家庭教育学級では保護者同士や地域との連携を通じた取組みについて記載をしております。

また、一三ページ、幼児教育・保育の充実です。乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会を開催し、教育・保育実践コンパスの策定をしております。

○渡部教育長 それでは、(4)と(5)について御意見、御質問をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○中村委員 主に一二ページですけれども、調整計画につなげる視点で、多様化する家庭環境においてという記載がありますけれども、一一ページ、一二ページをざっと見ますと、家庭教育学級を中心にとちらかというと集合型の講座の充実的な文言がよく見られるのですが、それももちろんそうなのですけれども、今後、個々の家庭に対してどういう支援ができるのかということは何らかの方向性の中に盛り込んだほうがいいのではないかと。特に教育総合センターの中にもそういう機能があるとは思いますが、そこでどのようなことができるのか、そのあたりの視点も盛り込んでいただけるとよろしいのかと思えます。御検討をよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 多様化する家庭環境というところで、個別の家庭支援も必要ではないかということについては。家庭支援といっても様々なものがありますので、様々なところで行っていると思いますが、表記上にそこが見えてこないということもあるかと思えます。表記上というか全体的に表記をすればいいということでしょうか。

○中村委員 いわゆる講座とかセミナー型の支援ではなくて何かほかの支援、個に応じた支援の形を検討していくというような、まだそういう段階だとは思いますが、そのような要素も盛り込まれてはいかがかなということだと思います。

○渡部教育長 分かりました。個別の支援というと、生涯学習もそうですし、指導課もそうですし、乳幼児教育のところではそちらの課もそうなると思えます。そういうところでそういう視点を盛り込んでいけばいいということでしょうか。

○中村委員 はい。または教育総合センターの中です。

○渡部教育長 入れておくということでもよろしいでしょうか。それでは、それでよろしくお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

○宮田委員 質問です。家庭教育への支援の一二ページの真ん中の一番下の成果のところ、庁内で実施の家庭教育関連事業の一覧としてデータベース化して、区のホームページに掲載しと書いてあるのですけれども、これは区のホームページを探してみたのですが、家庭教育支援関連の取り組み一覧のことでしょうか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 委員おっしゃるとおりでございます。家庭教育支援関連の取り組み一覧ということで一覧表になっていまして、リンクでその関連のページに飛べるようになっていっているというページのところでございます。

○宮田委員 このようにデータベース化して、情報共有をして、区民が知りたい情報をすぐに調べることができるというのは大変いいシステムだと思います。ここに載っているということ、区民が知る機会がなかなかないと思うのです。これを見ると、幼児期からお子さんの年齢によって分けて載っているのですけれども、そういったことを幼児期の最初の時点でホームページに載っているとお知らせをしたりとか、情報提供ができればもっと活用できるのではないかと思いますので、そこら辺も御検討をお願いいたします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 御意見ありがとうございます。せっかくつくっても周知がやはり足りていないというところがあるかと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思えます。

○渡部教育長 ほかの委員はいかがでしょうか。

○亀田委員 (4)と(5)それぞれ一つずつ意見を申し上げます。

(4)の家庭教育のほうは一二ページの上の昨年度のところ、一番下の二行

のところでは福祉所管と連携してペアレントトレーニングの検討をするを書いていただいています。それを受けて、真ん中の成果の取組み実績の一番下のところで、ペアレントトレーニングについて検討したとされています。ありがとうございます。それを受けて、一番下の課題と方向性のところで二点追記をお願いできればと思います。一点目は、ペアレントトレーニングや保護者向けハンドブックについて、昨年度は検討するとなっていましたので、それを一歩進めて実施すると書いていただきたいと思います。具体的にはこういった文章なのですけれども、「福祉所管と連携して学校や園でペアレントトレーニングの講座を実施する。子育ての困り事に関する保護者向けハンドブックの作成、配付を具体的に進める」というのを記載いただきたいのが一つ目です。

もう一つ目は、併せて、趣旨としては、保護者同士の親の会など、地域でのコミュニティが重要と考えますので、そうした活動を支援していただきたいと思っています。具体的にはこうした表記を御検討いただければというところなのですけれども、保護者同士のコミュニティのコーディネーターの役割を果たすため、そうしたコミュニティに専門家の派遣を行うことを検討する。例えば、親の会などに心理士の方が行って、そこで保護者同士の活動を支援する、そうしたことができるというかなというのが趣旨です。

あと、(5)の幼児教育のほうは、一六ページの課題と方向性のところに追記を御検討いただければと思いますのは、これまでも申し上げてきたところなのですけれども、区全体の在り方を検討した上で公立幼稚園の在り方を考えるという趣旨で、具体的には、区内の公私立の幼稚園、保育所等の全体像を描き、公立幼稚園に関する具体的方針を策定する、そうした趣旨をここに追記いただければということでございます。

○渡部教育長 それではまず、一点目からです。一二ページです。ペアレントトレーニングのことについてここに述べていますが、一歩進んで、検討するか

ら講座を実施するということですね。それから、ハンドブックを作成する。ハンドブックは今現在はないわけですね。そのハンドブックを作成して、ハンドブックに書いたことを支援するということを始めるといことですね。

○亀田委員　ハンドブックを作成するというのの一つです。それとは別に、親の会を支援するような事業を実施いただいてはどうかということでございます。

○渡部教育長　私から質問なのですが、保護者同士の会というのは世田谷区内にもものすごくたくさんありますが、そのような会をイメージしておっしゃっているということでしょうか。

○亀田委員　そうです。

○渡部教育長　二、三人のところから割と多いところまで……。

○亀田委員　具体的にどういう形にするかは要検討だと思います。こちらも資源が限られているので、申請があつたら全部というわけにはいかないと思いますので、人数なり、実績なり、何らかのそうした条件を設けて、必要だと思われるところに専門家を派遣するという考えなのですけれども、別の在り方でもいいと思います。今、教育長おっしゃっていたように、様々なそうしたコミュニティと行政とが今離れているのではないかと思えますので、例えば、社会教育主事の方も事務局にはいらつしやいますが、そうした方から何らかの支援をするとか、民間との活動と行政がうまく連携するような形が取ればということでございます。

○渡部教育長　今、三点についてお話をいただきましたが、まとめてでもいいですし、一つずつでもいいですが、いかがでしょうか。

まず、ペアレントトレーニングのほうから伺いましょうか。これは教育委員会だけではなくて福祉所管との連携というところが中心になっていくと思うのですが、いかがでしょうか。生涯学習部だと思いますが、いかがでしょうか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 生涯学習・地域学校連携課で今考えているところでは、家庭教育学級運営の手引というものがありません。家庭教育学級で取り組んでいただくテーマを例示として挙げておりますので、そういった中で、ペアレントトレーニングについて掲げるですとか、あとは実際に福祉所管のほうで講座をやっておりますので、そういったところと連携して何かできないかというところは考えるところがあるのかとは思っております。

○渡部教育長 福祉所管でペアレントトレーニングを行っているわけですね。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 はい。

○渡部教育長 だとしたら、それとの連携というところで考えていくということでもよろしいでしょうか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 やっていると思いますので、そういったところとの連携はこれから何か考えていければと思っております。

○渡部教育長 では、連携について考えていただけるということでよろしいでしょうか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 はい、大丈夫です。

○渡部教育長 その中で、ハンドブックというのも似たようなものがあるのですが、そこについて考えていくということでもよろしいでしょうか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 詳細はまだこれから確認しないと分からないのですけれども、そういったものがあれば当然活用はできるとは思いますけれども、その辺も確認した上で進めていきたいと思えます。

○渡部教育長 お願いいたします。最後の、先ほどの保護者同士のコミュニティに対する支援についてはいかがでしょうか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 こういったコロナ禍で家庭教育学級の実施も回数が減ってきているところで、実施もなかなか難しいところですが、そういった支援についても、開催方法も含めて、オンラインでやったりと

かしているところもありますけれども、その辺についても考えていければ思っております。

○渡部教育長 先ほどもお話ししましたが、この保護者のコミュニティというのは数多くありますので、そのニーズを計ることも大事かと思っています。こちらに対して、そのような支援や専門家を派遣してほしいということがあれば、それに対して考えていくことは重要だと思いますので、そのニーズを計って、そして、必要であればそのようなことを派遣するということに関しても検討していくということでもよろしいでしょうか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 今、家庭教育学級のほうでも、例えば出前講座の活用ということもやっていますので、そういった中で専門家の方を派遣できるようなメニューの周知をもっとやっていく等、詰めていきたいと思っております。

○渡部教育長 家庭教育学級で行うのではなくて、家庭教育学級の講師等を活用してということで、そのようなニーズがあったら考えていくというのでいかがでしょうか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 どういったことができるのかというのは、ニーズをどういったふうにつかんでいくのかというところもありますので、検討させていただければと思っております。

○渡部教育長 よろしくお願いいたします。

○亀田委員 今、教育長からおっしゃっていただいたように、家庭教育学級の充実も一方でやりつつ、これまでの枠を越えて行政としてもっと地域に出ていく、そういったアウトリーチ型の支援というのが求められているかと思いません。

あと、ペアレントトレーニングについては多分福祉所管で実施されているかと思えます。そのときに、どうしても福祉施設などで行っていると多くの保護

者の方はアクセスがなかなかしづらい面があると思いますので、それを例え
ば、福祉の方を派遣いただいて学校の中で実施することで、より多くの保護者
の方にそうした参加の機会を提供できるかと思えますので、そうしたことも御
検討いただければと思います。

○渡部教育長 よろしいでしょうか。

澁澤委員はこの件に関してはいかがでしょうか。

○澁澤委員 既に発言された内容にもかぶるかもしれませんが、やはりタブレ
ットが一台ずつ配付されたことによつて、家庭教育の質も大きく変わったのだ
と思つています。今までは連絡帳での学校とのやり取りというものが、親がア
クセスをしていけば、ある意味ではオンタイムで子どもたちの学習の進捗状況
ですとかどこにつまづいているかということを親も知ることができると思いま
す。親は既にスマートフォンを基本的にはみんな一台ずつお持ちということを
前提として、親がタブレットを使った形で子どもたちの学習に対してどうい
ふうに関わっていけるのか、あるいはどういふうに関わってはいけないのか
も含めて、ICT化されたことによつて、新しい家庭教育の形というものを、
単なるコンテンツの配信ではなくて、こういうような新たな家庭教育ができま
すよ、あるいは皆さんの持っているこういうようなシステムを利用すればこう
いうことができますよ、というあたりの配信をぜひ行っていたけるようにお
願ひしたいと思つています。

それから、幼児教育の部分は、先般も教育推進会議で話題になっておりまし
たし、課長さんからコンパスに対してもいろいろな御丁寧な説明をしていただ
いて、私もよく理解することができました。ただ、この部分は保育と幼稚園の
部分での融合ですとか、あるいは私立と公立でのそれぞれの役割分担、あるい
は融合ですとか、ある意味では非常に混沌期にあるのだと思つています。ぜひ
システムの整備と合わせて、少なくとも関わる人たちが全員教育理念の部分

共有できるように、理念をやはり徹底的に、世田谷はこういうスタンスで、そしてこういう子どもを育てたいという形でこういう教育に取り組みますということ、ぜひ全ての関わる人たちが共有できるようにしていただきたいと思います。しております。

○渡部教育長 二点についてお話しいただきました。ICTを活用した新しい家庭教育の在り方について、それから、幼児教育・保育については理念をしっかりと打ち出してそれを共有することということですね。

○知久教育総務部長 亀田委員の御指摘について確認をさせていただきたいのですが、調整計画につながる視点というのが各項目の最後に記載することとしておりますが、先ほどおっしゃったように、視点が課題だとか方向性だというのはおっしゃるとおりだと思います。私は調整計画の担当でもあるのですが、ここで上がってきた課題、方向性に加え、先ほど御指摘いただいたような施策として記載するということは、むしろ調整計画のほうで課題を受けて書いていくものだという認識だったのです。なぜかといいますと、一ページを見ていただきたいのですけれども、はじめにというのがございまして、三段落目の三行目のところに、この方針に従って平成三〇年度を初年度とする四年間の計画である第二次世田谷区教育ビジョン・第二期行動計画の二十一の取組み項目について点検、評価を行うとなっておりますので、来年度行う、この点検、評価については調整計画に関する点検、評価を行うということになってくるのだと思うのです。そうなってくると、むしろ今おっしゃられたような御提案は調整計画のほうに反映すべきかなという認識だったのですけれども、いかがですか。

○亀田委員 御趣旨はおっしゃるとおりで、この点検、評価の結果を受けて、それを調整計画に反映していくという御趣旨はおっしゃるとおりです。先ほどの繰り返しになってしまふのですけれども、それはすなわち今年の点検、評価

の結果だけが調整計画に反映されるわけではなくて、四年間分の点検、評価の結果が調整計画に反映されるわけですよ。これまでの三年間はずっと毎年度毎年度の成果と今後の課題というふうにやってきたので、今年度も基本的にはそのスタンス、昨年度と今年度は調整計画との関係での位置づけは変わらないので、昨年度の一年一年の成果と課題、今年度も一年一年の成果と課題をやっていくと。その四年間分を全体として調整計画に反映するという構造になっていると思うのです。なので、今年だけ突然調整計画に反映する視点というのが出てくるのは整合性が取れないのではないかとという趣旨です。中身は部長がおっしゃるとおりなのですけれども、表記とかこの部分の位置づけが突然今年だけ変わるのは整合性が取れないかと。

○知久教育総務部長 御趣旨は理解しました。施策についてどこで記載しているのかは検討させていただきます。ここに次に向かう施策を具体的に書くのか、調整計画のほうに書くべきものなのかについて……。

○亀田委員 この点検、評価の中では、令和三年度の実績を踏まえて令和四年度の取組み、施策をどうするというのはやはりこちらで書くべきだと思うのです。調整計画のほうでは四年間分の実績を振り返って、今後、二年間の方向性を書くというのが調整計画のほうの記載内容だと思います。

○知久教育総務部長 四年間分の総括は、今回調整計画（素案）の前段で記載しています。ご指摘の調整計画につなげる視点の在り方について、再度検討いたします。

○渡部教育長 再度検討ということでお願いします。

それでは続けて、最後に、「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進、(6)から(10)までの項目です。それでは、これの説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 一七ページ、豊かな人間性の育成です。人権教育、道徳教育に関する研修の実施、移動教室の取組みなどについて記載しております。

続いて、一九ページ、豊かな知力の育成です。記載内容については一人一台タブレットを活用した学習活動、個に応じた学習支援、キャリア・未来デザイン教育などについてまとめております。

続いて、二一ページ、健やかな身体・たくましい心の育成の取り組みです。内容については記載のとおりです。

それから、二四ページ、ことばの力の育成については、英語体験出張教室、ALTの活用、英語教育推進アドバイザーによる指導、助言、教科「日本語」等について記載をしております。

続いて、最後に、二六ページ、これからの社会を生きる力の育成です。環境・エネルギー教育、国際理解教育などの取組み、ICT環境を活用した学習支援などについて記載をしております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 それでは、この五項目についていかがでしょうか。

○亀田委員 二点申し上げたいと思います。

(7)、二〇ページの昨年度の欄のところの③で、個に応じた指導の充実のため、小学校高学年における発展的学習を推進していくと記載いただいております。これに対応する実績が書かれていないので、取組み実績のところでもこの部分の記載をお願いしたいと思います。あわせて、一番下の今後の課題と方向性のところで、昨年度は推進していくとなっていましたので、今回は小学校高学年における発展的な学習についてモデル校で実践を行い、ガイドラインを作成するところまで踏み込んでいただけるとありがたいと思います。

続いて、(10)のところでも、ページで言うと二八ページのところですが。これも上の昨年度のところの⑥と⑧なのですけれども、⑥でソフトウェアを活用した学習を実施するに当たり、個別の学習計画と学習履歴に基づくPDCAサイクルをモデル的に実践するというのと、⑧で不登校のお子さんの出席扱い、成績

評価を促すと。この⑥と⑧についても、取組み実績のところに記載がないので、記載をお願いしたいと思います。あわせて、二九ページの課題と方向性のところで、この二点について記載をお願いしたいと思います。具体的には、このような記述でということなのですけれども、個別の学習目標に関して、モデル校において実践研究を行い、成果と課題を分析するというのが一つ。もう一つは、不登校の児童・生徒の出席扱いや成績評価が全校で行われるよう、各学校での実施状況を把握した上で実施を促すという記述を御検討いただければと思います。

○渡部教育長 それではまず、最初のほうですが、二〇ページ、令和三年度実績の最後、③のところで、個に応じた指導の充実のため、小学校高学年における発展的学習も推進していくと書いてありますけれども、これに対しての表記がないので、これは記載をお願いします。それから、先ほどモデル校といううなお話もいただいています。世田谷区ではたくさんモデル校を指定していますので、そこに入れるかどうかはこちらで検討させていただいて、その上でどのような取組みができるかということも記載させていただいた上で、またお話をさせていただきたいと思えます。

それから、二八ページ、二九ページに関しても、当然書くべきところが書いていけませんので、⑥と⑧についてももう一回記載して、先ほどモデル校という話もいただきましたが、同じようにこちらのほうで考えて記載させていただいて、また、お話をさせていただければと思えますので、よろしいでしょうか。

○亀田委員 よろしく願います。

○渡部教育長 それでは、ほかの委員はいかがでしょうか。

○澁澤委員 幾つかありますので、これも私のほうは一つだけ具体的にお聞きしたいことと、あとは私の意見と思つて捉えていただければいいかと思つてます。

豊かな人間性の育成のところで多様性という言葉が使われています。多様性が認められる社会の中で、人権が尊重されるとなっているのですが、何で多様性が認められる社会にしなければいけないのかということをごひ皆さんも一回お考えいただきたいのです。私もいろいろな現場で仕事をしてきて、例えば、温室効果ガスというような環境課題に関しては、はっきりとそれをデータ化する事ができますので、人に説明することはとてもたやすいのですが、生物多様性を何で認めなければいけないのか。これは生物の多様性、自然の多様性だけではなくて人間の多様性ですとか、社会の多様性、あるいは国の多様性という事で使われているのですが、多様性を何で認めなければいけないのかという事を真の部分で理解をしていないと、単なるムーブメントとして多様性を認めることを受け入れてしまうという結果になってしまうと思います。何で多様性を認めることが必要なのかということは、全ての命、あるいは全ての現象が全部つながっているということなのです。それは一人ひとりの命の重さに差がないということと全く同じなのですが、人間だけではなくて全ての命が繋がった状態でお互いが影響し合っている状態で、この地球上の生物というのは成り立っています。現に、私たちは約三十七兆個の細胞を持っていますが、私たちの体内に生息するバクテリアだけでも約四十兆以上が常時存在していくわけです。ある意味では、バクテリアという全然違う遺伝子と私たち人間の遺伝子との相互関係によって私たちの体はバランスを維持して、消化をすることができるし、それから神経系をつかさどることができる。これは人体に限ったことではなくて、地球上に生きとし生けるものは全てがつながっている、だから、私たちは自分の命が大切と同じように全てものを大切と思うという視点で育てていかなければいけない、その部分をぜひ根っここの部分でお持ちいただきたいと思っています。ですから、自然環境教育も、それから人権教育も、その意味では、誰も取り残さないというSDGsに掲げている大きな目標は、そこ

から来ているのだということをご理解をいただきたいと思っています。

それから、これは質問なのですが、豊かな知力の育成のところ、タブレットが配られてそれなりの時間がたってまいりました。ICTを活用して教育の質的転換を図ることを目的としているわけで、具体的に今の時点で総括をしてどういような教育の質的転換が実際果たされたのか、これは今日この会議で報告をされなくても結構です。そして、教育現場の中にこのように落とし込まれたということをご一度ごまとめて総括をしていただかないと、この先の計画につながっていかないと思いますので、ICT、タブレットが普及されてから、教育の質がどう変わって、生徒がどう変わったか、それから教員にどうい問題が起き、どういふうに変わったか、それから保護者がそれをどういふうに受け入れ、また保護者自身がどう変わったか、それぞれの視点から一回まとめて報告をお願いできればと思っております。

それから、ことばの力の育成のところ、これは何回も毎年この会議でお話をするのですが、英語と日本語というのは同じ言語ですが、御承知のとおり、全く違う言語体系を持っています。英語はある意味ではデジタル言語です。ですから、論文を書いたり、現象を正しく人に伝えるというのにはとても適した言語だと思っています。私は自然科学の人間ですけれども、論文を書くときは英語で書いたほうが日本語で書くより正しく情報を伝えることができます。ところが、皆さんが御承知のように、例えば俳句、五・七・五という言語の中に、周辺状況から、人の心から、要するに言葉だけではない行間の部分、非認知的な領域というのは日本語は非常に多い言語です。ある意味では開放的言語、英語がどちらかというと閉鎖的言語と言われています。その辺の言語の特質が違うのだということをご念頭に置いて、それぞれのことばの育成という形で教育現場に落とし込むということをごぜひ御配慮をいただきたい、これは私からのお願いです。

それから最後になります。これからの社会を生きる力の育成ということなのです。いろいろな課題が並列的に出ているのですが、ある意味では、非常にSDGs的な課題ということが言えるのかもしれませんが。やはりはつきり分かったことは、私たちは絶えず時代は進歩していると思っっています。現に科学技術、先ほども言ったデジタル技術というのは急激に進歩をしていますが。これからも急激に進歩をするのだと思います。ただ、この科学技術で地球の問題、あるいは環境の問題を解決することができないのだということもはつきりしています。なぜかというところ、人間はもつともつと、それ以上のものを絶えず望むからですし、望むようにマーケットは仕組んでいきます。皆さんがパソコンを開いても、インターネットのバナーで、その商品がないと生きていけないという商品はほとんどないと思います。つまり、人間の欲望がどんどん膨らむ以上、科学は必然的に進歩していきます。

もう一方、やはり子どもたちが生きていくというときには、右肩上がりでない、進歩しない時間、循環する時間というものがあります。まさに環境問題というのはこの部分に当たって、春、夏、秋、冬、あるいは地球は一日に一回ずつ回転している。まさに文化と言える部分を、先ほどの文明とある意味では同等に扱いながら子どもたちに伝えていかないと、子どもたちに科学技術によって環境問題が解決するのだ、あるいは国際問題も解決するのだということを信じ込ませないように、その辺の配慮だけはぜひお願いしたいと思っています。子どもたちは右肩上がりについていかなければいけないという、ある意味ではストレスに絶えずさらされています。けれども、実際、人間が生きて、また死ぬという部分は循環のもので、それは縄文人も、今の人間も全く同じわけです。その辺の循環していく物の考え方と進歩していく物の考え方のバランスを取らせて、進歩だけが人生ではないのだと思わせていただけるような体系を組んでいただきたい、これは私の純粋なお願いです。

以上で私からの発言は終わりにします。

○渡部教育長 今四点にお話をいただきました。これは全て復唱できませんが、一点だけ、先ほど豊かな知力のところでいただいたICTを活用して質的転換がどのようになっていっているのかというところの総括のことについてです。生徒や保護者や教員がどのように変わってきたのかというところの総括をというお話をいただきましたので、これから考えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、あとの委員の皆様はいかがでしょう。

○中村委員 一九ページです。取組みの方向の二行目に学習習得確認調査の結果を活用した児童・生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導と書いてあります。この学力調査みたいなものは、国の調査、それから最近、都のほうはたしと区独自の調査がありますけれども、最近、ある学者さんが課題で指摘しているのは、施策のための調査なのか、指導のための調査なのか、調査の位置づけがはっきりしないで行われてきたのが、この間の課題であるということ指摘されています。世田谷区の場合は、国の全国学力学習状況調査は国の施策のためという位置づけ、区で行っているのは区の学校でやる指導のための調査として行っているという理解でよろしいでしょうか。それとも、また別の要素も入っているということでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 今、委員がおっしゃられたとおり、国の調査と区の調査が今いわゆる子どもたちの知識、技能や思考力、判断力、表現力を図る調査になっております。区の学習習得調査につきましては、実施後、学校、また学び舎単位での子どもたちの学習状況や教員の指導方法の授業の在り方の振り返りをして、授業改善に生かしていくという視点で行っております。また、先日、国の調査の速報値はお知らせしまして、今、全体の流れを分析している

ところでございますが、世田谷区全体の子どもたちの様々な状況を質問紙調査も含めながら把握をしまして、学力施策のほうに生かしていくという形でそれぞれ調査を生かしております。

先日も、区の学習調査は小学校四年生から経年的に子どもたちの状況が把握できる調査であるということで、亀田委員からもお話しがありましたので、また、区の調査の独自性も生かしながら、しっかりとそれぞれの調査が持つ役割を踏まえて実施をしていきたいと考えております。

○中村委員 分かりました。もちろんはっきり二分できるものではないと思うのです。施策のためなのか、指導のためなのかというきつちりの二分化はできないと思うのですが、世田谷区の場合は経年変化の取れる四年生から中三まで、国の調査は中三と小六ですから、そういう意味では、世田谷区のほうが指導に関してはある意味非常に有効なのではないかと。だから、それぞれどちらに重点を置くかの問題だと思うのですけれども、世田谷区の学習習得調査の位置づけが今はっきり分かりましたので、それを中心に区としての指導にいろいろ生かしていただければと思います。よろしくお願いします。

○宮田委員 取組み項目(10)のこれからの社会を生きる力の育成で、これはお願いになるのですが、子どもたちがこれからを生きるために必要なことを、環境エネルギーほかいろいろなことを学校で学んでいます。この項目については、恐らく私たち親世代は多少受けているかもしれませんが、学校では学んでいない分野もあるかと思しますので、子どもたちが今学んでいるということぜひ家庭だったり、地域だったりに情報発信していただけたらと思います。そうすると、家庭でこういったことが話題になったり、家庭でも何か取り組めることがあったりと、保護者のほうも意識が変わってくると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 これからの社会を生きる力の育成のところでお話をいただきま

した。保護者にもこういう学習をしているということを伝えていくということ、よろしいでしょうか。

全体を通して何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、これは終了しまして、次に行かせていただきます。

(3)各課行事予定について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年十一月の各課行事予定表について御報告いたします。

予定といたしましたしては、九日に第二十回、十八日に第二十一回教育委員会定例会が予定されています。

次ページ以降に、各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(4)その他の連絡事項等はありませんか。

本日は資料配付が三件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、次回の教育委員会は、十一月九日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第十九回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時十八分閉会

令和三年第二十回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年十一月九日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第二十回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

今回は案件数が多く、三密を避けるため、休憩を入れさせていただき、職員の入替えを行います。御承知おきください。

また、本日は亀田委員が御欠席されております。

まず、次第の1、令和三年第十九回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と宮田委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案三件と事務局からの報告が十三件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第三十五号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第三十五号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第三十五号について御説明申し上げます。

本案は、十一月開催の令和三年世田谷区議会第四回定例会において提出予定である世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

それでは、一枚おめくりください。二枚目以降が区議会へ提出予定の議案文でございます。本趣旨は、世田谷区公文書管理条例において、公文書のうち区政に関する重要な事項が記載された公文書を重要公文書とし、重要公文書のうち保存期間が満了したものを特定重要公文書として永久に保存するとともに、広く一般の利用に供する制度を設ける必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、後半部にございます新旧対照表を御覧ください。主なものとして、二ページ以下には、第二条第三項、こちらに重要公文書、同条第四項で特別重要公文書を定義し、四ページ下を御覧ください。新たに第三章特定重要公文書の保存、利用等を設けました。第三章の新設に伴いまして、今まで第三章、第四章が新たに第四章、第五章と章ずれを起こしております。

なお、本改正条例の施行日は、令和四年四月一日となります。
説明は以上でございます。御審議につき、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十五号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例）について採決を行います。本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。次に、日程第二を上程いたします。

「堤調整係長朗読」

日程第二 議案第三十六号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区情

報公開条例の一部を改正する条例)

○渡部教育長 議案第三十六号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第三十六号について御説明申し上げます。

本案は、十一月開催の令和三年世田谷区議会第四回定例会において提出予定である世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められたので、提出するものでございます。

それでは、一枚おめくりください。二枚目以降が区議会へ提出予定の議案文でございます。本趣旨は、世田谷区情報公開条例において、行政情報の開示の請求に係る制限を廃止し、何人も請求できるようにするとともに、規定の整備を図る必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、三枚目以降の新旧対照表を御覧ください。一五分の一ページの下にございます第二条第二号第三項は、さきの議案にございました特定重要公文書を追加しております。

次のページ、一五分の二ページの第五条、開示請求の制限を廃止し、何人もとしております。

なお、最後、一五分の一五ページになります。本改正条例の施行は、議会の議決後の公布の日からとなりますが、第二条第二項の行政情報から除くものに特定重要公文書を加える改正規定は、令和四年四月一日からの施行となります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十六号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例）について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

「堤調整係長朗読」

日程第三 議案第三十七号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

上祖師谷中学校耐震補強工事請負契約）

○渡部教育長 議案第三十七号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第三十七号について御説明申し上げます。

本案は、十一月開催の令和三年世田谷区議会第四回定例会において提出予定である世田谷区立上祖師谷中学校耐震補強工事請負契約について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

それでは、一枚おめくりください。二枚目以降が区議会へ提出予定の議案文でございます。本趣旨は、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

裏面を御覧ください。契約の締結内容は記載のとおりでございますが、2の契約の方法は一般競争入札によって行われ、3の契約金額は一億七千四百九十万円でございます。

4の契約の相手方は、東京コーポレーション株式会社でございます。

5の工期は、令和四年十一月三十日となります。

参考として、図面と入札経過調書を添付してございますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。御審議につき、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十七号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立上祖師谷中学校耐震補強工事請負契約）について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について（第二回）、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について御説明させていただきます。

十月二十六日の教育委員会に引き続き、本日は点検評価の第二回目となります。初めに、本日御議論いただきます対象項目などについて御説明させていただきます。お手元の資料のかがみ文を御覧ください。本日、御議論いただきます取組項目は、(1)から(2)の十一項目が対象となります。本日は、欠席されて

いる亀田委員から御意見を事前に頂戴しております。席上に配付しておりますので、御確認ください。主な御意見としましては、(11)教員の資質向上、(12)学校経営、(13)才能や個性をはぐくむ体験型教育、(14)特別支援教育、裏面に参りまして、(15)相談機能の充実、(18)学びの場と機会の充実、(21)開かれた教育委員会につきまして、記載のとおり御意見を頂戴しております。

続きまして、各施策の取組み項目については、順次柱ごとに御議論いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、施策の柱Ⅳ「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学校経営・教員支援）についてでございます。

三〇ページの取組み項目(1)教員の資質・能力の向上に向けた支援、そして、三四ページ、取組み項目(2)信頼される学校経営の推進について、御意見、御議論をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 本日は十一項目ありますので、五回に分けて御意見をいただきたいと思えます。

まず初めに、施策の柱Ⅳ「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進の取組み項目、二項目について御意見、御質問がございましたら、どうぞ。ページ数でいいますと、三〇ページ、三一ページ、三二ページ、三三ページ、(12)の三四ページ、三五ページ、この二つの項目について御意見をいただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○中村委員 教員の資質・能力に関してです。

三一ページの令和三年度実績のところ②として、「探究的な学びを実現できる人材を育成する」とあり、③にICTを使いこなすことができる人材育成、それから、次の目標のところ①で「キャリア未来デザイン教育」を推進する人材を育成と、教員の資質に関しては主にこの三つが非常に目立つ重点項目となっておりますけれども、それに加えて、私が今回痛感しているのは、特

にいじめとか不登校とか発達障害関係で、教員が課題のある児童・生徒にチームで対応する力が非常に弱いというのは、この間ずっと言われ続けてきているところでもあります。くしくも私自身がこの夏にチームで子どもを支援するという研修を体験したものですから、教員の資質・能力の中に、教育支援チームのことはありますけれども、そもそも学校現場でチームを組んで課題のある生徒に対応するという力の育成をぜひ図っていただきたいと思っております。

中学校は割と学年単位でそれができた学年もありますし、やはりできない学年もあります。小学校では、担任への依存になってしまっているので、そういう意味で、小・中学校でチームで課題に対応するという人材の育成を図っていただきたい。どうぞよろしく願います。

○渡部教育長 都、区、市のところでは、チームで、組織でなどという言葉はたくさん使われているのですが、教育の資質・能力の部分にこの言葉を加えて、そして、教員の資質・能力の向上という点でお願いしたいということですね。

○中村委員 そうですね、この中にも加えていただければと思います。

○隅田教育研究・研修課長 これまでも子どもの理解研修でありますとか生活指導主任の研修などでいじめなどの対応を取り扱っておりますけれども、今いただいた視点も含めて、引き続き研修を充実させてまいりたいと考えております。

○澁澤委員 本当は前回お話ししなければいけなかったことなのかもしれないけれども、全体を通して私自身が見落としていたなと思う部分があって、それに対して、最初、述べさせていただきます。

主なものは、自然体験教育をどう捉えるかということだと思います。今、自然体験教育というのは、どちらかというと、教育の中では傍流に捉えられているのですが、考えてみれば、人間というのは五感を持っているわけです。私ど

もが今学校現場でやる教育の多くは視覚と聴覚による教育です。今後、見通せない未来の中に対応できる人材を育成するということに、やはり五感から入ったいろいろな情報を頭の中で統合的に処理をして、それを自分の行動や考えに導き出し、そして、それをまた五感で自分で反すうする能力というのはどうしても必要だと思っております。非認知的領域と言われる部分かもしれませんが、そのような非認知的領域の教育も含めて、自然体験教育というものをもう一回体系立てて考えて、形にさせていただいて、これは調整計画の中に入ったほうがいいのか、あるいはこの点検評価なのか分かりませんが、その辺を御議論いただきたいと思っております。

それでは、今日の分野に関してお話をさせていただきます。三三ページのところですが、新しい教育総合センターの開設がいよいよ十二月に迫ってまいりました。これまで担当された皆様の御苦労がやっとここまで結実をしたということに教育委員として感謝を申し上げますとともに、これからがスタートですので、また新たな視点を持ちながらぜひ前へ進んでいただきたいと思っております。

その中で、私の経験からすると、組織というものがスタートすると、それぞれの部署の担当業務というものが出てきます。担当業務が出てくると担当のこと、要するにどうしても縦割りに仕事が進みがちだというふうに思っております。この新教育センターで扱われる、例えば今、中村委員もおっしゃった探究的な学び、あるいは個別最適化された学びですとか、先ほど言った非認知的な分野での能力を育む教育というのは全て連動してくる話だと思っております。ぜひ新しい教育センターの中でのそれぞれの部署間での連動がスムーズにいくように、これは組織マネジメントのことかもしれません、ぜひ御検討いただきたいと思っております。その意味でも、新教育センターは単なる部署が移動するということではなくて、新たな教育組織が動き出すということ、つまりそ

れをどう経営していくかという視点で、ぜひそれぞれの方々、特に管理職の方々は取り組んでいただきたいと思っております。

三五ページで、「キャリア・未来デザイン教育」というのが挙げられております。これは世田谷らしくてとてもいい取り組みだと前回もお話を申し上げました。そのときに、キャリアデザインというものが誤って捉えられる可能性がある、つまり、どちらかというスキルをどう身につけさせるか、あるいはスキルを身につけたことによって自分の社会的ポジションをどう上げていくかということがキャリアデザインだとほとんどの方々はまだ思われていますが、キャリアデザインというのは、それこそ自分のPDCAサイクルをつくりながら自分の生き方をつくっていく、生き方をつくっていくというのは社会の中の自分の役割、あるいは立場を自分自身でまた認識していくという、まさに自己肯定感を育む教育だと思っております。その辺がうまく一般の方々に伝わるようにぜひ御努力をいただきたいと思っております。

それから、課題の中での目標、実行、評価、改善のPDCAサイクルだけを追っていきますと、どうしてもその中でぐるぐる議論が回っていくというような感もありますので、PDCAサイクル自体を俯瞰的に見ながらチェックをして、新しい、ただの循環ではなくてらせん形に広がっていくような思考を皆さんで持っていただけのようにお願いしたいと思っております。これはいずれも私からのお願いということでございます。

○渡部教育長 全ての項目に関わる大事なことを教えていただきましたので、様々なところで今のことを入れていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○宮田委員 本日取り扱う項目については、目標、取り組み実績、成果の欄がより具体的に記載されておりまして、大変分かりやすくなっていると思えました。

取組み項目(11)の関係になるのですが、学校教員支援、そして、子ども支援

は、支援する側の支援体制が整っていることが大変大切になります。お願いになります。教育センターの取組みに関わることになりましたが、学校現場、教員、子どもに寄り添った支援をよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 (11)と(12)に関して、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。△の多様な個性がいかされる教育の推進です。(13)、(14)、(15)と三項目です。(13)才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進が三六ページ、三七ページ、三八ページ、(14)が特別支援教育の推進、(15)がニーズに応じた相談機能の充実です。いかがでしょうか。

○澁澤委員 まず三八ページ、次期調整計画へ向けた課題と方向性等の中で、オンラインを活用する、特にコロナ感染症が蔓延している時期にオンラインの活用というのは大変進んだことだと思っております。私も大学でオンライン講義をずっと続けておりますけれども、やはり今年になって特に学生の中での不安が急激に増大してきたというのは肌感で分かります。最初の一年はとて理解力が増しました。先ほど言った目と耳からだけしか入ってこない情報ですから、それに集中して自分で理解をしようとする能力というのが非常に進みましました。ただ、二年目になってきて、やはりそれだけで自分が終わってしまうのではないかという不安を多くの学生たちが持つようになって、それをどう自分の体験に生かしていくか、要するにほかの感覚で自分がそれをどう体験しているかということが今とても課題になってきております。その意味では、オンライン教育の充実とのセットとして、それを実地体験にどう生かしていくかというのを必ずパッケージとして考えていただければありがたいと思っております。

それから、次の(14)の四三ページのところです。これは亀田委員からも度々指摘をされていますが、特定の教員たちが知識やスキルを有するように支援をしていくということだけではなくて、やはり全ての教員がインクルーシブ教育に対して、自分事だという考え、それから情報を共有していくという姿勢を学

校内でつくれるようにぜひその辺は御支援をいただきたいと思っております。

それから、取組み(15)ニーズに応じた相談機能の充実です。ここは相談機能ということですが、基本的には、例えば不登校をはじめとしていろいろな問題をお持ちの子どもたちに対して相談というのはとても重要なワンステップだと思います。ただ、その解決方法にはなかなかないわけで、その向こう側に、絶えず多様な学びの場の提供というのが私たちには逆に課せられてきているのだと思っています。これも調整計画から次の教育ビジョンに入ることかもしれないませんが、やはり今の義務教育の中で多様な場、あるいは多様な学び方で子どもたちが自分の居場所というか、自分に向いた教育を受けられるように選んでいける、そういう教育システムの構築みたいなものが、やはりそれが世田谷区の教育になってくると思いますので、ぜひその辺の御検討もいただければと思っております。

○渡部教育長 今お話しいただいたことも全てに関わることで、浸透をさせていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○宮田委員 項目の(13)才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進のところ、新・才能の芽を育てる体験学習で、三八ページの今後の方向性、調整計画のほうにつながることで、こういった体験・体感の機会、これは第一線で活躍されている方の本物に触れる貴重な機会です。参加が多い場合は抽せん等になってしまう場合があると伺っていますので、子どもが学びたいことを学びたいときに学べるような体制づくりをぜひお願いしたいと思います。

あと、四三ページの成果の一番下に、ここでは学識経験者派遣事業のことが書いてありますが、その次の「教員と保護者が同じ場で共に学び、指導や支援の充実、学校と家庭の連携について共に考えることができた」ということは、ほかの場面でもとても重要なことです。学校、家庭、地域の連携の中で、学校

と家庭が連携できていなければ、学校、家庭、地域の連携というのは難しいと思いますので、ぜひこういった連携についても、ほかの事業だったりほかの場面でも生かしていただけられたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長　ほかはいかがでしょうか。それでは、次に行かせていただきます。

次は、Ⅴ、(16)と(17)のところです。四八ページ、(16)よりよい学びを実現する教育環境の整備、五一ページからの(17)学校教育を支える安全の推進のところです。この二項目について御意見がございましたら、どうぞ。

(16)、(17)に関しては、よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長　それでは、次に行かせていただきます。

Ⅲ生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくりです。五三ページから、(18)学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくり、五六ページから、(19)郷土を知り次世代へ継承する取組みです。(20)知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実です。この三項目について、どこからでも結構ですので、御意見がございましたらお願いいたします。

○澁澤委員　まず五四ページのところなのですが、福祉教育の推進というのは大変ありがたいことだなと思っております。私は農業現場で農福連携という活動をしてまいりました。そこでつくづく思ったのは、福祉事業所の中でいろいろな障害を持った方々に寄り添ってケアをしても、その方々がなかなか社会的自立というところまではいかない。農福連携をやってみて分かったのは、最初は農業現場がどうやって福祉に対応できるのだとあって、農業現場で働く人間もとても戸惑ったのですが、農業の現場にいろいろな障害を持った方々を連れていくと、彼らが植物、農作物、あるいは土との間、そこに自分の新しい

関係性をどんどん見つけてくるのです。

例えば農業で言うと、この畝を今日全部収穫する、それを何時間で収穫する、何人で収穫するというのが農業生産性だというふうに考えて農作業をするのですが、福祉の方々を入れると、自分の大切にしているイチゴちゃんにとにかくケアをしてあげなければいけないのだといって、農作物と彼らの感覚との間にいろいろな交流が生まれて、それが最終的にはものすごく丁寧で、効率のいい仕事に結びついたりということ、一般の農業従事者がとても教えられるというような経験を何度もしてきました。その意味では、福祉教育というのは、社会の中に彼らを出してあげるといえるか、やはりその中でいろいろな情報が彼らに入ってくるような場を提供してあげるといえることをぜひ考えていただきたいと思っております。

それから、(19)の郷土を知り次世代へ継承する取組みのところ、これは何回もお話をしているのですが、カルチャーセンター化していかないようにしていたきたいなど。例えば今、COP26が開かれております。SDGsとということが盛んに言われているのですが、実は江戸時代の世田谷の暮らしというのは、ある意味では循環型社会ですとか自然共生型社会を実現していたわけです。江戸時代は過去のもので遅れたもので現在のほうが発展してきたと私たちは無意識に考えるのですが、科学技術とか経済は発展してきたのですが、これから人々が持続的に生きていく、地域の資源を循環的に回していく、つまり江戸時代は石油も石炭も使っていないわけ、この世田谷の上の、中だけで、ある意味では光合成量がエネルギー量の全てだったわけで、それを循環的に利用しながら社会が成り立っていた。しかも、農業生産性ということを見てみても、決して現在より劣っているとは数字の上では見ることはできないのです。

ある意味では、かつての郷土のいろいろな歴史というものは、これからの未

来にとって、ひよっとしたら今の私たちの暮らしよりもはるかに進んだものがこの中にはたくさんあると思っております。そういう視点で、郷土の今までの私たちの先祖がここまでつないできた命の循環みたいなものを大切にしたい教育をぜひ確立していただきたい。それは生涯学習だけではなくて学校教育の中でも大変重要な、いろいろな参考になるものがたくさんあると思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、図書館についてですが、図書館は知と学びと文化の拠点ということを言っております。常々文化というのは何だろうなというふうに考えます。

実は私も地方都市の文化振興財団の理事長をしております、絶えず地域での文化というものを仲間と一緒に考えております。その中で、私なりに考えている文化というのは、その地域で生きて、次世代も幸せに生きていける、そのための考え方とか生き方とか自然とか芸術ですとか風習の総体のことを文化と言っているというふうに私たちの文化財団は捉えています。つまり伝統芸術とか、それだけが文化でもありません。要するに先ほど言っているキャリア教育に通じる部分なのですが、まさにその地域でなければできない生き方というのが文化になってくる。それが多分世田谷の文化になってくると思います。そのようなことというのは、まさに教育現場でいうと安心安全の拠点、あるいは不登校に対する対応、インクルーシブ教育、非認知的領域、探究的学習とか、学習現場の直近の課題解決の種が実は図書館の中にはあります。もしくは図書館が知と学びと文化の拠点というならば、まさにそのセンターだというふうに私は思っております。

その意味では、教育現場においては、本来、新教育センターと業務内容はほぼ同じぐらいの重きがあるべきものだというふうに思っています。図書館が単なる本の集積所というふうにならないように、今後、ぜひ図書館機能を教育の中で発揮できるようなものにいつも発展をさせていただきたいと思います。また、

その視点での御議論を続けていただきたい。これもお願いですが、そういうふうに考えております。

○宮田委員 項目(17)、五二ページの年次別計画の中で、毎年セーフティ教室が実施されています。これは警察の方も来られて、地域の安全安心のためにどのようにしたらいいかと意見交換し、地域の方と保護者と集う、貴重な機会です。区立小学校、中学校各学校で実施されていますが、毎年参加人数が少ない状況ですので、何か工夫されて参加人数が増えるような場にしていただけたらと思っています。

あと、これは確認ですが、五四ページの一番下に書いてある成果のところでは福祉教育の推進の成果の記載がありません。修正前はありましたが。

○渡部教育長 印刷の関係ですか。五四ページの成果のところは前があったのが消えているので、また確認していただきたいと思います。では、読んでいただけますか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 コロナ禍の影響により回数は制限されたものの、全ての障害者学級では感染症対策を徹底した上で授業を実施することができた。特に知的障害者学級では活動できない期間に会報を通じて学級生とのつながりづくりに向け支援することができた。以上でございます。

○渡部教育長 では、これは入れておいていただければと思います。

○宮田委員 五八ページの目標④の下ところで、郷土歴史文化特別授業として、小学校十二校の六年生が参加して直接世田谷の歴史に触れたという記載がございます。教科書や授業で学んだ歴史が身近にも同じようなものがあるというところで、生徒も身近に感じられると思います。準備とかで限られた学校数になるかもしれませんが、自分が住んでいる世田谷の歴史に触れる機会をできましたら全校で実施していただけたらと思っております。

○渡部教育長 五八ページの郷土歴史文化特別授業が十二校ですが、できれば

増やしていただきたいということですね。

○宮田委員 はい。

○渡部教育長 分かりました。

それでは、(18)、(19)、(20)と終わりましたので、最後に、六十四ページ、六十ページ、(21)開かれた教育委員会の推進のところですか。ここについて御意見はいかがででしょうか。

○澁澤委員 いつもずっと考えてきたことなのですけれども、総合教育会議と教育推進会議は、私たちにとっては、管轄部署も違うし、区分されたものなのですが、多分オンラインで参加されている区民の方からすれば同じ会議なのですね。その有機的なつながりづくりですか、あるいは今、普通ああいうフォーラムになると、絶えずチャットとかQ&Aが上がってきて、それがオンラインで司会者からパネラーたちに振られていって、それぞれに意見を述べていくというような形式が中心になってきました。その辺のテクニカルな部分での検討も一回進めていただいて、やはり区民から見るときに一括なものとして見られ、なおかつその中で、単なる聞いているだけではなくて区民も参加したなという当事者意識を持っていただけるような会議をぜひつくっていただきたいと思っております。

それから、その中で一つ、私自身の中で腑に落ちていないのは、区民の方から見たときに教育委員というのはい体何をする人たちなのだというようなことなのです。例えばいろいろな区民の方々の集会などに参加して、教育委員ですよと言うと、必ず学校を建て替えてくださいとか、先生の数を増やしてくださいと直接要望を言ってそれを決めるのが教育委員だと区民の方々はほとんど思われていると思うのです。そのときに、教育委員というのはどういう役目を期待されて、こういう人たちなのだということがある程度区民の方々に分かってくいようにしないと、区長さんとおじさん、おばさんたちが集まって煙たい

ことを言っている中で、教育総合会議が終わってしまうのではないかという心配をしていますが、その辺も含めて、区民が参加しやすい広報の仕方みたいなものをぜひ御一考いただけるとありがたいなと思っております。

○渡部教育長 開かれた教育委員会の推進で、ほかはいかがでしょうか。

それでは、二回にわたって各委員から御意見をいただきましたが、最後に、全体を通してまた何か御意見や御質問がございましたら今お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○澁澤委員 この二回で私も言った意見ですとか、質問に対して、それが本年度の点検評価にどのような形で反映されているかみたいなのは、今後はまだ機会があると思いますので、その辺の日程の大まかな間隔みたいなものをお教えいただけますでしょうか。

○安藤教育総務課長 今後の予定でございますが、次回十一月十八日の教育委員会までには、少し間に合わないと思います。その次は、十二月七日に教育委員会が予定されております。その段階までには、いただいた御意見がどのように整理ができるのか一覧でお示しできるように、また、点検評価の中に反映すべき項目については反映させていただくという作業を行いまして、十二月七日には御報告できるように準備を進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○渡部教育長 十二月七日に御報告できるといふことですので、お願いします。ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(2) 令和三年度世田谷区教育推進会議（第三回）及び世田谷区総合教育会議（第二回）の実施結果について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 令和三年度第三回世田谷区教育推進会議及び第二回世田谷区総合教育会議の実施結果について、御報告いたします。

まず、1の主旨でございます。教育委員会における教育推進会議と、区長と教育委員会の協議の場である総合教育会議を開催しました。その結果でございます。

2の日時でございます。十月二十三日土曜日十三時より、第一部として世田谷区教育推進会議を、十四時三十分より第二部として総合教育会議を実施いたしました。今回はビデオ会議ツールを使用し、インターネットライブ配信で御覧いただく取扱いとしております。当日の様子につきましては、十一月二日より世田谷区公式ユーチューブチャンネルにおいて動画を配信しております。

3の視聴者数でございます。当日は百十三名の参加がございました。十一月八日現在の動画の再生回数は、教育推進会議八百五十九回、総合教育会議五百三十七回ございました。

4の会議の概要についてでございます。資料の最後の六ページのところにリーフレットを添付しております。テーマは、第一部、第二部それぞれ記載のとおりでございます。教育推進会議については、区の取組みの説明、白梅学園大学、無藤名誉教授の講演に加え、記載の出席者によるパネルディスカッションを行いました。総合教育会議については、筑波大学、藤田教授の講演を踏まえ、区長、教育委員会による意見交換を行いました。

一ページにお戻りください。5の世田谷教育推進会議についてです。(1)、区の報告、(2)、講演の主な内容は記載のとおりです。

二ページを御覧ください。(3)パネルディスカッションの主な意見は、記載のとおりです。また、当日はZoomのQ&A機能を活用し、視聴者からの質問を受け付けました。質問の内容、回答は記載のとおりでございます。二ページから三ページにかけて記載しております。

続きまして、三ページ、6、世田谷区総合教育会議についてです。(1)、講演の主な内容は記載のとおりです。

四ページを御覧ください。(2)、区長、教育委員会による意見交換の主な内容は記載のとおりです。また、視聴者からの質問、回答についても記載のとおりでございます。なお、議事録につきましては、後日準備ができ次第、ホームページにて公開する予定でございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 よろしいですか。それでは、次に進みます。

(3)世田谷区立富士中学校耐震補強工事に係る契約変更について、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、世田谷区立富士中学校耐震補強工事に係る契約変更について御説明をさせていただきます。

まず、1の主旨でございますが、世田谷区立富士中学校耐震補強工事におきまして、一部変更により契約金額の増額が生じて契約変更したので報告するものでございます。

2の対象工事でございます。(1)契約件名は、記載のとおりでございます。

(2)契約金額でございますが、変更後の契約金額は一億九千四百三十二万六千円で、当初の契約金額から二百二十八万八千円の増額となっております。

(3)工期と(4)相手方は、記載のとおりでございます。

3の変更理由でございます。主な変更理由といたしましては、柱補強に伴うパーティション、校舎内の廊下と教室を隔てる壁でございますが、こちらの改修につきまして、一部撤去から全体改修に変更したためでございます。

4の変更契約日は、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 よろしいですか。それでは、次に進みます。

(4)公共施設における太陽光発電設備等の設置事業について、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、公共施設における太陽光発電設備等の設置事業につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1の主旨ですが、区では令和二年十月に世田谷区気候非常事態宣言を行い、併せて二〇五〇年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しております。このたび気候危機への取組みといたしまして、国の補助事業を活用した公共施設における太陽光発電設備等の設置事業を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

次に、2の事業の概要でございます。(1)目的といたしましては、①再生可能エネルギーの利用拡大、②避難所のさらなる電源確保、③区の率先行動による普及啓発・環境教育の三点となります。

次に、(2)の事業の内容でございますが、三ページ目の別紙1の資料、A4横のイメージ図を御覧ください。この事業は、区がプロポーザルによって選定いたします民間事業者が整備を行うものでございまして、右の図にありますように、環境省の補助事業を活用いたしまして、避難所となる区立中学校におおむね六十キロワットの太陽光パネルと蓄電池を最長二十年間設置するものでございます。平常時は、太陽光で発電された電気を学校で消費いたします。災害停電時は太陽光発電及び蓄電池による電力を活用いたします。区は、初期費用ゼロで太陽光パネルと蓄電池を設置することができ、また、メンテナンス費用も事業者が負担した上で太陽光発電による電気の消費量に応じて電気料金を

事業者に支払う仕組みでございます。

一枚目のかみ文にお戻りください。3の施設選定の考え方でございます。区は、広く公共施設における太陽光発電設備等の設置を進めてまいります。区内にある公共施設のうち、今回は国の補助事業を活用するため、補助事業の要件である避難所の中から、おおむね六十キロワットの太陽光パネルを設置するためのスペース約三百五十平米が確保できるかなどを考慮いたしまして、今回、区立中学校十四施設を選定してございます。この十四施設につきましては、資料の最後に別紙2を一覧としておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

裏面をおめくりいただきまして、4の効果でございます。まず、(1)、十四施設における再生可能エネルギーの年間発電量は合計で約八十八万キロワットアワーが見込まれてございます。これは一般家庭の年間消費電力量約二百九十世帯分に相当するものでございます。(2)の年間二酸化炭素排出削減量は、十四施設の合計で約四百三十一トンが見込まれてございます。(3)避難所における電源確保の拡充といたしましては、蓄電池を活用することで、特に夜間時、停電時における可搬型照明設備等の利用拡充が可能となります。(4)環境教育といたしましては、対象施設に啓発物を掲示することや情報発信することにより、生徒をはじめ広く地球環境問題を学ぶきっかけとなります。(5)PPA活用の普及啓発でございますが、PPAとは、今回と同じですけれども、初期費用ゼロで太陽光発電設備等を設置する手法でございます。この仕組みは住宅等においても活用ができることから、区民、事業者等による再生可能エネルギー拡大の参考例として啓発を行ってまいります。

最後に、5の今後のスケジュールでございますが、内容は記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 ありがとうございます。これはぜひ進めていただきたいと思っております。ただ、これができるようになったのは、ここにあります蓄電池の寿命と能力の改善なのです。ただ、蓄電池自体は今はまだリチウムを中心としたものを使ったりとかという現状です。それは御承知のとおり希少鉱物でして、今後、持続的にそれが利用できるかどうかというのはまだ回答が出ておりません。それから、太陽光発電機自体も、これのリサイクルの手法というのはまだ確立をされていない技術だということです。これで環境問題が全て解決をしますというように区民に誤った概念が伝わらないように、その辺の文言等の御配慮はぜひお願いしたいと思っております。

○青木教育環境課長 今、委員から御指摘いただきました点も含めて、啓発を進めてまいりたいと思います。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ここで職員の入替えを行いますので、三分ほど休憩を取らせていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。

午前十時五十七分休憩

午前十一時再開

○渡部教育長 それでは、再開いたします。

(5)小学校における学校主事務の民間委託について、本件に関して、前島学校職員課長より説明をお願いします。

○前島学校職員課長 それでは、小学校における学校主事務の民間委託について御説明いたします。

まず、資料の1の主旨でございますが、いわゆる用務職となります学校主事務の業務につきまして、平成二十五年四月より中学校から順次民間委託を進めま

して、令和三年四月をもちまして全中学校の委託を完了したところでございます。つきましては、これまでの中学校における委託に関する業務の学校からの評価はおおむね良好との実績があり、二十三区でも七割強に当たる十七区で委託を実施しているなどの他自治体の状況を踏まえまして、行政執行体制のスリム化、事業の効率的執行の観点から、小学校の学校主事業務につきましても民間委託を進めるものでございます。

2の業務委託の範囲でございますが、学校主事の主な業務につきましては、記載の(1)から(6)に記載の業務を全部委託する予定でございます。例えば、学校主事業務の主な委託業務の中の(1)環境整備業務につきましては、学校敷地内外の清掃、樹木の剪定などが当たります。あと、(6)児童の安全・擁護に関する業務につきましては、登下校時の交通安全誘導や校外学習等への付き添いなどとなっております、多様な業務となっております。なお、(1)から(5)までの業務につきましては小・中学校とも共通でございますが、(6)の業務につきましては小学校特有の業務となっております、今回の小学校の委託につきましては、(1)から(6)全ての業務を一括して委託する予定でございます。

3の委託開始時期は来年の四月を予定していきまして、4の新たに民間委託の対象となる学校につきましては、記載の二校でございます。なお、記載してございますませんが、本件に係る一校当たりの経費はおおむね二百五十万円になります。

5の今後のスケジュールでございますが、今後、プロポーザル方式によりまして事業者選定を行いまして、一月下旬に委託事業者を決定し、引継ぎや事前研修等を実施の上、四月からの委託に備えてまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 中学校に比べると導入校が少ないというか、中学校は一回につき四、五校ずつぐらい順次入れていたと思うのですけれども、小学校は初めてですよね。そういう意味で、まず二校ということですか。今後の予定を教えてください。

○前島学校職員課長 今、御指摘のとおり、中学校につきましては、おおむね八年から九年程度かかりまして全校に委託したところで、御指摘のとおり、四、五校民間委託を進めておったのですが、初年度になりますので、取りあえず、今現状で学校主事が百二十八名おりますので、そちらの人数との見合いも含めて、その状況を見ながら進めていかなければいけないと思っております。ですので、具体的に全校どのようなスケジュールで行うのかというのは、今後はその状況を見ながら進めてまいりたいと思っております。

二校にしたのは、初年度ということもございますし、できるだけ小規模な学校をまず実施したいというところと、あと特に芦花小学校は中学校と合築で進めておりますので、その合築している実績があるので、そこを選ばせていただいたという状況がございます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(6)オンラインを活用した海外交流の実施について、本件に関して、塚本副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、オンラインを活用した海外交流の実施について御報告いたします。

1の主旨でございます。新型コロナウイルス感染症により、令和二年度、令和三年度の海外派遣が中止となっておりますので、試行的にオンラインを活用した海外交流を実施することで国際的な視野を広げ、国際社会に対応できる能力の基礎を培うことを狙いに、中学校二、三年生を対象に本事業を実施してまいります。

2の目的を御覧ください。海外の生徒等とのコミュニケーションを通じて、生徒が自分自身や世界のことを考えたり、自分の意見を伝えるために表現したりする力を育成することを目的としております。

3の事業概要です。(1)対象者は、区立中学校二、三年生になります。(2)対象人数は、二十人となります。(3)交流先については、姉妹都市の中で時差を考慮してオーストラリアとなります。(4)日時については、二月二十六日、二十七日の土日の午前十時から午後一時の各三時間で、生徒はタブレットでZoomにつなぎ、各家庭からの交流となります。また、三月五日土曜日には参加者を一つの場所に集めて事後学習を予定しております。(6)実施手法ですが、現地の家庭との事前の調整や当日の交流全般を業務委託で実施いたします。

4の内容でございます。一日目の二月二十六日には、家庭との交流の前に事前学習としてオーストラリアの地理や歴史、自然などや簡単な英会話について学ぶ時間を設けております。その後、生徒たちはオーストラリアの家庭とつながり、交流を深めてまいります。一グループ五人で四グループづくり、各グループごとにオーストラリアの一家庭と交流をしてまいります。生徒が英語を話すことを主体としておりますが、会話がスムーズに進められるよう、日本語と英語が可能なスタッフを配置し、適宜支援をしてまいります。

裏面を御覧ください。二日目も一日目と同じ家庭と交流し、将来の夢ややりたい職業についてなどの話を深めてまいります。また、事後学習につきましては、各班で交流した内容を皆で共有することでオンライン交流による学びの振り返りをしてまいります。

5、周知、公募方法です。十二月にチラシを中学校二、三年生に配付し、各自がメールにより個別で申込みをすることになります。また、多くの申込みが予想されますが、抽せんとさせていただきます。

6、その他ですが、今回の事業の効果等を検証し、来年度以降のオンライン

による海外との交流事業についての在り方を検討してまいります。

7、今後のスケジュールにつきましては記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「〔なし〕の声あり」

○渡部教育長 よろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

これから先は、時間の都合がありますので、説明はもう少しコンパクトにお願いいたします。書いてあることは読まなくても分かりますので、よろしくお願いたします。

それでは、(7)世田谷区教育・保育実践コンパス(案)の作成について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いいたします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 私からは、世田谷区教育・保育実践コンパス(案)の作成について御報告いたします。

まず、かがみ文を御覧ください。世田谷区では、世田谷区保育の質ガイドラインや世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンの策定など、様々な取組みを踏まえて乳幼児期における教育、保育のより一層の充実を目指しているところでございます。九月の本委員会にコンパスについての素案をお示しし、御意見をいただきました。その後、議会や乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会などにおいても御意見をいただいた上で、このたび案として取りまとめましたので、御報告をいたします。

2の内容についてですが、別紙1、A3判の資料を御覧ください。1の目的ですが、世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンと、それに基づく様々な取組みを行ってきたことを踏まえて、子どもたちが多様な個性を尊重したインクルーシブな教育、保育の考え方の下で、豊かな経験をしながら成長していくことが

できるよう、羅針盤としての役割を担うものとして、今回、教育・保育実践コンパスを策定いたしました。

2の対象については、区内の教育・保育関係者となります。

3の位置づけ・特徴についてでございますが、(1)で位置づけをイメージでお示ししております。(2)特徴ですが、乳幼児期の教育、保育に通底する理念を基本原則として明確化するとともに、各園において活用しやすいように、育みたい力や子どもの経験、計画や評価など実践のプロセスに応じた視点を明示しました。

4の具体的な活用のイメージについては後ほど御覧いただければと思います
が、最後の※のところに、保護者など一般の方向けのリーフレットについても今後作成することを予定しております。

5の構成と主な内容についてでございますが、この点については素案の段階と大きくは変えておりません。これについても後ほど御確認いただければと思います。

次に、別紙2で、主として素案から修正した点について御説明をしたいと思
います。まず、表紙でございますが、タイトルのコンパス、羅針盤のマークを
つけてございますが、こちらにつきましてはまだ検討中でございます。今回
はサンプルとしてお示しをさせていただいております。案が取れた段階では確
定したマークになる予定でございます。

表紙をめくっていただきまして、はじめにという章を設けております。この
部分は、今回、新たに加えた部分で、実践コンパスの作成の趣旨や経緯などを
記載しております。

続きまして、右に行きますと目次がございます。内容が確定した段階でペー
ジを記載します。

目次をめくっていただきますと、世田谷区教育・保育実践コンパスとはと題

しまして、コンパスの位置づけやイメージ図がともに記載されております。

次のページの教育・保育実践コンパスの構成と主な内容については、今回新しく加えた部分になります。どのようなことがこのコンパスに書かれているかを構成に沿って示しております。

ページをめくっていただきまして、1、私たちがめざす乳幼児期の教育・保育の基本ですが、この冒頭の囲みの部分も新しく加えた部分です。ここでは共有すべき教育、保育の基本として示した五項目について、なぜ大切なのかを説明してございます。

次のページに移っていただきまして、基本の各項目の説明の部分ですが、ここについて記載されている内容自体は大きく変えていません。ただし、素案では、各項目の前提となる内容について、最初のほうの丸の部分の文章として記載していましたが、今回の案では、各項目の前提となる内容であることが分かりやすいように破線で囲って示しております。また、こちらのページにもございますが、案の段階では、実践コンパスの各所に内容のイメージに合わせた子どもたちの写真を載せております。今後、案が取れる段階までに写真の配置や大きさについてさらに調整を進めるとともに、若干イラストなども入れていくことを予定しております。

内容については、その後、特に大きく変わっていないのですが、七ページまで進んでいただいてよろしいでしょうか。七ページ、コラム・発達の過程を捉える基本的な視点については、前回から大きな基本的な変更はございません。

さらに、二ページ進んでいただき、九ページの2、実践の視点(例)ですが、冒頭の囲みの部分で、この章の趣旨について説明しております。また、(1)大切にしたい子どもの経験では、教育、保育を実践するに当たって、いわばキーワードとなる部分について下線をつけて強調してございます。

さらに、ずっと進んでいただきまして、一七ページを御覧ください。ここで

は、乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会における議論の中で、公立、私立の幼稚園、保育所等の代表の皆様にお話しいただいた各園の実践事例について新たにコラムとして御紹介をしております。

また、ページをめくっていただき、(2)子どもの力を育む保育のプロセスとというのが一九ページにございますが、この部分については細かい文言修正のほか、さらに二一ページまで進んでいただきまして、二一ページの四つ目の丸のところに、インクルーシブな教育・保育を実践していく上で、より個別的で特別な配慮が必要な場合があることなどを追記しております。

最後に、二三ページに移っていただきまして、最後の丸の項目としまして、実践コンパスに示す乳幼児期の子どもの育ちに関する大切なポイントについて、家庭や地域への発信もしていくことを追記しております。実践コンパスの本文について、主な変更点について説明は以上でございます。

それでは最後に、かがみ文にお戻りいただきまして、今後のスケジュールについて御説明をいたします。この後、十二月に教育総合センターが開設された後に、一月以降、世田谷区教育・保育実践コンパスの共有化に向けた研修、説明会等を実施し、コンパスの配付を進めて現場への浸透を図っていくとともに、四月以降に実践コンパスに基づく研修等の実施や実践事例の収集等を行うていく予定です。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8)世田谷区立教育総合センターの開設について、本件に関して、北村新教育センター整備担当課長より説明をお願いします。

○北村新教育センター整備担当課長 それでは、教育総合センターの開設について御説明させていただきます。

1の主旨でございますが、教育総合センターにつきましては、これまで新築工事を進めてきましたが、このたび竣工いたしましたして開設するため、御報告させていただきます。

2の施設概要、3の施設の内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、別紙にフロアマップを添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

4の教育総合センター開設時間及び休館日でございます。内容は記載のとおりでございます。

裏面に行きまして、5、教育総合センター開設に向けた各事業のスケジュールについてでございます。こちらは別紙2をつけてございますので、御覧いただければと思います。こちらは重点取組み事業ごとに主な取組み項目のスケジュールを記載してございます。

かがみ文にお戻りください。6の落成式及び内覧会でございます。十二月五日日曜日午後一時から一時三十分に落成式、それから、落成式終了後、午後一時三十分から午後五時まで内覧会を予定してございます。教育委員の皆様にも御案内させていただいたとおりでございます。

7の開設イベントでございます。こちらは施設全体を利用した教育総合センター事業のPRイベントということで開催をいたします。令和四年一月二十二日土曜日午前九時から四時を予定してございます。

開催内容につきましては、記載のとおりでございます。また、新型コロナウイルスの感染状況により内容の見直しを行ってまいります。

8の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。な

お、現在の弦巻の教育センター内の教科書センター事業、視聴覚ライブラリー事業につきましては、移転に伴いまして十一月下旬より順次休止をさせていたできます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 よろしいですか。それでは、次に進みます。

(9)郷土資料館の改修工事に伴う休館について、本件に関して、谷澤生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 それでは、郷土資料館の改修工事に伴う休館について御報告させていただきます。

1の主旨でございます。郷土資料館は、本館が昭和三十九年竣工、築五十七年、新館が昭和六十一年竣工、築三十五年を経過しております。空気調和設備機器をはじめとした建物設備等が劣化したことから、施設の機能を確保し、安定的な運営を図るため、改修工事を実施いたします。これに伴い、郷土資料館は休館とさせていただきます。

2の休館期間は、令和四年四月から令和五年三月を予定しております。この令和四年度の大規模改修工事は、職員が執務を行いながら施工する、いわゆる居ながら工事を予定しております。休館期間中も郷土資料館所蔵資料の問合せ、また、代官屋敷のみとなりますが、社会見学の対応等も行います。

3の主な改修工事内容は、記載のとおりでございます。

4の概算経費ですが、四億四千九百七十二万円を予定しております。

5の工事期間は、令和四年五月から令和四年十二月末を予定しております。

6の周知方法ですが、区のホームページに掲載するほか、記載の方法で行わ

させていただきます。

7の今後のスケジュールは、記載のとおりでございます。工事の終了予定は令和四年十二月となっておりますが、今回、工事終了後に常設展示の大規模なリニューアル作業を行うことから、郷土資料館の再開を令和五年四月としております。

裏面には、参考に施設概要を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 よろしいですか。それでは、次に進みます。

(10)から(12)までの経堂図書館、烏山図書館及び下馬図書館指定管理者候補者の選定結果について、この三件について、會田中央図書館長より一括して説明をお願いいたします。

○會田中央図書館長 それでは、世田谷区立図書館の指定管理者候補者の選定結果について、一括して御説明させていただきます。

まず、経堂図書館の指定管理者候補者の選定結果でございます。資料を御覧ください。

1、主旨については、記載のとおりです。

2、施設名称及び指定管理者の候補者名等につきまして、経堂図書館におきましては、指定管理者候補者は株式会社図書館流通センターでございます。

3の指定期間については、五年間でございます。

4、選定方法等の(1)選定方法については記載のとおりです。

また、(2)で裏面につながってまいります。選定委員会の構成ということ

で、令和三年六月までの委員と、令和三年八月以降の委員ということで、メンバーを記載させていただいてございます。

(3) 選定委員会開催状況でございますが、こちらも記載のとおりでございます。

5、選定結果につきまして、図書館条例第六条第三項の審査基準に基づきまして、選定委員会において応募事業者から提出された事業計画書の審査、財務審査、そしてプレゼンテーション及びヒアリング等の結果を総合的に評価した結果、別紙の選定結果表も御覧いただければと思いますけれども、次期指定管理者の候補者ということで選定させていただいたところでございます。

ちなみに、別紙の裏面、二ページ目に総合評価ということで記載してございますが、合格基準点である配点合計の六〇%を超える六九・二%の点数を獲得しているというところで、候補者として選定いたしましたところです。

続きまして、かがみ文に戻っていただきまして、最後の三ページ、7、今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

続きまして、烏山図書館の指定管理者候補者の選定結果についてでございます。こちらにつきましては、現在、指定管理者候補者につきまして調整中でございますので、次回教育委員会で御報告をさせていただければと思います。

続きまして、下馬図書館の指定管理者候補者の選定結果でございます。

1、主旨につきましては記載のとおりです。

2、施設名称及び指定管理者の候補者名等でございますが、下馬図書館におきましては、世田谷TRC・東急コミュニティーグループ、代表事業者が株式会社図書館流通センターということで、共同事業体による、こちらということで選定をされました。

3、指定期間は、五年間でございます。

4、選定方法等につきまして、(1)選定方法は、記載のとおりでございます。

す。

(2) 選定委員会の構成につきましても、記載のとおりメンバーというところがございます。

裏面に参りまして、(3) 選定委員会開催状況でございますが、こちらについても記載のとおりでございます。

5、選定結果でございますが、別紙の選定結果表も併せて御覧いただければと思います。四団体の応募事業者がりましたが、審査結果の点数は別紙記載のとおりでございますけれども、選定委員会において、第二次審査対象団体を第一次審査の上位三団体とし、第二次審査等、総合的に評価いたしまして、配点合計のうち七〇・四％の点数を獲得した第一位の団体を次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

かがみ文に戻っていただきまして、二ページの6、選定理由でございますが、候補者団体は、近隣の大学や文化行政施設との具体的な連携強化、また、子ども関連事業における世代ごとの事業やマネジメント能力の高い館長の人選の提案など、また、代表事業者は豊富な実績とノウハウを有していること、また、構成事業者は、安全適正管理の詳細な計画など、施設維持管理に関する提案が評価されたところでございます。

7、今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりです。

なお、参考資料1として選定委員会の会議録要旨を、また、参考資料2といまして、選定した指定管理者候補者の事業計画書を添付してございますので、後ほど確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 よろしいですか。それでは、次に進みます。

(13) 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、御説明いたします。

1、宿泊行事等の再開についてです。十月一日以降、宿泊行事等を再開しており、記載のと通りの学校数で宿泊行事等を進めております。

2、抗原定性検査のさらなる活用についてです。(1) 随時検査の補完における抗原定性検査キット配付の対象事由の拡大です。①として、対象事由ですが、ア、感染者または感染疑いのある方に接触した可能性が高く、感染の不安がある場合。例えば、感染者の濃厚接触者と同居、または長時間の接触があったなどを想定しています。イ、軽い倦怠感や喉の痛みなど、体調が気になる場合です。②対象者ですが、社会的検査対象となる幼稚園、小・中学校、新BOP等の職員です。

(2) 幼稚園等施設利用者の家庭内感染対策を目的とした抗原定性検査キットの配付です。第五波では、ワクチン接種の対象外となる幼稚園等の子どもも関連施設の感染が多く見られたことから、マスクの着用が難しく、職員と子ども間のソーシャルディスタンスが取りづらい幼稚園等では感染拡大が懸念される、また、感染経路は家庭内感染が多いことから、家庭から施設への感染を予防する目的として、幼稚園等の利用者に対し簡易キットを配付いたします。①対象者で、記載のとおりです。②実施方法ですが、対象施設へ利用者の世帯に対して簡易キットを一律二個配付いたします。

(3) 抗原定性検査の継続についてです。現在、実施期間を令和三年十二月までとしている随時検査の補完及び小・中学校等における校外活動等を支援するための抗原定性検査について、(1)、(2)の対策の実施を踏まえ、令和四年三月

まで継続いたします。

(4) スケジュールでございます。十一月に第四回区議会定例会へ補正予算案提案予定でございます。

(5) 抗原定性検査の使用実績、(6) 抗原定性検査による陽性判明数は、記載のとおりです。

3、区立小中学校での感染発生状況（直近三か月の推移）は、記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (14) その他の連絡事項等はないませんか。

本日は資料配付が三件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は、十一月十八日木曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第二十回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時三十分閉会

令和三年第二十一回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年十一月十八日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前九時三十分開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第二十一回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

今回は時間を早めて、九時三十分より開会させていただきます。

まず、次第の1、令和三年第二十回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。亀田委員と中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案四件と事務局からの報告が五件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一と日程第二、日程第三を併せて上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第三十八号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第二 議案第三十九号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第三 議案第四十号 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第三十八号と議案第三十九号、議案第四十号の三件につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いします。

○粟井教育監 それでは、議案第二十八号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第三十九号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び議案第四

十号、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について、一括して御説明申し上げます。

本件規則案の要旨は、令和三年十二月一日より区立幼稚園に人事庶務システムを導入するに当たり、必要な文言の修正を行うものでございます。なお、文言は既にシステム導入している区長部局の規則に倣ったものとなっております。

改正内容の詳細につきましては、各第三十八号、第三十九号、第四十号の新旧対照表のとおりになりますが、例えば、議案第三十八号の新旧対照表を御覧いただければと思います。四分の一と記載されているものでございます。その中では、これまで紙様式で行っていたものをシステムにより行うといった文言に修正しているものでございます。

このほか、第三十九号、第四十号につきましては、一部の押印欄のある様式の押印欄を削除するという改正内容でございます。

なお、施行日でございますが、システム導入に合わせて令和三年十二月一日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十八号と議案第三十九号、議案第四十号の三件につきまして、一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第三十八号と議案第三十九号、議案第四十号の三件を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第三十八号から第四十号の三件を原案どおり承認することといたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第四 議案第四十一号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立図書館の指定管理者の指定）

○渡部教育長 議案第四十一号につきまして、内田生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○内田生涯学習部長 それでは、議案第四十一号について御説明いたします。本案は、世田谷区立図書館の指定管理者の指定につきまして、令和三年第四回世田谷区議会定例会への上程に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められたため、提案するものでございます。

魅力ある図書館づくりに向けての図書館サービスの充実として、世田谷区立烏山図書館、下馬図書館、経堂図書館に指定管理者制度の適用を図るため、烏山図書館には、指定管理者候補者である株式会社ヴィアックスを、下馬図書館には、指定管理者候補者である世田谷TRC・東急コミュニティーグループを、経堂図書館には、指定管理者候補者である株式会社図書館流通センターをそれぞれ指定管理者として指定するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第四十一号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立図書館の指定管理者の指定）について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1) (仮称) 世田谷区未来つながるプラン (案) の検討状況について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 それでは、(仮称) 世田谷区未来つながるプラン (案) の検討状況について御報告いたします。

かがみ文の3、素案からの主な変更点を御説明いたします。一つ目は、東京二〇二〇大会が終了したことから、そのレガシーとして「共生のまち世田谷」について、記載の冊子のページに加筆しております。

次に、第二章についてですが、まず社会状況の変化、将来人口推計から見える課題・展望について、区の認識など、それぞれ記載の冊子のページに内容の加筆しております。また、次期基本計画に向けての項目では、マッチング、参加と協働の取組みについて、より分かりやすく整理し、DXの推進も踏まえ、記載の冊子のページに加筆しております。

冊子の二九ページをお開きください。二九ページ、第三章、四つの政策の柱に基づく取組みの政策の柱三つ目、子ども若者の学びと育ちの支援として記載がございます。

次に、三七ページをお開きください。施策の一覧になります。四つの政策の柱に基づく個別の施策として、四つの政策に基づき次の基本計画につなげてい

くため、選択と集中を図るとともに、目指す姿をより明確化するため、統合できるものは極力一つの施策としてまとめ、施策を位置づけております。三七ページには、教育関係の施策として、施策番号11、知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造、それから14、ICT基盤を活用した新たな教育の推進、15、教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進がございます。

次に、SDGsについてです。この間、様々な御議論をいただきましたので、改めて整理したものです。冊子の三三ページを御覧ください。四つの柱について、新たに四葉のクローバーの形を用い、区独自にSDGsとの関連性を整理いたしました。クローバーの下に、5、10、16を置き、人権の尊重とジェンダー主流化の視点を持ちながら、真ん中に17を配置し、参加と協働により経済、社会、環境の側面から取り組むことで、ウェルビーイングの向上を図り、「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現を目指すものです。

次に、三八ページを御覧ください。四つの政策の柱に基づく取組みとして、施策ごとに、施策を構成する事業の方向性、実現に向けた取組みの項目名、現況値、成果指標の指標名と現況値、また、右上に該当するSDGsのゴールの項目を追加しております。斜線となっている事業費、年次計画、成果指標の目標値については、案の段階で告示してまいります。

続いて、八〇ページを御覧ください。DXの推進について、実現に向けた取組みとして一覧で掲載しておりますが、この後、DXの推進については、国や都の動向、地域行政制度の条例及び推進計画策定、次期情報化事業計画などとも整合を図ってまいります。

続いて、八八ページを御覧ください。行政経営改革十の視点に基づく取組みとして、取組みごとに、項目名とその内容、年度別計画の項目と現況を追加しております。斜線となっている年次計画、効果額については、案の段階で告示

しましてまいります。

一二七ページを御覧ください。外郭団体の見直しについて、十一の外郭団体ごとに、改革方針に基づく取組みとその方向性、実現に向けた取組みの項目を追加しております。斜線となっている年次計画については、案の段階で告示してまいります。

次に、一四四ページを御覧ください。公共施設等総合管理計画に基づく取組みとして、建物の施設類型ごとの主な取組みとして、取組み項目名と施設名、都市基盤に関する取組みとして、取組み方針と取組み項目を追加しております。斜線となっている年次計画などについては、案の段階で告示してまいります。

かがみ文にお戻りください。4、パブリックコメントの実施状況ですが、百五十九人の方から計二百十件の御意見をいただきました。パブリックコメントでいただいた御意見や区の見解につきましては、案の報告の際に併せて御報告させていただきます。

次に、5の今後のスケジュールについてです。今後の予算編成と並行いたしました、具体的な年次計画や成果指標の目標値、事業費などを整理し、計画案を改めて御報告させていただきます、年度内の策定を目指してまいります。

最後に、6の次期基本計画の策定についてです。令和六年度を初年度とする次期基本計画の策定に向けて、新たに専門家などで構成する審議会を設置する方向で検討を進めております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)ほっとスクールにおける運営評価の実施結果について、本件に関して、粟井教育監より説明をお願いいたします。

○粟井教育監 それでは、ほっとスクールにおける運営評価の実施結果について、御説明を申し上げます。

まず、資料を御覧いただければと思います。主旨でございます。本件は、ほっとスクールにおける民間の評価機関による調査、分析及び教育支援センター（ほっとスクール）運営評価委員会による運営評価の結果がまとまったので報告するということと、評価結果を踏まえたほっとスクールにおける今後の取組みの方向性について報告をさせていただきます。

次に、2の民間の評価機関（第三者評価）による調査・分析結果でございます。資料別紙1―1の第三者評価業務委託報告書（概要版）を御覧いただければと思います。こちらで結果の概要を御説明申し上げます。この第三者評価につきましては、表紙記載の総合システム研究所株式会社への委託により実施しております。保護者と通室生へのアンケート調査、施設への訪問調査により客観的な分析と評価による検証を行っております。

報告書の一ページを御覧いただければと思います。こちらには、その目的と利用者調査の状況について記載しております。

二ページ、三ページ目には、アンケート調査の結果が三施設を比較する形で掲載されておりますので、詳細は後ほど御確認いただければと思います。

四ページ、五ページをお開きいただきますと、アンケート調査、訪問調査の結果を踏まえた評価結果をA、B、Cの三段階で記載しているところがございます。いずれの施設も多くがAとなっておりまして、適切に運営しているとの評価をいただいておりますが、特筆すべき点といたしましては、五ページになりますが、三―4の25の学習支援につきましては、ほっと

スクール「尾山台」で学習計画を作成していないため、Cとなっているところ
でございます。この点につきましては、施設に対して改善指示を行っている
ところでございます。

六ページ以降を御覧いただければと思います。六ページから九ページにかけ
ましては総評が記載されているところでございます。こちらにつきまして
は、項目ごとに評価点や改善点などが記載されているところでございます。後
ほど運営委員会による評価の部分で、これらの内容も踏まえた全体講評の結果
を御説明申し上げますので、こちらのページにつきましては、後ほど詳細を御
確認いただければと思います。

最後の九ページ、5の行政コストでございます。九ページのやや上段のほう
になりますが、こちらは令和元年度の行政コストを通室生の延べ出席者数で割
り返し、一人当たりの行政コストを算出したものでございます。一人当たりの
行政コストは希望丘が最も小さくなっておりまして、費用面から見ても、民間
活用によって効率的に運営されているとの結果が得られているところでござい
ます。

これらを踏まえて、6に、民間委託の導入効果についての評価が記載さ
れておりますが、民間導入の効果として大きく二点が挙げられているところで
ございます。一点目は、現場でのボランティア経験を経たスタッフの雇用、法
人本部からの人員派遣などにより臨機応変な人員体制を組むことができている
点。もう一点は、法人が運営する他の支援施設等における実績や事例を応用す
るということで多角的な運営や多様なプログラムを展開できる点、以上により
まして、民間導入の効果が得られているとの評価をいただいているところでご
ざいまして、以上が民間評価機関による評価結果でございます。

それでは次に、教育支援センター（ほつとスクール）運営評価委員会による
評価でございます。資料は、別紙2の評価結果報告書を御覧いただければと思

います。一ページ、二ページ目に運営評価の概要と運営評価の方法を記載して
ございます。一ページの上段になりますけれども、運営評価委員会による評価
につきましては、民間評価機関では十分に評価し切れない居場所機能の部分で
あったり、学習支援機能であったり、社会適応支援機能といった支援機能を中
心に評価を行い、ほっとスクールにおける民間委託制度の導入効果のほか、各
施設における運営体制や支援の状況を比較検証し、運営評価の総括を行ってい
るところでございます。

評価方法といたしましては、二ページに記載してありますとおり、施設への
訪問調査やヒアリング調査によって実施し、第三者評価の結果も参考にしなが
ら、委員の協議によりまして、評価結果及び全体講評を取りまとめたところで
ございます。記載の構成員や評価項目につきましては、御確認をいただければ
と思います。

同じ二ページの下段の3、運営評価の結果でございます。資料は別添のお
りになります。A3の資料が別添1―1、1―2、1―3と三枚ございますけ
れども、施設別で、こちらは各項目の評価や評価点、改善点を記載していると
ころでございます。例えば1―2の尾山台の評価でございますけれども、先ほ
どの第三者評価と同様、学習支援についての評価、(2)学習支援機能の設問②
のところでございますが、こちらがC評価となっているところがございます
が、それ以外につきましては、いずれの施設もAもしくはBとなっており、全
体の総評におきましては、城山がA、尾山台、希望丘についてはBと、いずれ
の施設も適切に運営しているとの評価をいただいたところでございます。

これらの結果及び第三者評価の結果を踏まえた全体講評が、別紙2の三ペー
ジ、四ページにございますので、戻ります。まず、三ページ上段の全体講評に
おきましては、各施設おおむね適切に運営されているとの評価をいただいてお
りますけれども、ほっとスクール「希望丘」につきましては、運営法人の支援

の下、柔軟な人員体制を組みながら、法人として培ってきたノウハウや人的ネットワークを活用し、区直営施設とは異なる多様で自由度の高い活動を展開し、居場所支援としての機能を発揮しているとの評価をいただいているところでございます。

同じページの下段の方のほととスクール全体の運営の質の向上につきまして、委員会より幾つか改善すべき課題についての意見をいただいております。支援面につきましては、まず、いずれの施設においても児童・生徒に寄り添った支援を行っているが、一人ひとりの状態に応じ、見通しをもって計画的に支援を行い、その取組みを評価、見直しを行っていく仕組みづくりの必要性についての意見をいただいたところでございます。また、運営面では、スタッフの資質と専門性の向上に関して、区直営施設においては民間委託施設に比べ研修の実施回数が少ないということ、施設の内外を含め、研修の機会や内容の充実を図る必要があるとの意見をいただいたところでございます。

一方、民間委託施設につきましては、運営法人の支援の下、多彩な研修を実施しておりますが、その運営は法人に委ねられているところが多いため、区の委託事業としての運営の質や安全面等を確保する観点から、スタッフの資質も含め、区におけるチェック機能の在り方について検討していく必要があるというところについても触れられているところでございます。

四ページになりますが、不登校児童・生徒数が年々増加していることも踏まえ、定員の拡充や新たな施設の整備など、受入れ体制の強化についても触れられているところでございます。

次に、民間導入の効果につきましては、先ほどの希望丘に関する講評のとおりでございますが、民間事業者ならではの多様で柔軟な自由度の高い活動を展開しております。この間の利用希望者の多さからも分かるように、これまで支援につながらなかった児童・生徒の新たな居場所の提供という役割を果たし

ており、民間活力の導入によって不登校支援策の充実につながっているとの評価をいただいたところでございます。また、費用面におきましても、第三者評価の結果のとおりでございますが、延べ通室生一人当たりの行政コストは希望丘が最も小さく、効率的に運営されているということで、費用面から見ても民間導入の効果はあったとの評価をいただいております。

一方で、課題もいただいているところでございまして、区直営施設と民間委託施設の交流や連携の機会が少なかったことから、お互いのノウハウを共有し、相互に運営の質を高める取組みが不十分との意見をいただいたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、運営評価委員会では、直営施設においても学校や教育委員会との連携を密にし、学習支援や進路相談の充実を図るといった直営としての強みを生かした運営を行っておりますが、直営施設としても、児童・生徒や保護者のニーズを満たす役割というものがありますので、今後、区直営と民間委託による連携をさらに充実し、相互に連携や交流を強化し、ノウハウを共有することで、ほっとスクール全体の運営の質の向上を図りながら多様なニーズに応えられる運営を図っていく必要があるとの意見をいただいたところでございます。

以上が運営評価委員会における評価結果と講評となっておりますところでございます。

また冒頭一枚紙にお戻りいただければと思います。今後の取組みといたしまして、民間評価の結果、また、その内容を踏まえた運営評価委員会での全体講評の意見より、民間導入の効果のほか、区直営における運営の有効性も認められたことから、今後のほっとスクールの運営については、記載の(1)、(2)のとおり取り組んでまいりたいと思います。まず、(1)の希望丘の民間委託による運営でございます。先ほど申し上げたとおり、運営面、費用面のいずれにお

いても民間導入の効果があつたことから、今後も民間委託による運営を継続し、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定してまいります。(2)のほっとスクールの運営の質の向上に向けた取り組みでございますが、運営評価委員会での評価や意見を踏まえ、ほっとスクールの運営の質の向上に向けて、ここに記載されております①から⑤の、支援内容を定期的に評価、見直しを行う仕組みの構築や、研修の機会、内容の充実、民間委託施設における運営面や安全面の質の確保に向けた区におけるチェック機能の在り方の検討など、記載の五つの取組みを進めてまいりたいと思っております。

今回の評価結果を受け、この取組みを現在策定中の不登校支援アクションプランやプロポーザル実施要項に盛り込み、推進してまいりたいと思っております。

最後に、これらの評価結果を受け、ほっとスクール「希望丘」の事業者選定に関する今後のスケジュールでございます。5のとおりでございますけれども、十一月中旬から下旬頃にプロポーザルの公告を行い、来年一月に選定委員会を開催し、事業者を選定してまいります。選定結果につきましては、二月の委員会で報告予定でございます。なお、プロポーザルの実施に当たりましては、現在の希望丘の利用者に対して不安が生じないよう丁寧に周知を図ってまいりたいと思っております。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。

二点ありまして、一点目は、ほっとスクールで学習計画とその確認を行うということなので、この学習成果の確認結果を学校と共有して学校の成績評価に反映してもらってはどうかと考えます。その際、成績評価を行うという場合には、ほっとスクールのスタッフの負担にならないように、また、お子さんや保

護者の意思の尊重が必要と考えますが、この点を検討してはどうかと思いません。

二点目は、関連して、ほっとスクールの話ではないのですけれども、成績評価の話をしましたので、前に不登校のお子さんの成績評価の事例の報告をお願いしているかと思うのですが、これは年内には御報告いただけるという理解でよろしいでしょうか。

○粟井教育監 現在、御指摘を二点いただいたところでございます。やはり学校とのつなぎ、それから成績評価の在り方については非常に重要な視点だと思っております。学校と丁寧に連携を図れるように対応を取ってまいりたいと思っております。

それから、不登校の事例の件でございますけれども、担当のほうにお伝え申し上げまして、可及的速やかに御報告できるように対応してまいりたいと思っております。

○渡部教育長 ほかほかございませんでしょうか。それでは、次に進みます。

(3)第二次世田谷区不登校支援アクションプランの検討状況について、本件に関して、粟井教育監より説明をお願いします。

○粟井教育監 それでは、第二次世田谷区不登校支援アクションプランの検討状況について御報告をいたします。

資料は、報告資料と計画の概要版と本編という三部から成ります。まず、報告資料、一枚紙でございますが、まず主旨でございます。本件は、不登校支援策のさらなる充実に向けて、令和四年度からの二年間にわたる具体的な行動計画を定めた第二次世田谷区不登校支援アクションプランの策定に向けた検討状況を報告するものでございます。

2の計画素案の内容につきましては、二ページ以降の概要版でまた説明をさせていただきますので、概要版を御覧いただければと思います。A3の大きな

紙になってございます。本計画は、全体五章で構成されておりまして、各章の概要を二ページにわたって記載しているところでございます。

この内容につきまして順次説明させていただきます。まず第一章では、第二次世田谷区不登校支援アクションプランの位置づけ、計画期間について記載しているところでございます。主旨のところでも申し上げましたが、この計画は、不登校支援の拠点となる教育総合センターの機能を発揮しながら、社会情勢や教育環境の変化にも対応した不登校支援策充実に向け、令和四年度から二年間の具体的な行動計画を定めたものでございます。

次に、下の左側、第二章になります。こちらでは世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く環境と分析を記載しております。上段には、不登校児童・生徒数の推移等を記載しております。グラフにございますとおり、区における不登校児童・生徒数は年々増加しているところでございまして、令和二年度末では、小学校三百九十二人、中学校五百七十六人、合計九百六十八人となっております。現アクションプランの策定年度であります平成三十年度に比べましても、小学校で一・二六倍、中学校で一・一二倍となっているところでございます。

また、出現率で見ても全国に比べ高い水準で推移しているところでございます。このようなことから、今後の課題としては、新たな不登校を生み出さないための取り組みが必要となっているところでございます。また、中学校進学時に不登校となる生徒が多いという認識でございますので、小・中学校間の引継ぎや連携の強化が求められるところでございます。

続きまして、その下の相談機関等において、相談や指導を受けていない不登校児童・生徒の割合でございます。下の四角に記載のとおりでございますが、小・中学校ともに約七割の児童・生徒がスクールカウンセラーや養護教諭などによる相談や指導を受けているところでございますが、このグラフにございますとおり、小学校で一六・一％、中学校で二二・〇％の児童・生徒が支援を受

けていない状況でございます。そのため、学校内外の相談体制を強化して早期に支援につなげていく体制、また、一人ひとりの状況に即した支援につなげるため、多様な相談支援や学習支援、居場所の確保の必要性がございます。本編には、この二つ以外にも、区における不登校児童・生徒の現状と課題分析を記載してございますので、詳細は後ほど御確認いただければと思います。

次に、右側の第三章では、現アクションプランの主な取り組み成果と課題を記載しているところでございます。現在のアクションプランは、一から三にありますとおり、児童・生徒に対する直接的な支援、環境の整備、保護者・家庭への支援の三つの項目に基づいて支援を行っているところでございます。それぞれの主な取り組み成果は記載のとおりでございます。また、各取り組みの下には、先ほどの第二章の現状と分析の結果を踏まえまして、支援策のさらなる充実に向けて、今後取り組むべき課題についても記載させていただいており、その内容につきましては第五章の部分で御説明申し上げますので、後ほど御確認をいただければと思います。

裏面を御覧いただければと思います。第四章では、本計画における支援の基本的な考え方を記載しているところでございます。まず、1の不登校児童・生徒支援の基本的な考え方につきましては、現アクションプランの考え方を継承し、登校だけを目標とすることなく、社会的な自立につながる支援を行っていくということを次期計画においても基本的な考え方としております。次に、2の不登校児童・生徒への支援の方向性でございますが、不登校児童・生徒数が増加傾向にあること、相談や支援につながっていない児童・生徒がいるという現状を踏まえまして、児童・生徒の状況や状態に応じた支援を行っていくため、記載の三点を次期における支援の方向性に掲げております。

一点目は、魅力ある学校づくりでございます。自己肯定感を高めることができる魅力ある学校づくりを進めていきたいと思っております。二点目は、早期

支援でございます。一人ひとりの変化に気づき、早期に組織的、継続的な支援につなげてまいります。三点目が長期化への対応でございます。多様な学びの場や居場所の充実を図り、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行ってまいりますと思います。

次に、3の教育総合センターにおける不登校支援の推進でございます。本計画の取組みを推進するに当たりましては、教育総合センターにおける機能を發揮しながら、不登校支援の中核的機能を果たしていくとともに、政策研究部門と連携した教育課題の研究も実施し、児童・生徒、保護者のみならず、学校や教員等に対する支援も含め、不登校支援施策の総合的な充実、推進に取り組んでまいります。

次に、4の第二次不登校支援アクションプランの目標でございます。次期計画における目標は、先ほど二章でお示した現状を踏まえまして二点を掲げているところでございます。一点目は、不登校児童・生徒の出現率の改善でございます。そして、二点目が支援機関等での相談、指導を受けていない不登校児童・生徒の割合の改善でございます。方向性でお示した魅力ある学校づくり、早期支援、長期化への対応を進め、この二つの目標達成に向けて取り組んでまいります。

最後に、第五章におきまして、次期計画における施策の取組みを掲載しております。左側の体系図にございますとおり、三つの方向性を大項目に掲げております。魅力ある学校づくりでは、一人一人を大切にす教育、児童・生徒への理解の深化について、それぞれ取組みを記載させていただいているところでございます。主な内容といたしましては、右側にありますとおり、一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動の充実や、不登校の現状理解及び校内の情報共有に取り組んでまいります。早期支援におきましては、個に応じた組織的・継続的支援、学校内外における相談・支援体制の充実について取組みを

記載しております。内容といたしましては、不登校対応ガイドラインの作成・運用、教育総合センターにおける総合的な教育相談の拠点づくりや専門チームによる学校支援の強化に取り組んでまいります。そして、長期化への対応につきましましては、多様な教育機会と居場所の確保、家庭・保護者への支援について、それぞれ取組みを記載しております。主な内容といたしましては、運営評価の結果も踏まえたほつとスクールの充実、ICTを活用した学習支援や居場所の検討、不登校特例校の運営、保健福祉等の関係機関との連携強化に取り組んでまいります。各施策の具体的な取組みにつきましては、後ほど本編より御確認をいただければと思います。

以上が第二次世田谷区不登校支援アクションプランの素案の概要でございます。

最初のペーパーにお戻りいただければと思います。3の計画の検討体制でございますが、この計画の検討に当たりましては、区立小・中学校校長会、学識経験者等による検討委員会を設置し、これまでに二回実施したところでございます。今後も検討委員会を継続し、第二次教育ビジョン・調整計画のパブリックコメントの内容なども踏まえながら案を取りまとめまいります。

今後のスケジュールにつきましては、4のとおりでございますが、一月の本委員会以案について報告をし、三月に策定とする予定でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 まず、これまでの不登校対策という用語ではなくて、不登校支援という用語に変更いただいたことにお礼を申し上げます。

まず前提として、そもそもこのアクションプランが必要なのかどうかというのがあるのですけれども、調整計画と内容がほぼ共通なのであれば、調整計画に盛り込んだほうがむしろ一元化できてシンプルではないかなというのが前提

とさせていただきます。今回はこれでいいとしても、今後のこととして御検討いただければと思います。

総論と各論があるのですけれども、総論として、全体として、ここに記載されているのが、不登校のお子さんを支援することでお子さんの側に変化を求めるといった内容が主な内容になっているというのが印象です。もちろん学力の課題とか、福祉的な課題とか、個別の課題があれば支援が必要なのですけれども、むしろ学校側が変わっていくことが必要ではないかと考えます。そういう趣旨で、さつきも御説明があった考え方として、不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行うというのが素案の二六ページの枠の中で囲ってありますけれども、それと並列する形で多様化と選択という内容を記載いただければありがたいと思います。社会的な自立につながる支援というのは全国的な考え方ですので、世田谷ならではの考え方が求められるのではないかなど。その趣旨は、学校での学習、そして学校外での学習、それぞれに多様な選択肢を用意してお子さんが選択できるようにすることが重要という趣旨です。特に学校での学習については、この素案の三一ページから三四ページに魅力ある学校づくりという記載がありますが、そこで、お子さんの心とか児童・生徒の理解とといった記載が主になっていますけれども、学習環境として、学校での学習を多様化するという記載がもっと必要ではないかと考えます。

総論のもう一つ目は、二六ページの一行目で、登校できない状況だけを捉えて問題行動として対応するのではなくとあって、社会的に自立というのを掲げています。にもかかわらず、二八ページのアクションプランの目標では出現率の改善を掲げているのですけれども、二六ページの記載とやや矛盾するのではないかなど。二六ページの考え方からすると、お子さんへの支援が本当に社会的な自立につながっているのかどうか、そこそむしろ重要な目標ではないかと考えます。

各論として、五点簡潔に申し上げます。一つは、具体的な話で、三三ページで、不登校の兆しを把握するためのチェックリストの作成とありますが、この点、不登校は結果であつて、課題ではないと考えます。なので、もしチェックリストというのであれば、例えば学習意欲を確認するとか、友人関係とか、養育環境とか、そうした気になるお子さんのチェックリストということではないかなど。すなわち不登校という枠ではなくて、全てのお子さんを対象に今申し上げたようなそれぞれの課題を確認するというほうがむしろ適切ではないかと思ひます。

あと三点は、これまで調整計画や点検評価で申し上げたことと同じ趣旨で、「ほっとルーム」の全中学校への配置ですとか、不登校保護者のつどいの学校単位での開催、あと、ほっとスクールにおける学習コンテンツの整備について記載をいただければと願ひします。

最後に、五点目なのですけれども、不登校の児童・生徒の成績評価について、四二ページでは、令和四年度、令和五年度で、成績評価について「整理・検討」となつていますけれども、昨年度、既にガイドラインを作つていただいたとお聞きしていますので、「整理、検討」ではなくて全学校への普及ではないかと思ひます。

以上、総論と各論を申し上げましたので、御検討をよろしく願ひいたします。

○粟井教育監 このアクションプランにつきましては、現状、コロナ禍におきましても、全国的に不登校となつている子どもの数の増加、いじめや暴力行為そのものは減つてきているのですが、不登校自体は増加の傾向にあるというところから具体的な取組みが必要だと思つておりまして、今回あえてアクションプランというものを作成させていただきました。今後は、不登校の状況とか子どもの様子や社会的背景なども踏まえまして、その在り方について、よく検討し

てまいりたいと思います。

それから、内容についてもいろいろと御指導いただきました。例えば、不登校の兆しを把握するためのチェックリストというところは、亀田委員の御意向と私どもも同じでございまして、やはり子どもの変容というものをよく丁寧に見ていくということが大事だと思っております。厳しいチェックリストというよりは、やはり子どもの様子を見取るためのチェックリストという位置づけで対応してまいりたいと思っておりますので、その辺の書きぶりなどは丁寧にさせていただきたいと思っております。

また、多様化と選択という言葉もございます。子どもが不登校であることが問題ではなくて、社会的なつながりというものをもつと大事にしていかなければならない。そのためには、いろいろな選択肢があって、子どもを迎える受け皿といえますか、そこが大事になってくると思っておりますので、多様化と選択という考え方については私どもも同じような認識を持っておりますので、適宜対応させていただきたいと思っております。

それから、「ほっとルーム」につきましては、中間的な居場所の確保ということで、四二ページの上段のほうに、子どももほっとスクールに通室することに心理的なハードルを高く感じている、この辺のところでございますが、中間的な居場所の確保というところにつきましてはしっかりと対応できるように、新たな居場所というものの設置について、私どももよく考えてまいりたいと思えますし、各学校の実態に合わせて設置ができるように進めていきたいと思っております。

また、進路説明会、進路相談会の充実とか保護者のつどいの充実につきましては、四四ページに記載させていただいております。実際に今回も十一月六日だったと思いますが、進路説明会を開かせていただきました。保護者の関心や子ども御本人の関心、それから悩みなども今回初めてうかがい知ることができ

ました。この取組みにつきましては、また今後ともしっかりと継続をしてまいりたいと思っておりますし、進路説明会や進路相談会を開いた意義はすごく感じたとところでございますので、さらなる機会の充実を図っていけるようにしてまいりたいと思っております。

そのほかにもいろいろと御指導いただきましたけれども、よく検討させていただきますまして、これはまだ素案でございますので、案に向けて作業を進めてまいりたいと思っております。

○亀田委員 御回答ありがとうございます。趣旨を御理解いただきましたまして、ありがとうございます。

二点だけ、今の御回答について、四二ページの中間的な居場所が、今の表記ですと、教育総合センター内に設置すると書いてありますので、私が申し上げたのは、学校の中での「ほっとルーム」のことですので、その点、御検討いただければと思います。

同じく四四ページの保護者のつどいも、実施地域や開催場所ということで、ここは書いていないのですけれども、趣旨としては、学校の中でそうした集いをするのでむしろ参加しやすい保護者もいるのではないかと、それが全てではないのですけれども、学校の中で開催するという点についても進めていただければ、それこそ参加する選択肢が増えるかと思っておりますので、御検討をよろしくお願いいたします。

○粟井教育監 今、御指導いただきました点につきまして前向きに検討させていただきますと思います。ありがとうございます。

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取り組みについて、本件に関して、谷澤生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 私からは、新BOP事業の喫緊の課題解

決に向けた取り組みについて、御報告をいたします。

まず、1の主旨でございますが、令和二年度の新BOP事業のあり方検討委員会報告書で示されました課題の解決に向けた取り組み方針案といたしまして、民間の放課後児童健全育成事業を一部活用する等の見直し、また、学校内における活動場所のさらなる確保、さらに、放課後を安心して過ごせる規模への適正化等について検討の必要性が示されました。その内容の抜粋は別紙1におつけしておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

ちなみに、ここで言います放課後児童健全育成事業でございますが、児童福祉法に基づきまして、設備面の確保、運営を行うもので、区内には現在二か所ございます。それ以外のいわゆる法に基づかない民間学童は対象と考えておりません。

そして、今年度、庁内検討を進めまして、喫緊の課題といたしまして、三点整理いたしました。そちらにつきましては、2の現状と課題というところで記載をさせていただいておりますが、まず一つに、新BOP事業の活動場所の狭隘化、そして、新BOP学童クラブの大規模化及び子どもと保護者の多様化するニーズへの対応という三点でございます。

そして、二ページでございますが、三点につきまして、3、新たな施策の方向性でございます。まず、(1)狭隘化については、狭隘化する新BOP学童クラブへの対応といたしまして、学校教育に支障のない範囲で新たに放課後の普通教室、二教室分を新BOP学童クラブの専用区画として活用できるよう進めてまいります。そして、(2)大規模化についてですが、サービスの質を維持するためには、現状の学校内新BOP学童クラブだけの取組みでは大規模化の解消は困難でありますので、大規模化している新BOP学童クラブの近隣に民間の放課後児童健全育成事業を誘導、確保いたします。そして、(3)の子どもと保護者の多様化するニーズへの対応といたしまして、民間の放課後児童健全育

成事業を活用し、適切な利用料による時間延長ニーズにも対応いたします。その他、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、独自サービスの提供を可能といたします。

そして、4、民間事業者の活用についての具体的な方策案ということで何点か挙げさせていただいております。主な点といたしまして、まず、(1)の①誘導・確保の考え方でございます。学童クラブの登録児童数二百人程度、またはそれを超える大規模化した新BOP学童クラブの周辺を優先的に対象として、確保状況を勘案した上で、順次、登録者数百二十人を超える新BOP学童クラブ周辺を対象を広げてまいります。

そして、三ページになりますが、④誘導・確保する民間の放課後児童健全育成事業の利用料ということで、新BOP学童クラブと同等のサービスを利用する範囲についての利用料は、新BOP学童クラブの利用料の減免についても同様とまいります。

そして、経費についてでございますが、四ページのところに概算経費を記載させていただいております。まず、(1)運営経費補助ということで、こちらの記載は令和四年度に係る分ですが、枠で二つ囲ったものがあると思うのですが、上の枠で囲った部分が二か所、これは二か所の年間の補助額を記載したものです。(1)で補助額が六千万円ほどとなっております。その六千万円ほどのうち、(3)に記載がありますが、区負担額が三千四百五十七万六千円というのが二か所整備した場合の年間の補助負担額でございます。

そして、五ページの(2)のところに開設準備のための施設改修費等の費用補助について記載させていただいております。記載は令和四年度から令和五年度の間、五か所整備する分の金額を記載しております。そして、(3)の利用料補助について記載させていただいております。住民税非課税世帯など、利用料を免除するため、利用者に償還払いで補助するものでございます。

そして、6、今後のスケジュールは記載のとおりでございます。令和五年一月から新規開設を行ってまいりたいということで考えております。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、願います。

○宮田委員 一点だけ確認です。取組みについての文章のページの真ん中辺りで、放課後児童健全育成事業の内容の中で、現在、区内には民間のものが二か所あると書いてありますが、これについては、どういったものなのか、内容を詳しく教えていただきたいと思えます。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 現在あるのは、桜新町のベネッセさんと、昭和女子大の二か所でございます。

法に合致しているところで、条件がありまして、児童一人当たり一・六平米以上確保しているかとか、あとは避難場所として二方向確保できているかといった条件がありますので、そういったものにとったところで運営しているのは、今、区内には二か所ということでございます。

○宮田委員 ホームページ等に載っていますか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 ベネッセさんは恐らくホームページに料金とかを含めて出ているはずでございます。

○宮田委員 区のホームページでは載っていないですね。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 区のホームページには出ていないです。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5)各課行事予定について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年十二月各課行事予定表について、御報告いたします。

予定といたしましたしましては、七日に第二十二回、二十一日に第二十三回教育委員会定例会が予定されています。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(6)その他の連絡事項等はございませんか。

○亀田委員 事務局の方にはいろいろお願いして大変申し訳ないのですが、二つ確認なのですけれども、これも前からお願いしているICTの活用状況の御報告も年内には御報告いただけるという理解でよろしいでしょうか。調査は多分されていると思うので、何か難しい御事情があれば、また後日教えていただければと思います。これが一点目です。

二点目は、いじめ防止基本方針は、たしか十一月には策定の予定だったかと思いますがけれども、これはいかがでいらっしゃいますでしょうか。

○毛利教育指導課長 ICT活用につきましては、現在、集計等はしていると思いますので、報告できるような形に早急に対応してまいりたいと思っております。

○粟井教育監 いじめ防止の対策の方針につきましては、現在、区長部局のほうまでお話を詰めているところでございます。また、委員会の設置なども含めまして、その規則の改正などもございまして、今それを整えているところでございますので、また改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

○渡部教育長 本日は資料配付が二件ございますので、御覧になっておいてください。

今回の教育委員会は、十二月七日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第二十一回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時二十三分閉会

令和三年第二十二回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年十二月七日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第二十二回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和三年第二十一回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と宮田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案九件と事務局からの報告が四件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一から日程第四までを併せて上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第四十二号 世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改

正する規則

日程第二 議案第四十三号 学校教育に供する電子計算組織の運営に関する

規則の一部を改正する規則

日程第三 議案第四十四号 世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規

則

日程第四 議案第四十五号 世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改

正

○渡部教育長 議案第四十二号から議案第四十五号までの四件につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 それでは、議案第四十二号から議案第四十五号までの四件を一括して御説明申し上げます。

これらの規則等は、いずれも令和三年十二月二十日付で行われる教育総合センター開設などの組織改正に伴い、改正する必要があるものでございます。

まず、議案第四十二号です。資料の最後のページを御覧ください。参考でつけておりますが、これが組織改正案でございます。内容といたしましては、教育総合センターの開設に伴い、新教育センター整備担当課を廃止いたします。一方で、教育総合センターの円滑な管理運営を図るとともに、教育総合センターの業務を総合的に進めるため、教育総合センター管理係及び事業推進担当係長を新設します。また、不登校児童・生徒への支援や医療的ケア児の対策等の集中的な対応強化を図るため、副参事（教育支援特命担当）を新設いたします。

本議案は、この組織改正に伴い、新教育センター整備担当課の担当課に当たる部分の削除など、規定の整備を行っております。詳細につきましては、資料二枚目の案文、三枚目以降の新旧対照表のとおりとなっております。

議案第四十二号については以上でございます。

次に、議案第四十三号について御説明いたします。

本規則も、組織改正に伴い、担当課の削除等の規定整備を行うものでございます。また、併せて、資料四枚目の裏面、一〇分の四ページになりますが、一番下のところの第五条の教育情報化委員会の組織について、教育研究・研修課を追記する改正を行うものです。詳細につきましては、資料二枚目の案文、三枚目以降の新旧対照表のとおりとなっております。

次に、議案第四十四号について御説明いたします。

本規則についても、組織改正に伴い、担当課を削除し、一部根拠条文の規定を整備するものでございます。詳細につきましては、資料二枚目の案文、三枚目以降の新旧対照表のとおりとなっております。

最後に、議案第四十五号です。

こちらにも、組織改正に伴い、教育委員会における事案決定手続き規程を改正するものでございます。詳細につきましては、資料二枚目の案文、三枚目以降の新旧対照表のとおりとなっております。

以上、これらの組織改正に伴う規則等の改正につきましては、一部公布の日から施行する箇所を除き、令和三年十二月二十日からの施行としております。

雑ぱくではございますが、議案第四十二号から議案第四十五号までの四件につきまして、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 一点だけ。議案第四十二号の組織の改正のところ、乳幼児教育・保育支援課の中に教育総合センター管理係が置かれるということなわけですけれども、これはセンター全体の管理を、この乳幼児教育・保育支援課で行うという理解でよろしいでしょうか。

○知久教育総務部長 今、亀田委員のほうから御指摘のとおりで、乳幼児教育・保育支援課に、センターの部庶務というのですかね、機能を持たせるということになります。

○亀田委員 部庶務ですか。

○知久教育総務部長 すみません、部ではないですね。庶務的な機能を持たせるということですよ。

○亀田委員 それはこの課でするのが適切だという御判断ということですよ、よろしいでしょうか。

○知久教育総務部長 昨年、この組織改正を検討するに当たりまして、当時の教育政策部をはじめ、教育委員会事務局で議論した中で、乳幼児教育・保育支援課に庶務的な機能を持たせるということで方向性が出され、今回、正式にこういう組織改正に至ったということでございます。

○渡部教育長 ほかはございませんか。

それでは、議案第四十二号から議案第四十五号までの四件について、一括して採決することといたします。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第四十二号から議案第四十五号までの四件を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第四十二号から議案第四十五号までの四件を原案どおり承認することといたします。

次に、日程第五を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第五 議案第四十六号 世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する

規則

○渡部教育長 議案第四十六号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 それでは、議案第四十六号、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、十一月九日開催の第二十回教育委員会において区長から意見を求められました、現在開催中の区議会第四回定例会にて議決予定である世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。世田谷区情報公開条例の一部改正の内容は、行政情報の開示に係る制限を廃止し、何ぴとも請求できるようにするものでございますが、本規則にお

いて、改正が必要な関連箇所につきましては、具体的には資料の四枚目、新旧対照表の四分の三ページにございます。第三条第三号エ、情報公開条例第二十条の規定による行政情報の任意的な開示を行うこととなっている規定を削除するものでございます。また、このほか、一部文言整理を行っております。

なお、本件は、世田谷区情報公開条例が、本日の教育委員会の翌日である十二月八日に議決後、十二月十日に公布、施行予定であります。本規則も、これに合わせて速やかに改正する必要があることから、情報公開条例の可決を条件として提案するものでございます。

本条例が可決された場合、条例と同時に令和三年十二月十日に公布、施行を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第四十六号、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第四十六号を原案どおり承認することといたします。

次に、日程第六を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第六 議案第四十七号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に

関する規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第四十七号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いします。

○粟井教育監 それでは、議案第四十七号、世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本件は、教育指導課にて会計年度任用職員、旧臨時職員でございますが、そちらを任用するため、新たに職を設定するものでございます。職の設定に当たりまして、設置に関する規則を改正する必要があるため、本案を提出させていただきます。ただいております。

内容につきましては、お手元の別紙の世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則及び世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表でございますが、新旧対照表では、一七分の一一ページにその職務、それから最終ページ、一七分の一七ページにその任用の資格等について定めているところでございます。以上のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第四十七号、世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第四十七号を原案どおり承認することといたします。

次に、日程第七と日程第八を併せて上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第七 議案第四十八号 世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図

書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定

める規則

日程第八 議案第四十九号 世田谷区立教育センター条例施行規則の改正を

する規則（全部改正）

○渡部教育長 議案第四十八号と議案第四十九号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いします。

○粟井教育監 それでは、議案第四十八号及び議案第四十九号の二件を一括して御説明申し上げます。

これらの規則等はいずれも、令和三年十二月二十日付で行われる教育総合センターの開設などに伴い改正する必要があるものでございます。

まず、議案第四十八号でございます。資料の二枚目を御覧いただければと思います。世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるものでございます。施行期日は令和三年十二月二十日とするものでございます。

議案第四十八号については以上でございます。

続きまして、議案第四十九号について御説明申し上げます。

世田谷区立教育センター条例施行規則を全部改正するものでございます。

資料二枚目を御覧いただければと思います。全部改正のため、新旧対照表は添付してございませんが、教育総合センターについての規則の目的、休館日、開館時間等を新たに定めるものでございます。

以上、これらの教育総合センター開設に伴う規則の改正につきましては、令和三年十二月二十日からの施行としております。

雑ばくではございますが、議案第四十八号及び議案第四十九号の二点につきまして、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第四十八号と議案第四十九号の二件について一括して採決することといたします。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第四十八号と議案第四十九号の二件を原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第四十八号と議案第四十九号の二件を原案どおり承認することといたします。

次に、日程第九を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第九 議案第五十号 世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第五十号につきまして、内田生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○内田生涯学習部長 それでは、議案第五十号、世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区立図書館館則に、新たに中央図書館の付帯施設となるプラネタリウムの観覧に関する規定を追加するため御提案し、御審議をお願いするものでございます。

改正内容についてですが、資料の最後に添付の、新旧対照表の一五分の一〇ページ以下を御覧ください。主な改正点として、プラネタリウムの観覧に関する規定として、第二十一条以下を追加しております。また、合わせて文言等の修正を行っております。

なお、本規則は、令和三年十二月二十日からの施行となります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第五十号、世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年第三回区議会定例会及び決算特別委員会における質問について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年第三回区議会定例会及び決算特別委員会における質問について御報告いたします。

1、議会日程を御覧ください。初めに、令和三年第三回区議会定例会ですが、代表質問は九月十五日、一般質問は十六日から十七日にかけて行われました。

次に、令和三年決算特別委員会の日程について申し上げます。総括質疑が九月三十日に、文教委員会所管質疑が十月十二日に、補充質疑が十月十四日にそ

れぞれ行われました。全ての質問及び答弁につきましては、区のホームページ上で閲覧が可能となります。

参考までに、第三回区議会定例会における教育領域の主な質問・答弁の要旨を別紙にまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)区議会提出議案の意見聴取に対する教育長の臨時代理による決定について、本件に関して、前島学校職員課長より説明をお願いします。

○前島学校職員課長 それでは、区議会提出議案の意見聴取に対する教育長の臨時代理による決定について御説明いたします。

本件につきましては、資料の1、主旨でございますが、こちらに記載のとおり、令和三年特別区人事委員会勧告等に基づきまして、職員の給与を改定する必要が生じまして、記載の三つの条例の一部改正を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づきまして、十一月十九付で区長から教育委員会宛てに意見聴取がございました。それを受けまして、緊急に処理をする必要がございました。教育委員会を招集するいとまがなかったことから、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二に基づきまして、教育長の臨時代理により、十一月二十二日に決定し、区長に回答いたしましたので、その御報告をするものでございます。

なお、三つの条例の一部改正の主な内容につきましては、資料の2、改正内

容以下、裏面にわたる記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)令和三年度冬季休業日の生活指導について、本件に関して、塚本学校経営・教育支援担当副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、令和三年度の冬季休業日の生活指導につきまして、区立幼稚園、小・中学校の校・園長宛てに通知した内容について御説明いたします。

本通知については、引き続き新型コロナウイルス感染症により、子どもたちの生活が変化しておりますので、心のケアに重点を置くことが必要となり、併せて、自殺や犯罪の防止、交通安全、生活習慣の確立など、冬季休業期間における幼児、児童・生徒への安全指導や校内体制の整備等について留意する点について示されており、各幼稚園、学校で共有し、子どもたちへの指導とともに、校内体制の整備や確認の徹底を求めるものです。

この後、重点項目について、ページを追って説明いたします。

一ページの自殺の防止についてを御覧ください。昨年度の児童・生徒等の自殺者数が増加したことや、子どもたちの自殺は長期休業明けに増加する傾向があることから、自殺のみならず、困ったときには身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等、悩みを抱えたときに助けを求めることの大切さを指導するよう記載しております。

既に、相談窓口連絡先一覧については、子どもたちのタブレットで見られる

ようになっておりますので、そのことについても、学校から子どもたちに伝えていきます。

二ページを御覧ください。中段では、インターネットの過度な使用についても注意喚起するとともに、携帯電話等の利用に関する家庭でのルールづくりの促進についても啓発を行うよう記載しております。

続いて、三ページを御覧ください。「いじめ」の防止については、教員自身や自校の課題及び改善策を明確にし、指導の充実を図るとともに、子どもたちへは、インターネットやSNSの適切な利用についてや、人により苦痛と感じることに違いがあることなどを指導するよう、記載しております。

四ページを御覧ください。上段、交通安全については、自転車の走行だけでなく、キックボードの利用についてや、最近事故が多発している電動キックボードの利用についても免許が必要であることを指導するよう記載しております。

また、下段の部分では、通り魔やわいせつ行為などの犯罪被害に遭わないよう、人通りの少ない場所などで一人にいるときの危険性や、保護者が不在時における住居への不法侵入などについても注意するよう指導することを記載しております。刃物等の凶器を使用した無差別殺傷や誘拐、性犯罪、性暴力などの被害防止についても、子どもたちに具体的な事項を踏まえて指導を行うよう記載しております。

五ページの下段を御覧ください。(5)の大人への相談を御覧ください。自殺防止の箇所でも触れましたが、心配があるときには、身近な信頼できる大人や外部の相談機関や警察等に相談してよいことを指導するよう記載しております。

五ページから六ページにかけての児童・生徒等の状況把握及び支援では、特に長期にわたり欠席が続いている児童・生徒等については、タブレット端末を

活用するなどして、一人一人の置かれている状況等を把握するとともに、児童虐待を受けたと思われる児童・生徒等を発見した場合には、速やかに関係機関等に連絡を行うなどの体制を整えることを記載しております。

七ページから八ページにかけての冬季休業後の対応については、特に八ページのところになりますけれども、中学校三年生が進路決定の大事な時期であるために、生徒が抱える不安や悩み等を積極的に受け止めることに努めるとともに、生徒が主体的に自己の進路を決定する視点を大切にしながら、支援や対策を行うよう記載しております。

重要事項の説明については以上でございます。

なお、通知につきましては、各学校及び幼稚園に送付するとともに、校長会等において具体的な説明をする予定でございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取り組みについて（追加報告）、本件に関して、谷澤生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いいたします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 それでは、私からは、新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取り組みについて（追加報告）を御報告させていただきます。

本件につきましては、当委員会でも先月御報告をさせていただきましたが、先月、同じく文教常任委員会、また、福祉保健常任委員会で御報告させていた

だきまして、その御意見を踏まえて整理、修正を行いましたので、今回、追加で御報告をさせていただくものでございます。

まず、資料の四ページを御覧ください。下に枠で囲った図がありますが、そのこと併せて御覧ください。

4の喫緊の課題解決に向けた取り組みとございます。まず、狭隘化の解消といたしましたして、(1)新BOP学童クラブにおける普通教室の利用を挙げてございます。放課後の普通教室、二教室を新BOP学童クラブの専用区画として活用し、狭隘化の解消に取り組んでまいります。

続きまして、大規模化の解消と時間延長等の様々なニーズへの対応といたしまして、(2)民間の放課後児童健全育成事業者の活用を挙げてございます。子ども・保護者の選択による利用者の分散化を進め、新BOP学童クラブの規模の適正化を図ってまいります。これによりまして、新BOP学童クラブ内では、職員が一人一人の子どもとゆっくり向き合い、子どもの自立を支援いたします。また、関係所管と連携し、配慮を要する児童、医療的ケアが必要な児童へ対応してまいります。

こちらの部分について、基本的なところは前回御報告させていただいた部分と今回も変わりはありません。

続きまして、六ページにお進みください。(5)事業における支援の質の確保につきまして、今回新たに別紙2をつけさせていただきました。こちらが今回追加になる部分でございます。

別紙二につきましては一番最後、一〇ページ目、A4横の資料になります。タイトルとして、「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の考え方・作成のプロセス・支援の質確保のための手法等についてとさせていただきます。こちらを御覧いただければと思います。

放課後児童健全育成事業は、子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、子

どもの健全な育成を図る事業であり、支援の質の確保は重要なことと考えております。国から示されております基準や指針を踏まえた上で、世田谷区としての条件を付与いたしましたして、世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針を作成してまいります。

右側にスケジュールを記載しております。現在の予定では、十二月から一月にかけて検討会を開催し、世田谷区の運営方針を策定いたします。学識経験者や区民の方、児童館や新BOPの代表等を交えまして、十名程度の検討会を組織いたしましたして、検討を進めていく予定でございます。

雑ぱくではございますが、私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(5)その他の連絡事項等はいかがでしょうか。

○亀田委員 教育総合センターの件なのですけれども、落成式も無事終了というところで、事務局の方々におかれては、これまで長い間、センターの整備に向けて御尽力いただきました、ありがとうございます。お疲れさまでした。皆様の御尽力のおかげで、とても立派なセンターができたものと思います。

一点だけ。先日、施設を拝見したところ、ほっとスクールの施設もとてもきれいになっていると思えました。そのほっとスクールから屋上へ上がる階段の脇にある柵がちよつと低いかないと思ひまして、乗り越えようと思つたら、お子さんもすぐに、簡単に乗り越えられるかもしれないなと思つたところなんです。なので、この点、柵を追加するとか、それが難しければ、運営面で何か対応するとか、今後運営に当たって御留意いただければと思います。

○北村新教育センター整備担当課長 委員お話ししの柵でございますけれども、

太陽光のパネルに上る場所の御指摘と思います。そちらにつきましては、追加で柵をつくるよう今手配をしているところでございます。

○渡部教育長　ほかはございませんでしょうか。

それでは、本日は資料配付が二件ございますので、御覧になっておいてください。

今回の教育委員会は十二月二十一日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第二十二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時二十八分閉会

令和三年第二十三回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年十二月二十一日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第二十三回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に御報告申し上げます。

十二月八日に開催されました第四回世田谷区議会定例会におきまして、鈴木奈保子さんを教育委員に任命することについて、区議会の同意がございました。

今回、本会議閉会后、教育委員の辞令が保坂区長より交付されましたので、御紹介させていただきます。

それでは、鈴木委員から御挨拶を頂戴いたします。

○鈴木委員 十二月十日より世田谷区教育委員になりました鈴木奈保子と申します。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

世田谷の教育の発展と向上のために尽力してまいりますので、皆様の御指導と御鞭撻をどうぞよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、次第の1、令和三年第二十二回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきました。亀田委員と中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案一件と事務局からの報告が十件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議席の指定

○渡部教育長 委員の議席については、世田谷区教育委員会会議規則第六条の規定により、教育長が指定することになっております。

一番、澁澤委員、二番、亀田委員、三番、中村委員、四番、鈴木委員と指定いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年第四回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に
関して、安藤教育総務課長より口頭説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年第四回区議会定例会における教育に関する議案の審査結果について、口頭にて報告させていただきます。

議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例から世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例までの七件でございます。

このうち、世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例から世田谷区立図書館の指定管理者の指定の四件につきましては、十一月九日、十一月十八日の教育委員会定例会で意見聴取させていただき、十二月一日に開催された本会議に上程、その後、十二月二日に開催された企画総務常任委員会並びに文教常任委員会にそれぞれ付託され、審査されました。

最終的には、十二月八日の本会議におきまして、上の三件は全会一致、世田谷区立図書館の指定管理者の指定については賛成多数で可決されました。また、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例外二件につきましては、前回、十二月七日に御報告申し上げましたとおり、教育長の臨時代理による決定の後、十二月一日に開催された本会議に上程後、十二月二日に開催

された企画総務常任委員会で審査され、十二月八日に全会一致で可決されました。

なお、ここに記載はございませんが、前回、十二月七日の教育委員会で議決していただきました世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則につきましても、令和三年第四回区議会定例会において、世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例が成立いたしましたので、十二月十日に交付、施行しております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2) 中学校敷地内への自動販売機設置の試行について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、中学校敷地内への自動販売機設置の試行について御説明いたします。

1、主旨として、平成三十年に区立中学校生徒会より、自動販売機の設置が学校に対し要望されました。今般、当該中学校より、PTA役員会や学校運営委員会でも賛同が得られましたことから、教育委員会に設置に関する相談が寄せられ、教育委員会では、生徒、教職員、学校開放利用者等の利便性向上と災害時等の飲料水確保等に寄与するものと判断し、中学校敷地内への自動販売機の設置を試行することといたしました。

2、試行設置校は、桜丘中学校です。

3、試行期間中の検証として、自動販売機設置に関するアンケート調査を実

施するとともに、有効性や課題等を検証し、今後の方向性をまとめます。検証の結果、特に問題がなければ、令和五年度から自動販売機の設置を希望する区立中学校に拡大したいと考えております。検証の視点は、記載のとおり項目を想定しております。

4、今後のスケジュールは、記載のとおりです。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 この間のCOP26を見ても、それから、SDGsを見ても、プラスチック製品というか、石油からつくられた製品を私たちの暮らしの中で使わないようにしようということが世界的な議論の中心の流れになっていると思います。例えばこの案をヨーロッパの学校で示したら、多分、生徒は全員それに対して否決すると思いますし、アメリカの学校でも同様なことが言えると思います。ペットボトルをただちゃんと金銭管理し、利便性のためにちゃんとリサイクルをするから大丈夫ですよという論理は、世界の中では全く通用しないことをぜひ御理解いただきたいなと思っています。

利便性のためにペットボトル飲料水の自動販売機を設置するという通してしまうと、生徒たちに明らかに今の世界の潮流、あるいは、世界の全人類が目指している方向とは違うメッセージを与えてしまう結果になる。大変小さい問題かもしれないけれども、これは世田谷の教育の根本の問題に関わっていると私は思います。生徒たち全てがその辺を熟考した上で出されてきた案なのか、あるいは、世界の子どもたちはこういうふうに考えているということのみんなが知った上でもう一回議論があったことなのか、その辺は丁寧に扱って、利便性のために安易にこういうものを置かないということをぜひ皆さんに心がけていただきたいなと思っています。このスケジュールどおりにならなくて

も、少々遅れても、やはりその辺は生徒たちにちょうどいい教育の機会ですので、熟考をさせていただきたいなと思っております。

私たちの世代がまさに利便性を追いかけて、今の地球環境を駄目にしてきたという責任は痛切に感じておりました、その人間がここに座らせていただいている以上、このことはやはり見逃せないことだと私自身は考えております。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。今、澁澤委員からそうした御意見がありましたので、どうしても4のスケジュールどおりにしないといけないという特段の事情があれば別ですけれども、そうでなければ、もう一度、生徒の中で今御指摘があつたような問題意識の下で議論していただいて、生徒たちはこういうふうを考えているということも教育委員会として伺いながら判断するというのがいいかなと思います。

○安藤教育総務課長 今回、試行するに当たって、桜丘中学校では、SDGsの学習も関連づけて、計画的に学習指導を行っていくと聞いております。今回の検証の中でいただいた御意見も踏まえ、改めて検討してまいりたいと思います。また、学校においても生徒に考えていただく機会を設けていただくよう調整していきたいと考えております。

○澁澤委員 学習指導をするから、SDGsをちゃんと教えますから、こっちは大丈夫ですという論理は全く矛盾した意見です。どんなに知識を学習指導させるよりも、ペットボトル一つを学校の中に入れるか入れないかを考えることがいかに学習にとって重要かということはぜひ考えていただいた上で、それを進めていただきたいなと思っております。

○渡部教育長 今のことを考え合わせた上で考えていくということでもよろしいでしょうか。

○安藤教育総務課長 今回、試行については、以降、スケジュールの中では入札の公告をしている段階でございますが、試行期間中に改めてこれを他の中学

校に拡大するかどうかということも含め、検証の中で考えていきたいと存じます。

○澁澤委員 それは試行することが決まっているから、ここでは議論できないということですね。

○知久教育総務部長 飲料の種別については、入札後、業者と学校との調整になりますので、今日の御意見、また、議会からも様々な御意見をいただいておりますので、学校と協議いたします。

○亀田委員 今のお話は、澁澤委員の問題意識を踏まえて、ペットボトルの導入について改めて検討するという御趣旨でよろしいのでしょうか。

○知久教育総務部長 ただいま御指摘いただいた点について、一度、学校と打合せをさせていただきます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(3)争訟事件の発生について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 では、私から、争訟事件の発生について御報告いたします。

資料を御覧ください。本年十一月二十二日に世田谷区及び当時の担任教諭一名を被告とした損害賠償請求事件に関する訴状が届きました。原告は、被害を受けたとする区内在住の中学生一名、当時小学校四年生です。

請求の趣旨については、四点、記載のとおりです。

先方の申立てですが、5にあるように、平成三十年十月二十三日に当時在籍していた世田谷区立小学校四年次の担任教諭による体罰を起因とした心的外傷後ストレス障害により、私立小学校へ転校せざるを得なくなったものとして、元担任教諭と世田谷区に対して、その通院慰謝料や後遺障害慰謝料、転校により生じた学費等五百万円及び遅延損害金の支払いを求めるものです。

今後の対応ですが、区といたしましたして、弁護士と相談の上、対応を進めてまいります。

なお、一月十三日ですが、第一回の口頭弁論が行われる予定です。

私からは以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)令和四年度区立小・中学校海外教育交流事業の中止等について、本件に関して、塚本学校経営・教育支援担当副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、令和四年度区立小・中学校海外教育交流事業の中止等について御報告いたします。

1、主旨でございます。令和四年度区立小・中学校海外教育交流事業は、受入れ国の自治体等から中止の要請があったため、実施しないことといたします。

2、今後の方向性としたしましては、令和五年度以降の実施につきましては、今後の新型コロナ感染症の状況や社会情勢を見据えまして、対象国と調整を行ってまいります。

台湾への派遣につきましては、次年度以降に実地踏査を行い、その翌年度より海外教育交流事業の対象国として追加していく予定でございます。

今回のコロナ禍により海外教育交流に参加できていない学年がございますので、令和五年度以降の実施では、対象学年や人数について幅を広げていくことを含め、今後の海外教育交流事業の在り方については関係部署と検討してまいります。

3、海外教育交流事業の中止に伴う国際交流機会の確保につきましては、

(1) 昨年度から実施しておりますテンプル大学の国内留学プログラムや、(2)の先日、今年度の試行での実施をお伝えしました、オンラインを活用した海外交流事業を拡大してまいります。

(3) 引き続き国際課と連携して、姉妹都市であるバンバリー市の学校と区立小・中学校でのオンライン等による交流を支援してまいります。

また、(4) 区内大学留学生を学校に派遣して、授業等での交流を進めてまいります。

参考といたしまして、令和元年度の実績を載せておりますので、御覧ください。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5) 令和三年度全国学力・学習状況調査の結果について、本件に関して、隅田教育研究・研修課長より説明をお願いします。

○隅田教育研究・研修課長 全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として実施しております。今回、令和三年五月に実施した全国学力・学習状況調査について、九月に速報値を報告させていただいたところですが、このたび、結果を分析し、報告書としてまとめたので、御報告するものです。

今回は、報告書の内容をまとめた概要版を基に報告させていただきます。

概要版の一ページを御覧ください。調査の概要は、記載のとおりです。

教科に関する調査結果概要です。小学校の国語、算数、中学校の国語、数学

について、世田谷区、東京都、国、それぞれの平均正答率を一覧で示したものととなります。九月の速報値でもお伝えしたように、全ての校種、教科で区の数値は国や都を上回っております。

小学校算数の調査結果の状況についてグラフを作成いたしましたので、御覧ください。今回、小学校算数は全部で十六問ありましたが、何問正解しているのかについて、その分布を示したのになります。棒グラフが世田谷区、折れ線グラフが東京都と国になります。世田谷区と東京都は十五問正解した児童が一番多く、国では十四問正解した児童が一番多い結果となっております。

第一四分位の下位層児童、グラフの左側、ゼロ問から十二問の正解にとどまった児童の割合も国や都に比べて少ないことが分かります。小学校算数だけではなく、小学校の国語、中学校の国語、数学についても同様の結果となっております。報告書にそれぞれページずつまとめておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

また、正答率が最も高かった問題の概要をお示ししていますが、報告書の中では、逆に正答率が低かった問題の概要や、読み解く力に関する問題例、また、無回答率が高かった問題の概要もお示しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、質問紙調査の概要でございます。全国学力・学習状況調査では、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙による調査も実施しており、国や都との比較または経年変化を分析することにより、子どもたちの状況を把握することができます。質問数は、小学校、中学校ともに六十九ありますが、報告書では二十五項目、概要版では五項目の質問について記載しております。

二ページを御覧ください。具体的な質問について見てまいります。

まず、キャリア・未来デザイン教育に関わる質問です。「自分には、よいと

ころがあると思いますか」との質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合が八〇%を超えている状況です。肯定的な回答をした割合というのは、四つの選択肢のうち、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」という質問事項に回答した児童・生徒の割合になります。このことから、世田谷の子どもたちは、自己有用感、自己肯定感は全国などと比べても高い状況が分かります。

次の二つの質問は、今年度から質問項目となったものです。

まず、ICTを活用した学習状況に関する質問です。「あなたは学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、どの程度使用していますか」の質問に「ほぼ毎日」、「週一回以上」と使用の頻度を高く回答している児童・生徒が全国や東京都より高く、ICTを活用した学びが進んでいることを児童・生徒が実感している状況が見られます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に関する質問です。「新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、計画的に学習を続けることができたか」の質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合が全国や東京都より高い状況があり、コロナ禍においても学びを止めないようにする世田谷区の子どもたちの学びに向かう姿勢を確認することができております。

ここからは世田谷区の子どもたちの課題の把握につながる質問を挙げてまいります。

概要版の三ページを御覧ください。学習に関する興味・関心や授業の理解度等に関する質問です。「国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに、役に立つと思いますか」との質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合が八五%を超えている状況ではありますが、全国や東京都に比べると低くなっています。これは算数、数学でも全国に比べると低いという結果が見られます。これらのことから、世田谷の子どもたちは、自己有用感、自己肯定感

は全国などと比べても高い状況がありますが、今の学習が社会に出たときに役に立つと回答した割合が国や都と比べると低くなっており、課題があると認識しております。そこで、引き続き、子どもたちの自己肯定感を高める取組みを充実させるとともに、学ぶことの意義を児童・生徒が実感できる教育活動を実践するキャリア・未来デザイン教育を推進してまいります。

最後に、「将来の夢や目標を持っていますか」との問いについては、小学校において肯定的な回答の割合が国や都より低い状況が見られます。また、過去三回の調査結果と比べますと、世田谷区において、年々、肯定的な回答の割合が低くなっておりますが、全国的にも小学校では前々回の調査から肯定的な回答の割合が四・八ポイント減少している状況がございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、将来を見通すことが難しい時代に入っていることも影響していると考えられます。そうした中、将来の見通しを自ら持つことができ、児童・生徒を育成することが重要であり、その実現のために教育委員会では、キャリア・未来デザイン教育を進めてまいります。

説明は以上になります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 御説明ありがとうございます。以前、私も、国の調査はどちらかというと施策のために参考にしていて、区の学力調査は授業改善とかもう少し細かいものの資料になるのではないかとお話ししたことがあります。今回の報告書の四七、四八ページを見ますと、授業改善の視点とか課題は書いてありますが、国の調査の結果を見て一番思うのは、グラフの分布で右肩上がりというか、かなり上のほうの生徒の数が多いのです。しかし、やはり少なからず低学力の生徒が一定数いるということがいつの年でも必ずあると思うのです。世田谷の場合、特にきちんと回答できる児童・生徒と全然できていない児童・生徒

の差がすごい、格差が大きいのではないかなという気がしています。

ですので、区としては、棒グラフの左側の児童・生徒たちの底上げをどうするのかということも今後常にも考える必要があると思うのです。四七ページ、四八ページの今後の対策ではそこに触れられていませんけれども、区として、一定数いる低学力層に対して、今後どういうケアをしていくのかということをごひ御検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○隅田教育研究・研修課長 全国、都と比べて少ないというものの、世田谷区にも実際として、先ほど述べたように、ゼロ問から十二問の回答の子たちがいるという状況でございます。学校においては、習熟度による状況でありますとか、様々な施策で学習の進みの特別な手だてなども打っているところではございますが、引き続き取り組んでまいります。

先ほどの無回答率の問題などがそういうところに大きくつながってくることもあるかと思しますので、しっかりと粘り強く問題に取り組んでいくことでもありますとか、日常的に考えることや各活動などに継続的に取り組むことを学校と一緒に進めていきたいと考えております。

○渡部教育長 それでは、下層の子どもたちに対する対応の方法も入れておくということでもよろしいでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 はい。

○渡部教育長 それでは、お願いいたします。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。この結果をどう活用するかということなのですけれども、もともとこの調査は結果を活用しづらい調査だと考えます。その上で、今回の御報告でも国や都との比較があるのですが、確かに多くの自治体で国や都や県との比較はされているのですが、平均なので、単純に言えば、半数の自治体は国を超えていて、半数の自治体は国を下回っており、あまり国や都の平均と比べても意味はないのかなと考えます。例えば区全体で

見て、特に結果が上位のクラスや下位のクラスを抽出して、その特徴を分析るとか、下位のクラスに対して必要な支援を行うとか、さらにきめ細かい分析と施策が必要なのかなと思います。

もし事務局として何か結果の有効な活用方策があれば教えていただければと思いますし、そうした活用方策を考える必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 全国のデータのローデータといえますか、個別のデータなどもございますし、また、先ほど中村委員からもありました、区の学力調査もございます。今後、教育総合センターで子どもたちの学習履歴を活用した取組みを進めていくという中で、全国学力・学習状況調査は基本的なデータになってくると考えておりますので、そういったものを活用しながら、子どもたちの状況に合った指導、子どもたちの学習改善、また、授業改善につなげてまいりたいと考えております。

○亀田委員 お子さんに向き合っているのは、担任の先生、教科担任の先生方なので、この結果を先生方の力量向上にどう生かすかということに具体的に効果が表れるような施策をぜひ御検討いただければと思います。

○渡部教育長 効果的な施策を考えていただけるということでよろしいでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 はい。

○渡部教育長 ほかはよろしいですか。それでは、次に進みます。

(6)九月の分散登校時におけるオンライン学習に関するアンケート調査結果について、本件に関して、隅田教育研究・研修課長より説明をお願いします。

○隅田教育研究・研修課長 1、主旨ですが、世田谷区立小・中学校では、九月の二学期開始当初の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、九月三日から十日までの六日間を分散登校とし、自宅にいる児童・生徒に向

け、オンライン学習を実施しました。このたび、今回のオンライン学習の成果と課題を整理し、今後の取組みにつなげるため、児童・生徒、教員、保護者を対象に、オンラインによるアンケートを十月に実施しましたので、その結果を御報告させていただきます。

2、分散登校時のオンライン学習の概要、3、アンケート調査の概要は、記載のとおりとなります。

二ページを御覧ください。4、アンケートの質問と調査結果です。(1)質問内容でございます。児童・生徒、教員、保護者、それぞれに、オンライン授業でよかったこと、オンライン授業で困ったこと、今後オンライン授業に期待することについて、あらかじめ設定した選択肢の中から当てはまる項目を複数回答可として選ぶ形式で実施しました。自由意見欄も設け、その他気づいたことを記載できるようにしました。

(2)調査結果等でございます。①調査結果につきましては、別紙を御用意しましたので、そちらを基に御説明します。

別紙、オンライン学習に関するアンケート調査の結果についてを御覧ください。

初めに、児童・生徒の結果でございます。①「オンライン授業でよかったこととはどのようなところですか」の質問です。ここで、このグラフと数字の見方ですが、例えば「集中して取り組めた」という項目について、グラフ上段が小学生、下段が中学生となっております、小学生四九%というのは、小学生全回答者のうち、四九%の子どもがこの項目を選択したということになります。小・中学生ともに「コロナウイルスの不安がなく安心して学べた」が一番高く、児童・生徒は教員や友達とつながったことを実感したと考えられます。このコロナウイルスの不安がなく学ばせられたの項目については、教員も保護者も多く選択している結果が出ており、この後の調査結果でも御確認いただけます。ま

た、小学生と中学生を比べると、小学生のほうがよかったを選んでいる数が多い状況が見られます。

②「オンライン学習で困ったことはどのようなところですか」についてです。小・中学生ともに「先生や友達の声が聞こえにくかった」、「先生が映した黒板や教材が見えにくかった」、「映像や音が途切れた」が高く、映像や音声の配信状況に問題があったことが分かります。また、「学習の内容が分からなかった」は中学校五％、「集中して取り組めなかった」は中学校四％と高く、オンラインで分かりやすく授業をすることに課題があります。

別紙の二ページ、③「今後、オンライン授業をよりよくするためにどのようなことを期待しますか」です。小・中学生ともに「先生や友達の声を聞こえやすくする」など、映像や音声の配信に課題があり、その改善を求める声が聞かれています。その他の意見は記載のとおりです。

次に、教員の結果となります。三ページを御覧ください。①「オンライン学習でよかったことはどのようなところですか」は、小・中学校ともに「コロナウイルスの不安がなく安心して学ばせることができた」、「児童・生徒のICTスキルを向上させることができた」が高く、安心安全及びICTスキルの向上について評価していると考えられます。

次に、②「オンライン学習で困ったことはどのようなところですか」です。児童・生徒と同様、「映像や音声途切れた」が高く、映像や音声の配信状況に問題があったことが分かります。また、「集中して取り組ませる授業構成が難しかった」や「一人一人の考えや学習進度を把握しにくかった」といった学習の進め方に関する項目について、よかったことの回答が少ない分、困ったことの回答が多くなっていることが上下のグラフを比較すると分かります。

四ページ、③「オンライン学習をよりよくするためにどのようなことを期待しますか」です。小・中学校ともに「教員自身のICTスキルの向上」、「ネ

ットワークや端末の拡充整備」が特に高く、教員のICT活用指導スキルを高めるとともに、映像や音声が途切れない環境を設定することへの意識が高いことが分かります。その他の意見は記載のとおりです。

最後に、保護者の結果となります。①「オンライン学習でよかったことはどのようなところですか」は、「コロナウイルスの不安がなく安心して学んでいた」が一番高く、子どもが教員や友達とオンラインでつながったことを評価していると考えられます。

五ページを御覧ください。②「オンライン学習で困ったことはどのようなところですか」は、「集中して取り組めていなかった」、「質問や発言しづらそうだった」が高く、オンライン学習の質を高めることに課題がございます。また、「映像や音が途切れた」も多く、映像や音声の配信状況の問題を保護者も認識していることが分かります。

③「今後、オンライン学習をよりよくするためにどのようなことを期待しますか」です。児童・生徒、教員と同様に、「先生が映す画面を見えやすくする」など、映像や音声の配信に課題がございます。また、「一人一人の学習状況をより丁寧に把握する」、「質問や発言しやすくする」が高く、適切に学習状況を把握すること、オンライン学習の質を高めることに課題がございます。

六ページ、保護者のその他の意見は記載のとおりでございます。

かがみ文に戻っていただきまして、二ページ、②成果と課題でございます。児童・生徒、教員、保護者のアンケートから、コロナウイルスの不安がなく安心して学べたことを評価する声が多くございます。また、iPadの操作にはあまり不安なくオンライン学習に取り組んでいる状況も分かってまいりました。一方で、映像や音声途切れない環境設定、端末や周辺機器の整備が課題であることが指摘されております。十月には教員用の端末や周辺機器の追加配備も行われ、環境整備は進んでおりますが、今後、学校休業など、一斉にオン

ライン授業を配信するような事態に備え、配信環境の整備に引き続き取り組んでまいります。また、教員や保護者からは、質問や発言、学び合いの機会の確保や、一人ひとりの学習状況の丁寧な把握が求められております。引き続き、ICT支援員などによる教員の支援、研修や、動画配信等による人材育成による教員の活用指導スキルの向上に取り組むとともに、児童・生徒の考えや学習状況を適切に把握するための学習データの共有、利活用の研究も進めてまいります。

説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○鈴木委員 このたび、オンライン学習を進めるに当たり、いろいろ御尽力いただき、ありがとうございます。

九月の分散登校時にオンライン学習を各校で行ってまいりました。学校によってはWi-Fi環境がうまくいっていないと他校の方々から伺ってまいりましたので、ということなのかと気になってまいりました。当時、新BOPで働いておりましたので、勤務先の学校ではどのように学習を進めているのか、お願いをして実際に教室へ行って、見学をさせてもらいました。一年生の教室ではWi-Fi環境に問題なく授業もスムーズにできたが、六年生の教室ではきちんとつながらず、途中で映像が乱れるなど授業に支障があったなど、差異が生じたと聞いております。これは各校で多かれ少なかれあったと耳にしております。恐らくですが、学校の校舎の形状に問題があるのではないかと推察いたします。今後、九月のときのような緊急事態宣言の発令が起こり、オンライン学習を行わなくてはならなくなったときのことを考え、早急に対応していただければと考えております。

現場の先生からの御意見ですが、特に専科（図工や音楽等）の先生方には一

人一台 iPad が付与されておらず、オンライン授業の取組みに苦勞されたと伺っております。この点についても早急に対応していただければと思います。

保護者からの意見で、特に低学年の保護者の方々ですが、九月のオンライン学習スタート時には、保護者自身も在宅ワークをしていたため入室やトラブル発生時のフォローはできましたが、この先、もし自分たちは出勤、しかし子どもは在宅という状況になった場合、子どもだけで対応可能なかという不安を持っていることもお伝えしておきます。

また今回のオンライン学習を進めるに当たっては、Teams だけでは対応ができず、Zoom や、システムに強いPTAの方々の力を借りて進めた学校もあると伺いましたので、併せ早急に調査、検討をしていただけることを望んでおります。

○齊藤教育ICT推進課長 では、私からお答えさせていただきます。

まず、一つ目のネットワーク環境のお話ですけれども、特に九月二日、三日ですか、最初の段階でオンライン学習を始めるときに、全員が一斉にTeams でテストをして、それから個々の家庭、分散登校でオンライン学習をやるという話がありました、まず一斉にTeams に入ったと。そうすると、全体の負荷が全校の児童・生徒が入るには耐えられなくてストップしてしまった、うまくログインできないといった状態が出てしまっておりました。その後、分散登校になって、各家庭から入るようになって、ある程度は改善されたという認識であるのですけれども、今もやはり断続的に学校によって、特に大規模校を中心にネットワークがうまくつながりにくいみたいなことが出ております。それはもしかしたら学校の形状なども関わってくるところかもしれない。ん。

私どもで今検討を進めていまして、原因を特定した限りですと、NTT側の通信の基地局のほうで負荷がかかっているだということのようなことが課題としてあ

りましたので、ネットワークを二重化するといった改善を進めておりまして、ちょうど昨日、船橋希望中学校でテストを行ったところ です。それを踏まえまして、今年度中にはこれまでのネットワークの改善を進めていきたいと思っております。

二つ目の専科の教員の皆様への iPad の配備ですけれども、先ほど少し隅田課長からも御説明しましたが、この九月の段階ですと、先生用のタブレット端末が十分な数がなかったということもあつて、十月中に追加で配備を行わせていただきました。それで専科の先生方にもほぼ行き渡ったかなと思っております。まだ完全に一〇〇%には届かないかもしれませんが、これまでよりも機器は行き渡ったかなと思っております。

三つ目の低学年の方のオンライン学習の補助についてです。こちらに関しましては、iPad の操作にそれほど不安は見られていないということもあるのですが、ヘルプデスクを用意していきまして、そこに問合せができるようになってい るのですが、それも十分認識されているかどうかということもありまして、一回周知は行っているのですけれども、改めて周知を行っていくということ。それから、低学年の子が一人だけ家庭に取り残されるのは、オンライン授業以外にもなかなか厳しいというところもあると聞いていますので、場合によつて、分散登校の折でも、コロナ不安もありますけれども、登校していただくことも可能としております。

それから、Teams だけでは対応できない部分があるということで、Zoom も併用してはどうかということですが、Zoom のアカウントに關しましても、各学校にある程度の数量はあるのですが、大勢の生徒が使うには十分ではないということもあるので、今後は、Teams 以外のロイロノートですとか、ほかのアプリも併用していつて、なるべくいろいろなアプリでオンライン授業ができるように取り計らってまいりたいと考えております。

○澁澤委員 個人的な感想なのですけれども、この二年間、私も大学の講義がオンラインになりました。私の場合はZoomを使った講義なのですが、大体三百人ぐらいのクラスを二つ持っているのですが、私の感触としては、例えば三百人の授業を対面でやったときに、一時間半の授業をほぼ理解できた子は五十人ぐらいなのです。ところが、ネットでやると、三百人のうち百五十人ぐらいは本当に理解をしてもらえます。

何でそんなに増えたか。最初はとても理解することが——私もうれしかったのですが、それは向こうからのいろいろなチャットですとかQ&Aですとかというところにオンタイムで返すことができるからなのです。あるいは、その場で返せなくても、少なくともその後の一日、二日で全部返すことができます。要するに、理解できなくなってしまった瞬間に理解することを諦めてしまった学生を引き上げるには、オンラインの授業はものすごくいいのではないかという感じを持っているのです。

私は所属する会社や団体の会議が全部オンラインになりました。これは私にとっては何ものすごく負荷が減ったのです。けれども、逆に三百人のクラスを二百五十人ぐらいまでちゃんと分かせようとすると、教員側の負担は五倍ぐらいになった感じがします。取られる時間も集中しなければいけないことも五倍ぐらいになった。ということは、今まで対面で学校でやられてきた授業の形態をそのままオンラインにするとということは多分不可能なのだと思うのです。教員の方々も進捗状況が分かっていないという御意見が多かったので、進捗状況まで分かろうとすると五倍になってしまうということなのです。

ところが、次の授業もある、またその次の授業があるといつて、一日は二十四時間しかないので、限られています。その辺の授業のやり方、進め方、あるいは、カリキュラムをどれだけ進捗させていくかということをぜひ教育総合センターを中心に——多分、全く新しい授業の進め方のカリキュラムを組まない

と、ある程度の学習の到達点にみんなが行けないのではないかなと思いますので、その辺をぜひ検討していただきたいなと思っています。教員一人ひとり、今までやってきたスタイルをどうオンラインにするかということろまでで精いっぱいです。それを根本的にどう変えていくかというあたりは、教育総合センターでぜひ御議論いただきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○隅田教育研究・研修課長 実際の大学での御様子も伺いながら、子どもたち、小・中学生も同じような思いで、また、教員も同じような思いで授業をしているというのが分かりました。前半の部分で、ICTのよさ、履歴が残っていくところを、その場、その場ではなかなかというところもある中で、しっかり生かしていくことができる段階に入ったということだと思っています。

では、たまった履歴を教員が全て見て返していくのかというお話も後半の部分であったのかなと思っています。授業のスタイルにつきましても、ICTが入った中で、授業の組み方といえますか、構成といえますか、反転学習みたいな構成の考え方も出てきておりますので、そういったものも組み合わせながら、また、教育総合センターでは、様々な先進事例、好事例などのデータベース化も進めていくということしておりますので、そういったことを含めて、教員の負担も考慮しながら、子どもたちの学びがとどまることのないようにしていきたいと思っております。

○鈴木委員 もう一点、保護者の立場から特にお願したいことがございます。オンライン学習を進めていくに当たりネットリテラシー教育はとて大変なことですので、ぜひ力を入れてほしいということです。今回、GIGAスクール構想の前倒しで、早々にiPadが児童・生徒へ配付されました。機器の操作はとても楽しいですし、子どもたちはすぐに覚えて簡単に何でもできるよ

うになります。しかし、ネットリテラシーが追いついていないと感じています。保護者の考え方も様々で問題意識も多様ですが、インターネットによるいじめ問題などトラブルにも発展しかねないものですので、先生、保護者、子どもたちがしつかり、インターネットについて理解し適切に判断、運用できる能力を身につけられるよう教育委員会委員からの指導をお願いします。

○隅田教育研究・研修課長 世田谷では、端末を家に持ち帰る仕組みで当初から進めていて、その活用状況についていろいろな御意見もあつたり、また、学校と家庭と教育委員会とでどういうふうに端末を活用していくのか、子どもたちとどういうふうにルールといいますか、マナーといいますか、そういったものを重ねていくのかということ、当初少し十分ではなかったところもあつた中で、家庭に直接情報を配信するような形も取つたりして、一緒に考え方を共有していくことがすごく大事だと認識して進めております。

この前の他地区におけるいじめにつながる案件でありますとか、様々なことが予想される中ですが、教育委員会では、このコロナの前からネットリテラシー醸成講座というものを小学校、中学校で実施しております、保護者の方も参加していただくような形にしております。ただ、ネットリテラシーといいますが、情報モラルの考え方も、端末が配られた段階で新たな状況に入ってきたと思いますので、そのあたりも講座の中身にしっかりと反映できるように、今、事業者のほうとも話を進めているところでございます。引き続きリテラシーの醸成を進めてまいりたいと考えております。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(7)新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた進め方の一部見直しについて、本件に関して、谷澤生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 私からは、新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた進め方の一部見直しについて御報告いたします。

まず、資料の1の主旨でございます。新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取組みについて、前回及び前々回の当委員会で御報告させていただきました。また、常任委員会におきましても、十一月、十二月、文教と福祉保健常任委員会で御報告をさせていただきましたが、その際、民間事業者の質の確保等、様々な御指摘をいただきました。これを踏まえまして、民間事業者の活用について、今後、議会や保護者等に丁寧の説明し、十分な議論を行うため、新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取組みの進め方を一部見直すこととしたため、今回、御報告させていただくものでございます。

2の進め方の一部見直しの考え方でございます。喫緊に対応すべき課題の解決としての民間事業者の活用につきましては、実施時期を延期いたします。一方、狭隘化解消に向けた普通教室の利用につきましては、可能などころから早急に取り組んでまいります。

続きまして、3、今後の進め方等の方向性でございます。

まず、(1)民間の放課後児童健全育成事業者の活用についてですが、①スケジュール等の見直しとしまして、令和四年二月より募集開始としていた時期を一年先に延期いたします。取組みにつきましては、令和四年度中に議会や子ども・子育て会議、保護者等に丁寧に説明し、御議論いただいた内容を踏まえまして、令和四年度中に再度御報告を行ってまいります。

次に、②保護者等へのアンケートの実施でございます。区立小学校で低学年の保護者及び新BOP学童クラブを利用する子どもを対象にアンケートを実施し、運営方針や事業者募集要項、時間延長等ニーズ対応の考え方等に反映させてまいります。

そして、③「(仮称)世田谷区放課後児童健全育成事業運営方針」の策定でございます。区で実施される放課後児童健全育成事業につきましては、子ども・子育て会議の学識経験者等の外部委員の意見等を聴取し、保護者等へのア

ンケート結果も踏まえた上で、区としての運営方針を策定し、適切に質を確保していくものいたします。

続きまして、裏面、二ページを御覧ください。(2)普通教室の利用でございますが、こちらにつきましては、狭隘化及び大規模化している小学校につきまして、既存のスペースに加えて、普通教室の活用を進めてまいります。令和四年四月から各校の施設の状況を踏まえた上で順次実施し、あわせて、運営状況に応じて必要な人員体制を整えてまいります。

(3)休止中の新BOP学童クラブの時間延長モデル事業の再検討についてでございます。令和元年四月から令和三年三月まで二年間実施しました新BOP学童クラブの実施時間延長モデルにつきましては、実施期間中に行ったアンケート調査によりまして、時間延長に対する一定のニーズは確認されておりますが、新型コロナの影響等により令和三年度から休止を続けている状態でございます。当初、時間延長については、学校外の民間の放課後児童健全育成事業所に対応する予定としておりましたが、一年間の延期となります。休止中のモデル事業につきましては、再度実施する保護者等へのアンケート結果を踏まえまして、令和四年度中に今後の取扱いを決定してまいります。

4、今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。当委員会におきましても、記載の項目について、都度、報告をさせていただきますと思っております。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8) 奥沢図書館天井内排水管更新工事に伴う業務の一部変更について、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 それでは、奥沢図書館天井内排水管更新工事に伴う業務の一部変更について御報告いたします。

1の主旨でございますが、奥沢図書館のある奥沢センタービルは築五十年を経っておりますが、これまで大規模な改修工事を行っていないこともありまして、機能の不調や故障が続いており、当面の改修工事として、排水管の更新作業を行います。工事に当たり、奥沢センタービルの排水管がちょうど奥沢図書館天井裏に配置されていることから、工事中は立入りが制限されるため、通常業務は休止し、受付カウンター業務などは工事期間中も継続して実施してまいります。

2の業務変更期間です。令和四年一月十八日から二月二十三日までの間でございます。

3、工事内容ですが、図書館天井内の排水管の更新交換です。

4、工事期間中の図書館業務です。(1)受付カウンター業務は継続して行っております。予約資料の貸出し、資料の返却、予約の受付、利用登録の受付、レファレンスなどです。

(2)こどもコーナーや新聞雑誌コーナーは休止いたします。

(3)子ども向けおはなし会の館内実施は休止ですが、出張事業につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で継続してまいります。

5の周知方法、6の施設概要につきましては、記載のとおりです。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。これは教育委員会の話ではないと

思うのですけれども、このビル自体の耐震というのは大丈夫なのでしょうか。

○會田中央図書館長 この建物の耐震につきましては、かれこれ六年前から一部問題があるということで、改築、何とか工事ができないかということで進めているところです。こちらにつきましては、玉川総合支所を中心として、引き続き一刻も早く工事が行えるようにということで進めているところでございます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(9) 魅力ある区立図書館づくりに向けた取組みの進捗状況について、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 魅力ある区立図書館づくりに向けた取組みの進捗状況について御報告いたします。

1の主旨です。魅力ある図書館づくりに向けて取り組む三つの柱として、中央図書館のマネジメント機能強化、民間活用による図書館サービスの充実、(仮称)図書館運営協議会の設置によるガバナンスの仕組みづくりということで進めているところです。そのうち、民間活用を除いた残り二つの中央図書館のマネジメント機能強化及び(仮称)図書館運営協議会の設置の取組みの進捗状況について御報告するものです。

2、中央図書館のマネジメント機能強化です。中央図書館のマネジメント機能の強化を図って、図書館の公共性、専門性を維持し、安定的な図書館運営やサービス水準の継続に取り組んでいくところですが、本日は(1)、(2)の二点について御説明いたします。

(1) 人材育成計画についてです。図書館運営における専門能力を有した職員 の育成や司書資格取得支援、また、館長、副館長等を対象とした専門研修等、キャリアアップに向けた方策を体系的に示すとともに、外部人材の活用など、専門性の維持継続を総合的に推進する人材育成計画の策定に取り組んでいると

ころです。

恐れ入りますが、おめくりいただき、別紙1を御覧いただけますでしょうか。世田谷区立図書館職員の人材育成計画（イメージ）でございますが、このようなものを考えてございます。世田谷区立図書館の人材育成の方針、世田谷区立図書館の現状及び課題を整理いたしまして、専門的な能力等を培う人材育成の取組みで具体的なメニューを考えてまいりたいと考えてございます。また、世田谷区立図書館職員に求められる能力等や外部人材活用を考え方を整理してまいります。今後、人事所管等関係部署と調整、協議の上、人材育成計画を策定してまいります。

恐れ入りますが、かがみ文にお戻りいただきまして、(2)レファレンスの充実等についてです。令和四年度からスタートする第二次世田谷区立図書館ビジョン第三期行動計画との整合を図りながら、中央図書館の役割の見直しやレファレンスの充実等に取り組んでまいります。

恐れ入りますが、別紙2、レファレンスサービスの充実（イメージ）を御覧いただけますでしょうか。一番上に図書館利用者が来館、ウェブ、電話で様々なレファレンスサービスの利用ということでまとめております。これにつきまして、中央図書館のレファレンスセンターで高度な課題解決型のレファレンスを行います。そのために、専門職員の活用や、今でも蔵書やデータベース等がございますが、レファレンス資料の充実でありますとか、国会図書館レファレンス共同データベースを活用したり、商用データベースについても、さらに充実してまいりたいと考えております。また、地域図書館等の地域の身近な相談窓口ということで、通常のレファレンスは行ってまいりますけれども、難易度が高い案件について利用者から御要望がございましたら、オンラインを活用した相談の実施ということで、中央図書館と直接相談できるオンライン環境を整備することを考えてございます。また、パスファインダー等のレファレンスの

周知も行ってまいります。加えて、専門分野の相談部署、機関と連携した相談会の実施ということで検討を進めているところでございます。

恐れ入りますが、もう一度かがみ文に戻っていただきまして、もう一つの柱、3、（仮称）図書館運営協議会の設置についてです。図書館利用者やボランティア活動等で図書館に関わる区民、学識経験者等を構成メンバーとする（仮称）図書館運営協議会を令和四年度から設置してまいります。こちらで区立図書館全館の運営状況の評価、検証でありますとか、様々な意見、提案をいただきまして、図書館運営やサービス水準を安定的に確保するガバナンス機能を発揮する体制をつくってまいります。現在、令和四年二月から区民委員の公募を開始する予定でございます。

恐れ入りますが、裏面を御覧ください。（1）協議会構成員（想定）です。①公募区民ということで、公募を考えているところでございます。対象から募集方法については、記載のとおりです。

4の今後のスケジュールでございますが、中央図書館のマネジメント機能強化の人材育成計画については、今年度中に策定を考えてございます。来年四月以降、各種研修などを実施してまいります。また、（仮称）図書館運営協議会の設置につきましては、区民委員の公募の後、四月以降はそれ以外の委員の選任でありますとか、七月には第一回の協議会を開催してまいりたいと考えているところです。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 図書館の位置づけなのですけれども、これからはいろいろな意味で変わってくるなと私は思っています。運営協議会のメンバーなのですが、読書ですとか図書館のファンというか、今の図書館を利用されている、あるいは

関係されているコアのメンバー、図書館関係者と言われている人だけではなく、まちづくりだとか地域づくりだとか、世田谷区の多くの地区で社会といろいろな意味で関わっている人たちをぜひ運営協議会のメンバーに入れていただきたい、その辺を御検討いただきたいと思うのです。そうしないと、図書館というものが専門性を持った閉じられた空間になってしまう可能性があつて、これからの時代の変化に対応できなくなってしまうのではないかという危惧を私は持つておりますので、その辺を御検討いただければと思います。

○會田中央図書館長 ありがとうございます。お話しのとおりで、図書館は、魅力ある図書館として、変わっていかなくてはいけないと考えています。大勢の区民の中でも、実際に利用者登録をいただいているのは三割程度ということで、残り七割の方は図書館を利用していないという実態もあつて、そういった方々にも広く使っていたらきたいという視点であるとか、また、地域連携等ももっと進めていかななくてはいけないということでは、お話しのとおり、協議会のメンバーについては広く考えていきたいと思えます。よろしく願ひします。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(10)各課行事予定について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和四年一月の各課行事予定表について御報告いたします。

予定といたしましたしましては、十一日に第一回、二十五日に第二回の教育委員会定例会が予定されています。また、十二月二十六日から一月七日までが学校冬季休業日でございます。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (11)その他の連絡事項等はございませんか。

○亀田委員 度々で恐れ入りますが、不登校の成績評価の事例について、世田谷のお子さんに必要と考えるので、催促しているところでございます。年内に御報告をとお願ひして、それは難しいという御回答はなかったところ、本日、特に御説明や事情の御説明もないわけですが、現時点の状況を教えていただけますでしょうか。

○塚本教育政策部副参事 (学校経営・教育支援担当) 御報告が遅れておりますが、各学校では、今現在、不登校のお子さんがある実態の中で、出席の扱いについては、オンラインで授業を配信しているところで、これも個々のお子さんの対応によりますけれども、例えば一時間、二時間という形でも出席という扱いを取っていたりとか、教材なども、オンラインで授業を学習することによって評価をしたりとか、ロイロノートなどでやり取りをしながら、評価を進めているところがございます。細かい事例については、ここで申し上げられませんが、全般的なところでは、小・中学校はそのような形で進めていると聞いております。

○亀田委員 多分、半年ぐらい前をお願いして、何回かお願いしていると思うのですが、出席扱いではなくて、成績評価の事例ということで繰り返しお願いしていると思います。その点、今の調査の状況と御報告いただける時期を教えてくださいますでしょうか。

○塚本教育政策部副参事 (学校経営・教育支援担当) 細かい一定数の事例を

把握しておりませんので、早急に対応して御連絡を差し上げたいと思います。

○亀田委員 多分、前にお願ひしたときは、全部把握するのが難しいのであれば、三つ、四つの事例でもいいから出してほしいということでお願ひしていただきたいと思いますので、調べればすぐに御報告いただけるのではないかと思います。いかががでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） すぐ学校のほうに対応を聞いて御連絡したいと思います。

○亀田委員 そうすると、次回御報告いただけるということでもよろしいですか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 大丈夫でございます。

○渡部教育長 それでは、次回ということで、年が明けてしまいましたが、それでよろしいでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） はい。

○渡部教育長 ほかがございませんでしょうか。

それでは、本日は資料配付が二件ございますので、御覧になっておいてください。

今回の教育委員会は令和四年一月十一日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第二十三回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時十三分閉会